

(案)

(仮称) 第4次さっぽろ子ども未来プラン

令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

目次

第1章 計画の策定	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の対象	3
4 計画期間	3
第2章 札幌市の現状	4
1 前計画の実施状況	4
(1) 計画全体の成果指標の達成状況	5
(2) 各基本目標の主な取組結果	5
2 札幌市の子ども・子育ての現状	12
(1) 子ども・若者を取り巻く現状	12
(2) 子育て家庭の現状	26
第3章 計画の推進体系	38
1 基本理念	38
2 基本的な視点	38
3 子どもが考える未来のさっぽろ	40
4 基本目標	41
5 成果指標	41
(1) 計画全体の指標	41
(2) 基本目標ごとの指標	42
(3) 主要な活動指標	43
第4章 具体的な施策の展開	44
1 計画体系	44
2 基本目標ごとの施策の展開	45
基本目標1 子ども権利を大切にす環境の充実	45
<現状と課題>	45
基本施策1 子ども権利を大切にす意識の向上	47
基本施策2 子どもの参加・意見表明の促進	49
基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり	50
基本施策4 子ども権利侵害からの救済	51
基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実	53
<現状と課題>	53
基本施策1 高まる保育ニーズへの対応	54
基本施策2 社会全体での子育て支援の充実	56
基本施策3 妊娠期からの切れ目のない支援の充実	57
基本施策4 経済的支援の充実	59
基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実	60
<現状と課題>	60

基本施策 1	充実した学校教育等の推進	62
基本施策 2	放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供	63
基本施策 3	地域における子どもの成長を支える環境づくり	65
基本施策 4	次代を担う若者への支援体制の充実	67
基本目標 4	配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実	69
	<現状と課題>	69
基本施策 1	児童相談体制の強化	70
基本施策 2	障がい児、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実	72
基本施策 3	子どもの貧困対策の推進	73
基本施策 4	ひとり親家庭への支援の充実	74
基本施策 5	子どもを受け入れる多様性のある社会の推進	74
第5章	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画	75
1	教育・保育及び地域子育て支援事業に関する需給計画について	75
2	教育・保育提供区域の設定	75
3	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業	75
	(1) 教育・保育	75
	(2) 地域子ども・子育て支援事業	76
4	教育・保育の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）	77
	(1) 「量の見込み」の基本的な考え方	77
	(2) 提供体制（供給量）の「確保方策」の基本的な考え方	77
	(3) 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」（全市）	80
5	地域子ども・子育て支援事業の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）	83
	(1) 利用者支援事業	83
	(2) 時間外保育事業	84
	(3) 放課後児童健全育成事業	85
	(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	86
	(5) 地域子育て支援拠点事業	86
	(6) 一時預かり事業（幼稚園型）	87
	(7) 一時預かり事業（幼稚園型を除く。）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く。）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	88
	(8) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	89
	(9) 子育て援助活動支援事業（就学後）	90
	(10) 乳児家庭全戸訪問事業	90
	(11) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他による要保護児童等に対する支援に資する事業	91
	(12) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	92
6	提供区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」	93
第6章	計画の推進体制	94
1	計画の推進体制	94

(1) 附属機関等による点検・評価の実施.....	94
(2) 庁内での推進体制の確立.....	94
2 計画の見直し.....	94
第7章 参考資料.....	95
1 計画の策定体制.....	95
2 計画の策定経過.....	95
3 附属機関開催概要（札幌市子ども・子育て会議、札幌市子どもの権利委員会）.....	95
4 ニーズ調査結果（就学前児童対象ニーズ調査・子ども実態・意識調査）.....	95
5 ワークショップ結果（市民ワークショップ・子ども未来委員会）.....	95
6 パブリックコメント実施結果（実施概要・主要な意見・市の考え方）.....	95

現在、札幌市では、「新・さっぽろ子ども未来プラン」の改定作業を進めており、この案は確定されたものではなく、これをたたき台として議論を進めていくものとなります。

第1章 計画の策定

1 計画策定の背景及び趣旨

札幌市では、国際条約「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念を、よりわかりやすく札幌の実態に即した形で具体的に示し、あらゆる場面での実践につなげるため、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下「権利条例」という。）」を制定し、平成21年4月に施行しました。

権利条例では、生まれた子どもが、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくために必要な基本的な考えを明らかにするとともに、条例に基づく「札幌市子どもの権利に関する推進計画（以下「推進計画」という。）」を策定し、これまで第1次推進計画（平成23年度～平成26年度）、第2次推進計画（平成27年度～令和元年度）で具体的な取組を進めてきました。

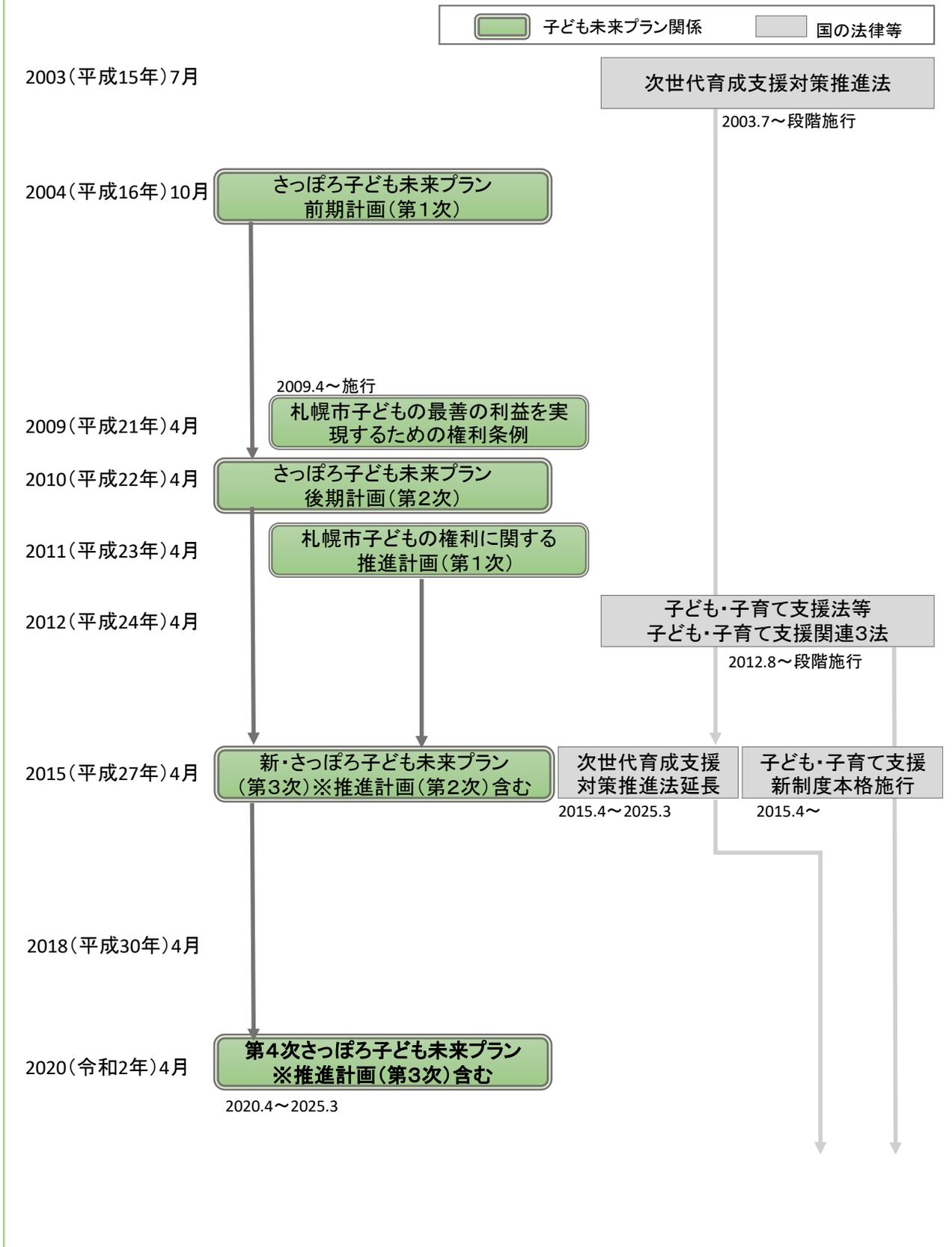
また、平成24年には、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援法が制定され、この法律と関連する法律に基づき、幼児期の学校教育や地域の子ども・子育て支援の充実を図る「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から開始しています。新制度では、各市町村が子ども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況・利用希望を把握し、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされました。

札幌市では、それまで次世代育成支援対策推進法により策定した「さっぽろ子ども未来プラン」（前期計画：平成16年度～平成21年度、後期計画：平成22年度～平成26年度）に基づき、子どもと子育て家庭を支援する取組を進めてきましたが、その計画を引き継ぎ、平成27年3月、第2次推進計画と第1期市町村子ども・子育て支援事業計画を包含する「新・さっぽろ子ども未来プラン」（平成27年度～令和元年度）を策定しました。

平成27年度以降、「新・さっぽろ子ども未来プラン」に基づき、子どもが本来生まれながらに保障されるべき権利を社会全体で実現することを最大の目的としつつ、妊娠・出産や育児に関する子育て家庭の不安や負担の軽減に取り組んできました。保育定員の拡大などは着実に成果が出ているものの、女性就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加など、社会環境が急激に変化している中、周囲に頼る人がいない中での孤独な育児、止まらない少子化、そして児童虐待などの深刻な子どもの権利侵害等、対応すべき課題が顕在化しています。

今後これらの課題に対応し、令和2年度以降に取り組むべき子どもの権利保障や市民ニーズに即した子ども施策を総合的・計画的に推進するため、第3次推進計画及び第2期市町村子ども・子育て支援事業計画を包含した「第4次さっぽろ子ども未来プラン」を策定いたします。

《これまでのさっぽろ子ども未来プランの経過》



2 計画の位置付け

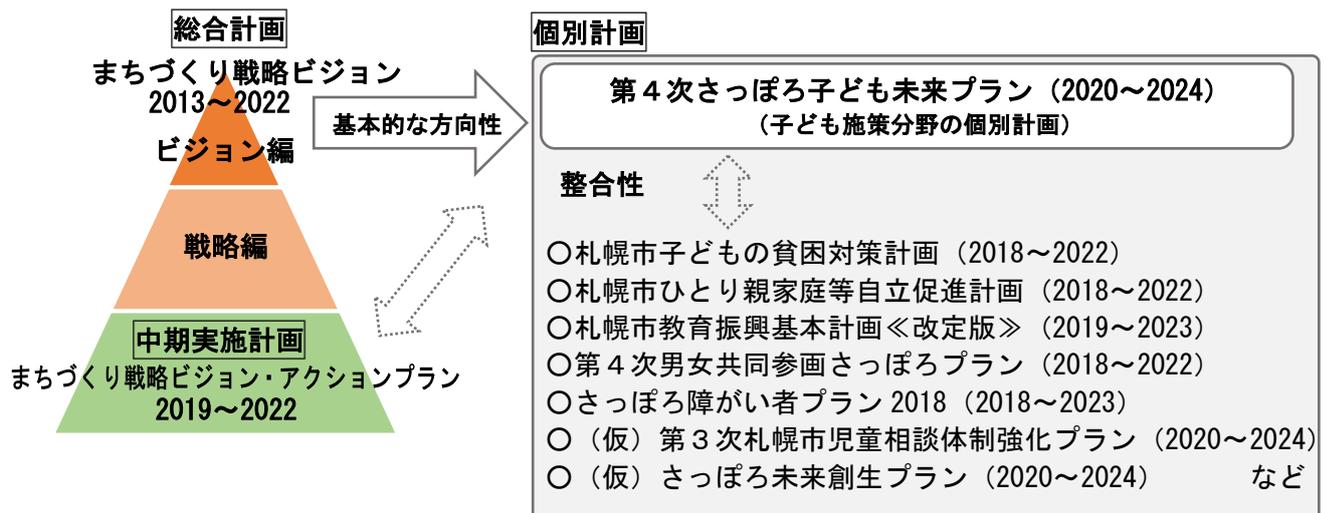
本計画は、権利条例第 46 条第 1 項に基づく「子どもの権利に関する推進計画」及び子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含した計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」（放課後子ども総合プランに基づく取組内容を含む）、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども・若者計画」、児童福祉法第 56 条の 4 の 2 第 1 項に基づく「市町村整備計画（保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する計画）」も本計画に含みます。

＜札幌市の関連する計画との関係＞

本計画は、札幌市のまちづくりの計画の最上位に位置付けられる「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の方向性に沿った、子ども施策分野の個別計画です。

また、本計画は、その他の関連する各施策分野の個別計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していきます。



3 計画の対象

本計画は、すべての子ども（おおむね 18 歳まで）とその子育て家庭（妊娠・出産期を含む。）、及び、若者（おおむね 15~34 歳まで、施策によっては 39 歳まで）を対象とします。

また、市民、地域で活動する団体、企業、行政などすべての個人及び団体も対象としています。

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和 2 年度（2020 年度）～令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間とします。

第2章 札幌市の現状

1 前計画の実施状況

平成27年3月に策定した前計画では、「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」を基本理念とし、「子どもの権利を大切にする環境の充実」、「安心して子どもを生み育てられる環境の充実」、「子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実」、「配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実」の4つの基本目標を定め、計画に基づく各種取組を進めてきました。

また、主な取組内容や指標の達成状況について、毎年度、附属機関である「札幌市子どもの権利委員会」、「札幌市子ども・子育て会議」に報告し、点検・評価を行ってきました。

(参考) 前計画の施策体系



(1) 計画全体の成果指標の達成状況

前計画では、札幌市の子どもや子育て家庭を取り巻く現状を表す計画全体の成果指標として、2つの数値目標を設定しています（表1）。

成果指標の1点目の「自分のことが好きだと思う子どもの割合（自己肯定感）」は、この5年間で当初値に比べ2.0ポイント上昇という結果でした。自己肯定感には、子ども自身の様々な意欲や達成経験、周囲への信頼感も関連することから、引き続き子どもの権利理念を踏まえた各種施策を着実に推進する必要があると考えられます。

また、成果指標の2点目の「子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合」は、この5年間で当初値に比べ約10ポイント低下しています。この間、全国的に子育てに関する問題意識が高まったことや、就労する女性が大幅に増加したことに伴う保育需要の高まりにより、仕事との両立に不安を抱える保護者や、希望する保育サービスを利用できない方がいることなどが考えられ、より一層、市民のニーズを踏まえた施策や事業の充実が必要と考えられます。

(表1) 前計画の全体成果指標の達成状況

指標		当初値	H26	H27	H28	H29	H30	目標値
①	自分のことが好きだと思ふ子どもの割合※	65.4% (H25)	63.1%	63.1%	64.6%	67.6%	67.4%	75.0% (H31)
②	子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合	60.7% (H25)	59.8%	55.9%	56.1%	54.4%	50.9%	75.0% (H31)

(出典) ①：上記のうちH25、30が札幌市子どもに関する実態意識調査（H30：N=1,662）

それ以外は中間年の参考値として実施した事業参加者等へのアンケート調査結果に基づく。

②：札幌市指標達成度調査（H30：N=1,447）

(2) 各基本目標の主な取組結果

ここでは、4つの基本目標ごとに主な取組結果を掲載します。

ア 基本目標1「子どもの権利を大切にできる環境の充実」

【主な成果】

■ 子どもの参加・意見表明の促進

子どもが市政について考え提案を発表する子ども議会のほか、他の子どもの権利条例制定自治体（長野県松本市、北広島市、奈井江町等）と連携し、子ども同士がまちづくりについて話し合い、意見を発表する子ども交流事業を実施するなど子どもの参加の取組を促進しました。

【交流事業の写真】



■ 子どもコーディネーターの配置

平成 30 年 3 月に策定した「札幌市子どもの貧困対策計画」に基づき、地域を巡回し、困難を抱える子どもの相談対応を行う「子どもコーディネーター」を配置しました。



■ アシストセンター「LINE 相談」の試行実施

子どもの権利救済機関である「子どもアシストセンター」において、平成 30 年度・令和元年度に、無料通信アプリの LINE による相談を実施。平成 30 年度は高校 1 年生に周知（期間の途中で市立、私立高校 2～3 年生に追加周知）し 38 件の相談が、令和元年度夏季は中高生に周知し 319 件の相談が成立しました。



【まとめ】

子どもの権利の理念の普及のため、乳幼児の保護者向け広報や、学校・教育委員会と連携し、学齢期の子どもの理解促進を図ってきたほか、子ども議会や他の権利条例制定自治体との連携による「子ども交流事業」の実施等を通して、地域や市政における子どもの参加・意見表明の取組を進めました。

また、策定した「子どもの貧困対策計画」に基づき、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し必要な支援につなげる「子どもコーディネーター」を新たに配置するとともに、いじめの防止や子どもアシストセンターによる相談対応など子どもの権利侵害からの救済に取り組みました。

推進計画の成果指標に関しては、全般的に上昇傾向にあるものの、「子どもの権利が守られていると思う人の割合」は目標値と比較して特に大人の割合が低く、いじめ・虐待等の権利侵害への懸念も引き続き大きいことがうかがえます。

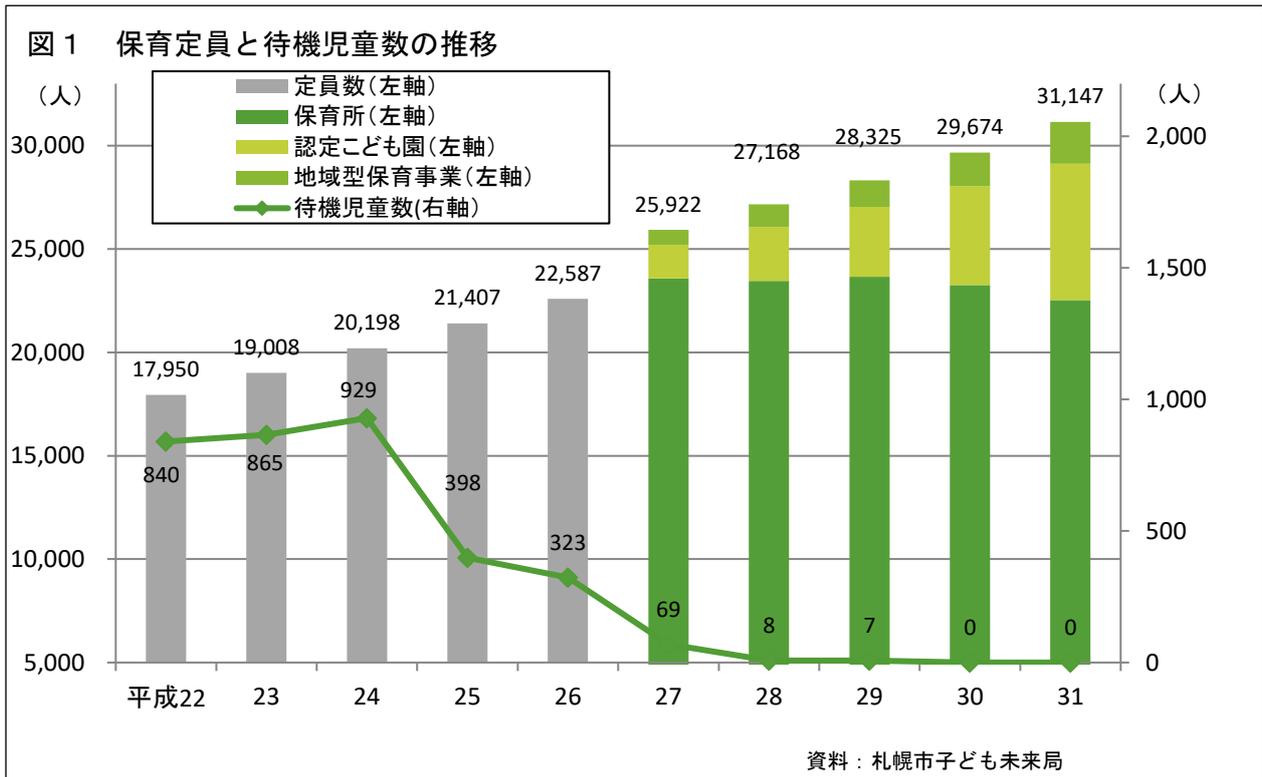
今後の子どもの権利保障に向けて、妊娠・出産期からの重層的な啓発活動の取組が必要との附属機関（子どもの権利委員会）からの指摘も踏まえて、子どもの権利を尊重する意識の向上と権利侵害からの救済の取組を、より一層充実させていくことが必要です。

イ 基本目標2「安心して子どもを生き育てられる環境の充実」

【主な成果】

■ 待機児童解消に向けた認可保育所等の整備

子ども・子育て支援事業計画の策定（平成27年3月）、及びニーズ量の拡大を踏まえた同計画の改定（平成30年3月）に基づき、待機児童解消に向けた認可保育所等の整備、幼稚園の認定こども園化、幼稚園一時預かり実施園の充実などにより、保育定員の拡大に取り組みました。その結果、平成31年4月現在の国定義での待機児童数は、平成30年度に引き続き0人となりました。



■ 子育てと仕事の両立支援・女性社員の活躍応援

ワーク・ライフ・バランスの推進に係る認証制度について、平成30年に女性の活躍の要素を加えた新たな認証制度を創設したほか、平成30年10月に、就労と保育の相談を一体的に行う「女性の多様な働き方支援窓口（ここシェルジュ SAPPORO）」を札幌エルプラザ内に開設し、就労相談や市内保育所の情報提供、再就職に向けた職場体験等を実施しています。



■ 各区役所での子育て支援の充実

平成 30 年に各区に「こそだてインフォメーション」を開設し、乳幼児健診等の機会に気軽に立ち寄れるようにしたほか、同年 10 月から、別々の場所での会員登録手続きが必要であった 3 つの子ども一時預かりサービス事業（さっぽろ子育てサポートセンター事業、こども緊急サポートネットワーク事業、病後児デイサービス事業）について、一元的な事前利用登録の受付窓口を各区に設置しています。

【清田区こそだてインフォメーション】



【まとめ】

計画期間において、就労する女性の増加などに伴う、保育ニーズの増加に対応するため、子ども・子育て支援事業計画を改訂し、認可保育所等の整備や幼稚園の認定こども園化などによる保育定員の拡大に努めてきました。その結果、国定義での待機児童数は 0 人となっています。

このほか、気軽に子育て相談ができる窓口体制の充実を図ってきたほか、就労と保育の一体的な相談窓口の開設や、女性活躍に向けた企業への働きかけなどを行っています。

一方、市民への意識調査の結果、「仕事と生活の調和が取れていると思う」と答える割合は減少傾向が続いており、多様化する保育ニーズに対応できる環境の整備が求められます。

ウ 基本目標 3 「子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実」

【主な成果】

■ さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進

分かる・できる・楽しい授業の推進を図るため、各学校がそれぞれの実情に応じたプログラムを作成・実行しています。また、学校と家庭が一体となって子どもの学習習慣づくり等を進めていくための指針「さっぽろっ子『学び』のススメ」のリーフレットを活用し、学校・家庭・地域が連携した、子どもの望ましい習慣づくりを推進しています。

■ 児童会館整備の推進・過密化の解消

小学校の増改築等の機会を捉えた新型児童会館の整備を平成27年度からの5年間で9館、ミニ児童会館の整備を3館進めてきた。また、児童クラブが過密化している場合は、児童会館体育室へのマット敷設、ミニ児童会館の面積拡充等により、過密化の解消を図っています。

【栄西小はんのき児童会館】



■ 若者の自立支援事業の拡充

若者の自立に関する総合相談窓口を若者支援総合センターに設置し、個別相談や自立支援プログラムを実施してきたほか、平成30年度から、市内4館の若者活動センターにおいても、相談に応じるほか、新たに高校中退者等に対する学習支援を実施するなど、自立支援機能を拡充しています。

【広報チラシ】



■ ひきこもり支援の拡充

平成27年10月に、ひきこもり専門の相談窓口「札幌市ひきこもり地域支援センター」を開設し、相談対応・家庭訪問等を通じた支援を行っているほか、平成30年6月からは、ひきこもり状態にある本人やその家族等が集まり交流する場として、集団型支援拠点「よりどころ」を定期開催し、支援を行っています。

【まとめ】

計画期間において、家庭と学校とが連携して子どもの学ぶ意欲を向上させ、習慣づくりを行う取組を進めるなど学校教育の充実に向けた取組を行ってきたほか、児童会館、若者支援施設など、放課後や地域での子どもの居場所づくりに努めてきました。また、ひきこもり状態にある本人・家族の交流の場を充実させるなど、若者の自立に向けた支援も進めています。

一方、附属機関（子ども・子育て会議）からは、地域・人をキーワードに、官民が連携し地域資源を活用して子どもを支える環境づくりが必要であることが指摘されており、次代を担う子ども・若者が健やかに育つうえでの環境・支援体制の整備を更に進めていくことが必要です。

エ 基本目標4「配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実」

【主な成果】

■ 家庭的な養育環境の整備の充実

児童養護施設のケア単位の小規模化やグループホームの設置を進めるとともに、里親委託の推進を図るため、普及啓発と合わせ、平成30年度から、初めて里親を委託された際に直面する様々な事例に対応する里親トレーニング事業を開始しています。

■ 学校内における子どもの支援体制の充実

特別な教育的支援を必要とする子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、介助アシスタント（肢体不自由の児童生徒に対する身体介助を専門に行うボランティア）や学びのサポーターの配置を行っています。

（参考）学びのサポーター—平成30年度実績

活用学校数	小学校 202 校・中学校 83 校・ 高校 3 校
支援対象児童生徒数	1,485 人
活用可能時間数	1 校当たり 700 時間 (前年度より 58.4 時間増)

■ ひとり親家庭への支援の推進

生活全般において困難に直面することの多いひとり親家庭にあっても、子どもたちが健やかに育つことができるよう、経済的支援のほか、生活支援や相談支援、資格取得の促進をはじめとするひとり親の就業支援、子どもたちの学習支援などを進めてきました。また、こうした支援制度等についての情報が必要な家庭に届くよう、広報活動に力を入れています。

【まとめ】

計画期間において、社会的養護の取組の充実として、里親委託の推進や児童養護施設の小規模化など、家庭的な養育環境の整備を進めています。また、特別な教育的支援を必要とする子どもへのサポート体制の拡充やひとり親家庭への支援の推進などに取り組んできました。

今後は、これらの視点に加え、例えば、医療的ケアを要する子どもなど、一人一人の子ども状況に応じたよりきめ細かな支援が求められます。

(3) 前計画の総括

前計画では、子ども・子育て支援新制度の開始という大きな制度変更があり、2度のニーズ調査を経て、待機児童対策に注力してきました。その結果、国定義の待機児童数は、平成30年から2年連続で0人となっています。加えて、権利条例の理念に基づく広報、参加機会の拡充や、各種子育て支援の取組、ひきこもり支援など若者の自立支援の充実などの取組については、概ね着実に実施できたものと考えています。

一方、この間、就労する女性が増加したことなどに伴い、アンケート調査や附属機関からも、更なる保育環境の充実を求める意見が多数寄せられています。とりわけ、計画全体の数値目標「子どもを生き育てやすい環境だと思ふ人の割合」は、前計画時から大きく低下していることから、後述する市民ニーズ調査の結果から明らかとなった課題等に着実に応えていくことが必要です。

また、市ではこの間、子どもの貧困対策計画の策定、ひとり親家庭等自立促進計画を策定し、これらに基づき配慮を要する子どもや家庭への各種取組も進めてきました。一方、児童虐待によりかけがえのない命が失われるなど、著しい権利侵害の実態も生じています。

以上のことから、次期計画では、基本目標や分野ごとの取組を着実に進めるとともに、市全体での計画の進捗に加え、地域レベルでの子ども・子育て支援の取組の充実や、分野間での連携の強化を図ることが必要と考えます。

2 札幌市の子ども・子育ての現状

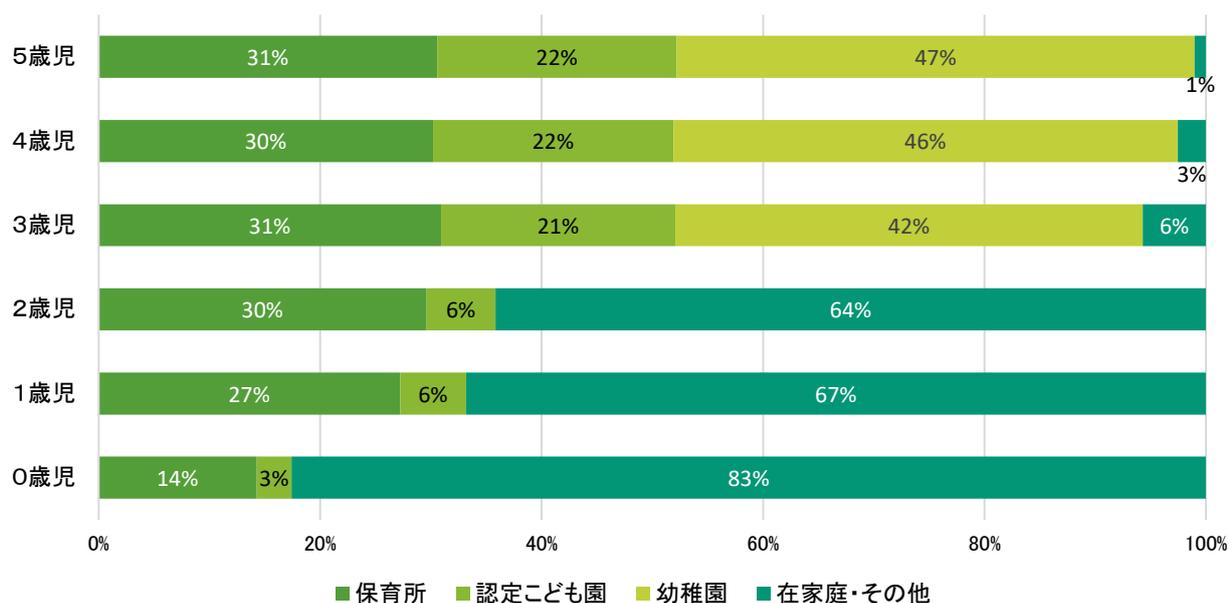
(1) 子ども・若者を取り巻く現状

ア 様々な子ども・若者の育ちの現状

■就学前児童の日中の過ごし方

・就学前児童が日中過ごす場を見ると、0歳児の約8割、1～2歳児の約6割が家庭などで過ごしています。その後、年齢が上がるにつれ、保育所、認定こども園、幼稚園に通う割合が増え、5歳児ではほぼすべての児童が何らかの幼児教育施設を利用しています。

図2. 就学前児童の日中の過ごし方

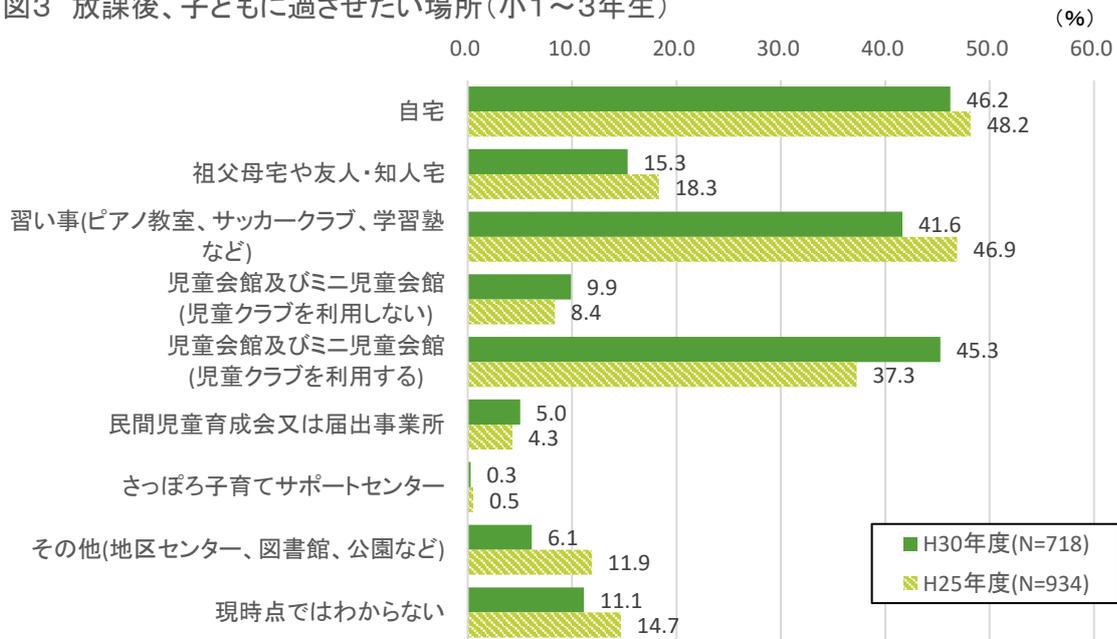


資料：札幌市子ども未来局（平成30年度）

■小学校就学後の放課後の過ごし方

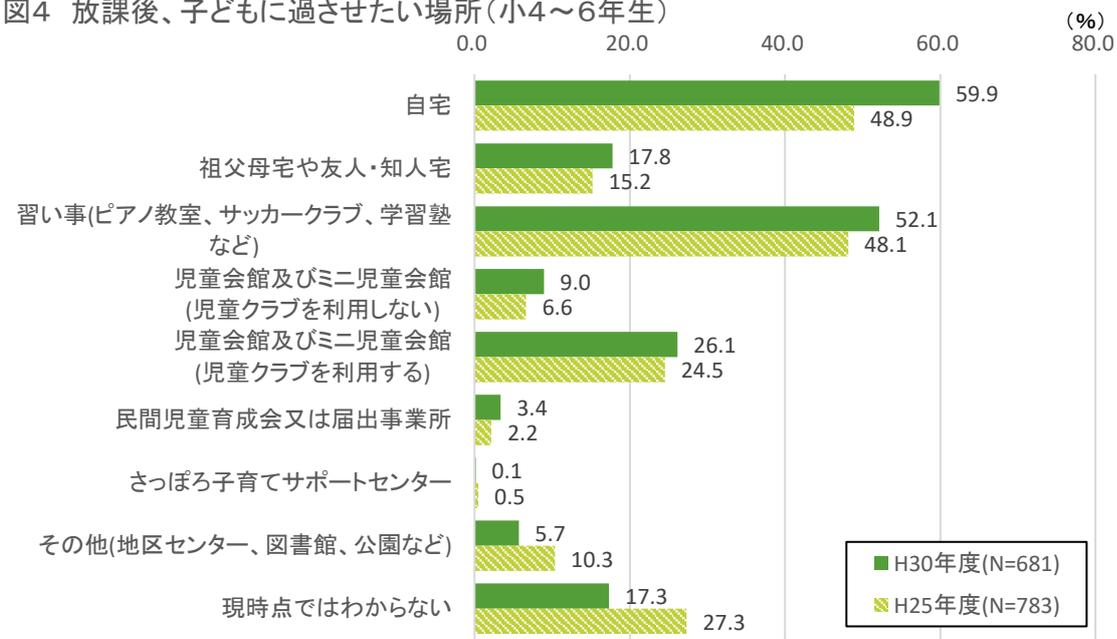
- ・放課後、子どもに過ごさせたい場所としては、高学年（小4～6年生）では低学年（小1年～3年生）よりも児童クラブを利用させたいという意向が低い傾向にあります。
- ・一方、低学年（小1～3年生）では平成25年度調査の結果と比べると、児童クラブの利用意向が増加しています。（平成25年：37.3%、平成30年：45.3%）

図3 放課後、子どもに過ごさせたい場所（小1～3年生）



資料：札幌市「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」

図4 放課後、子どもに過ごさせたい場所（小4～6年生）



資料：札幌市「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」

■障がい児に係る通所サービスの支給決定人数推移

- ・障がい児を対象とした通所サービスを利用する子どもは年々増加傾向にあります。特に、児童発達支援、放課後等デイサービスについては、伸びが顕著になっています。

表2 札幌市における障がい児に係る通所サービスの支給決定者数の推移

(人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童発達支援	2,865	3,249	3,699	4,148	4,605
医療型児童発達支援	73	68	65	62	70
放課後等デイサービス	3,788	4,395	5,100	5,961	6,751
保育所等訪問支援	201	298	403	505	593
居宅訪問型児童発達支援	—	—	—	—	4

資料：札幌市保健福祉局

■ひきこもりの若者数

- ・「市民の生活等に関する調査（ひきこもりに関する実態調査※1）の結果から推計すると、ひきこもり群の若者（15歳～39歳）は、若者80.2人に対して1人の割合で存在すると考えられます。

表3 ひきこもりの若者の推計数

	ひきこもりの若者の割合※2	推計数※3	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.04%	5,503人	} 準ひきこもり
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.14%	734人	
自室からは出るが、家からは出ない 又は、自室からほとんど出ない	0.07%	367人	} 狭義のひきこもり
合計	1.25%	6,604人	} 広義のひきこもり (ひきこもり群) (若者80.2人に1人)

資料：札幌市「市民の生活等に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」（平成30年度）

※1：札幌市在住の15歳～64歳の男女10,000人を対象に無作為抽出アンケート調査を実施

※2：標本数4,368人（札幌市在住の15歳～39歳の男女）中有効回収数（率）1,444人（33.1%）

※3：札幌市の15歳～39歳の人口529,793人（平成30年7月）に、ひきこもりの若者の割合を乗じて推計数を算出しているが、表中のひきこもり若者の割合は、小数点第3位以下を四捨五入した数値であるため、当該数値を用いた推計数の算出では、表中の推計数の数値と一致しない。

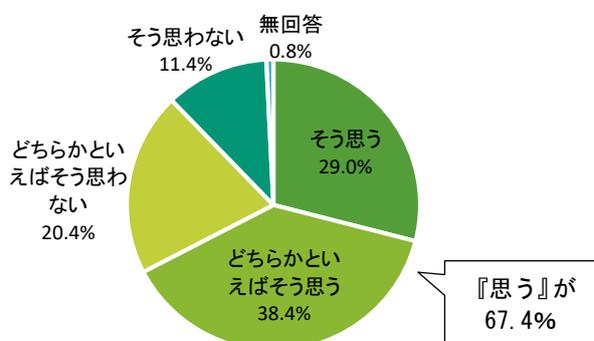
イ 子どもの権利に関する現状（子どもに関する実態・意識調査を中心に）

■子どもの意識（自己肯定感等）

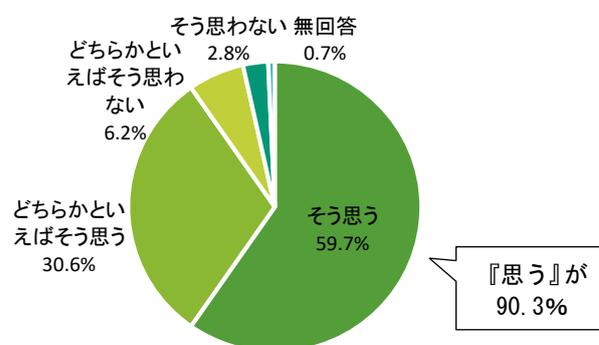
- ・平成 25 年度調査の結果に比べ、「自分のことが好き」と思う子どもの割合は上昇しています。（平成 25 年度：65.4%、平成 30 年度：67.4%）
- ・「自分を大切に思ってくれる人がいる」「自分の考えや意見を聞いてもらってうれしかったことがある」「困ったときには人に相談してみるのも大事だと思う」などの関連項目で、肯定的な回答の割合はより高くなっています。
- ・これらの回答傾向を比較した場合も、子どもの自己肯定感、周囲からの受容感、意見表明の達成感、相談・解決に向けた意識などは相互に連動している傾向が見られます。

図5 子どもの自己肯定感等（子ども n=1,662）（単一回答）

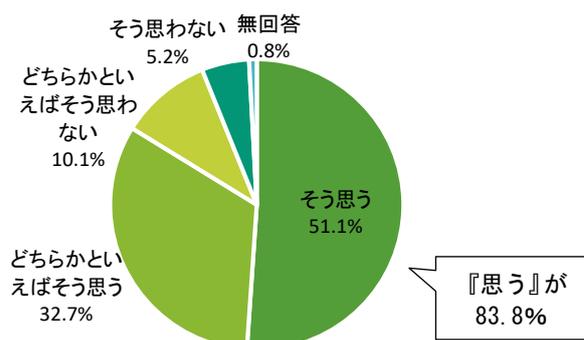
【子ども】自分のことが好き



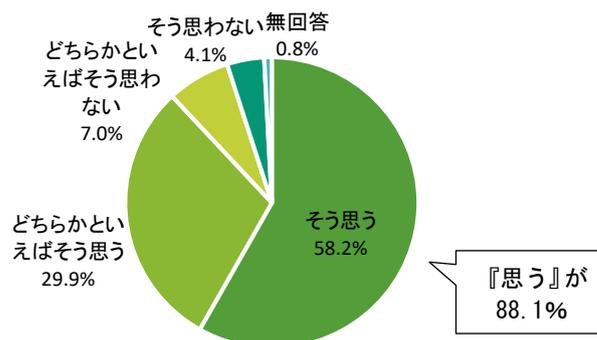
【子ども】自分を大切に思ってくれる人がいる



【子ども】自分の考えや意見を聞いてもらってうれしかったことがある



【子ども】困ったときには人に相談してみるのも大事だと思う



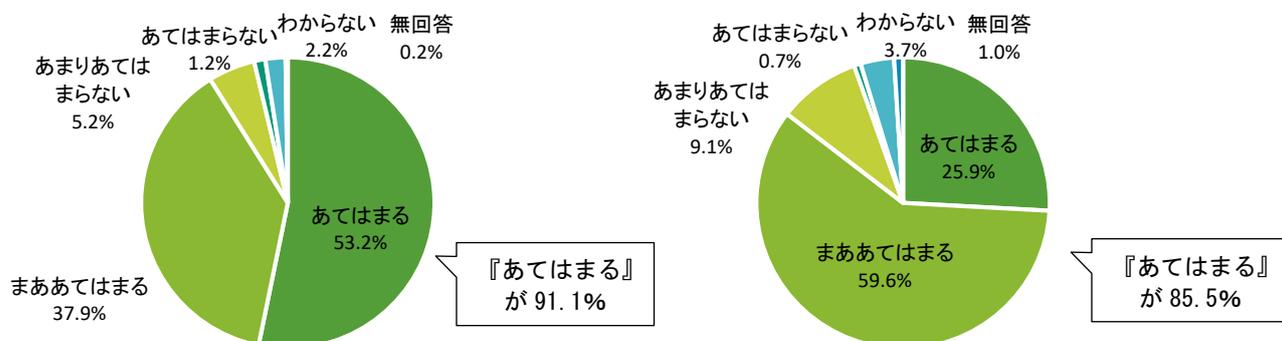
■保護者の子どもへの関わり

- ・ 保護者の子どもへの関わりとして、子どもの考えや意見を受け止め、主体性を尊重しながら、必要な声かけや手助けをする姿勢が見られます。
- ・ 子どもの回答からも、子どものまじめな話をちゃんと聞き、困っているときにはなぐさめたり背中を押したりする保護者の姿勢がうかがえ、こうした保護者の姿勢と自己肯定感に関する回答傾向を比較した場合も、相互に連動している傾向が見られます。
- ・ 権利条例の趣旨からも、子育てなど大人の子どもの関わりの中では、子どもの主体性の尊重と、必要に応じた保護・支援のバランスが重要といえます。

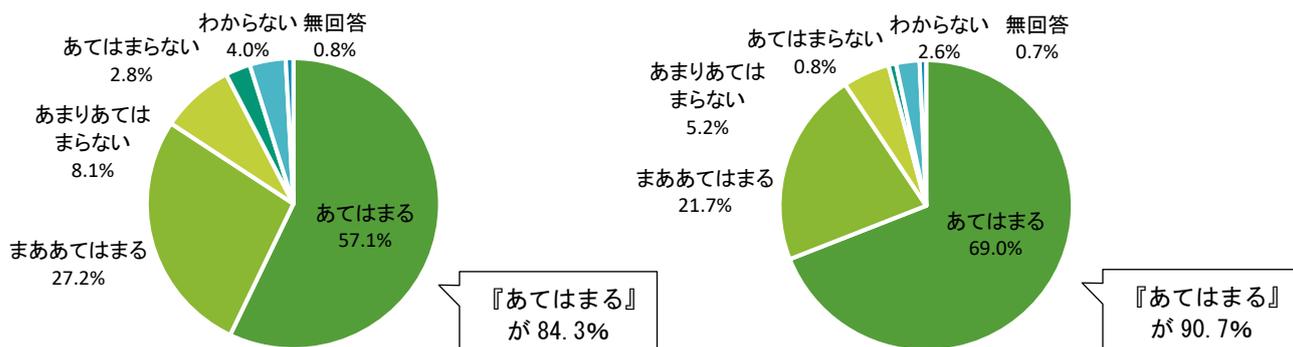
図6 保護者の子どもへの関わり

(大人(高校生以下の子どもがいる大人)n=406、子ども n=1,662)(単一回答)

【保護者】 不安な様子をしていたら声かけする 【保護者】 できるだけ子どもの考えや意見を理解し、尊重する



【子ども】 困ったときはなぐさめたり、背中を押してくれる 【子ども】 まじめな話はちゃんと聞いてくれる



■大人から見た子どもの印象

- ・子どもを取り巻く課題として「SNSやインターネット、ゲーム」や「いじめ」が多く挙げられるとともに、共働きなどで子どもが保護者と過ごす時間が足りず、周囲の大人と関わる機会が少ないと感じている方が多いことがわかります。
- ・子どもが不安や悩みを抱えこみやすいという印象も強く、周囲の大人から子どもが見えにくくなっている傾向がうかがえます。

図7 子どもを取り巻く課題として特に重要と思うもの（大人 n=1,589）（複数回答）

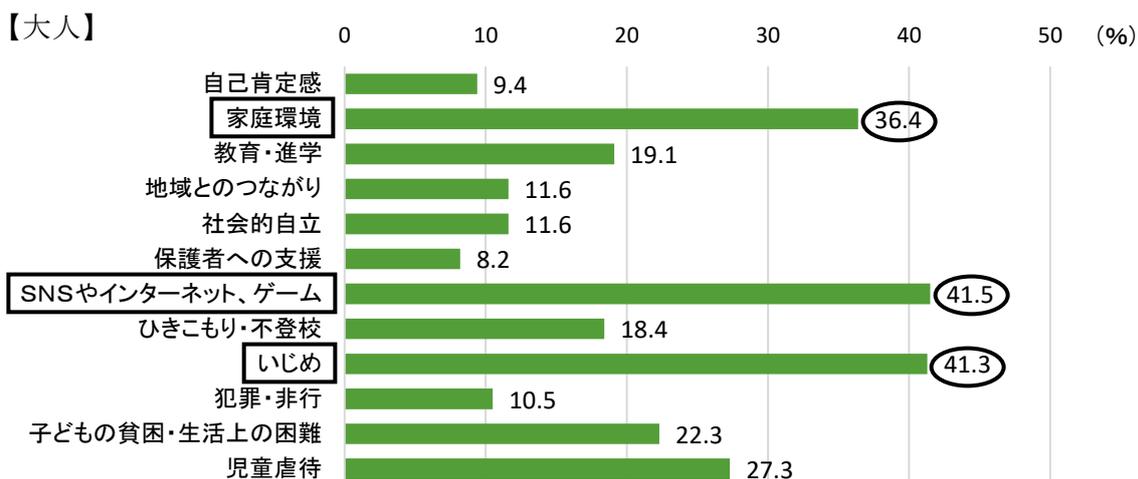
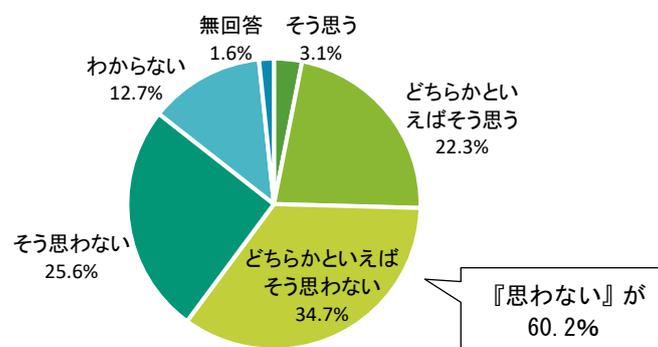
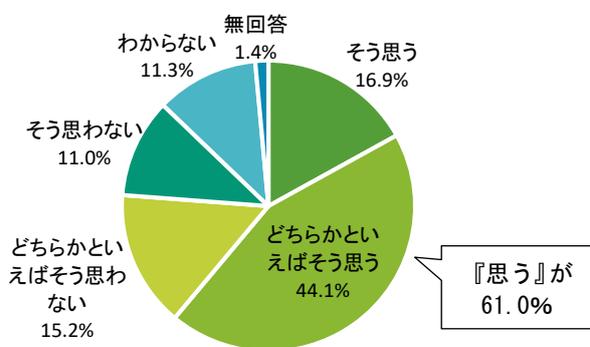


図8 子どもの印象（大人 n=1,589）（単一回答）

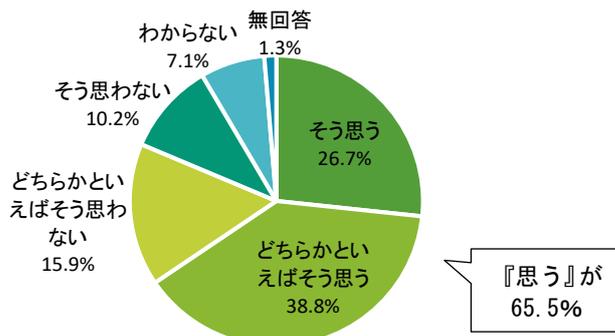
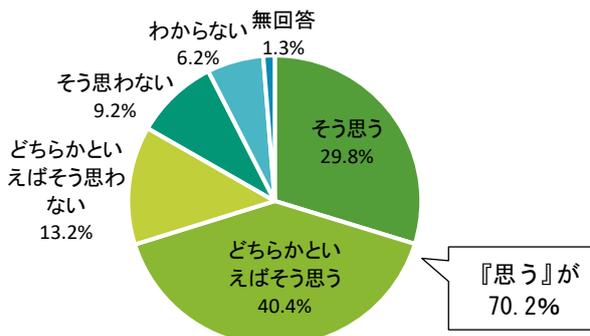
【大人】不安や悩みを抱えこみやすい

【大人】周囲の大人は子どもの思いや考えに配慮できている



【大人】共働きなどで保護者と過ごす時間が足りない

【大人】家庭や学校以外に大人と関わる機会が少なすぎる



■子どもの権利の保障

- ・平成 25 年度調査の結果に比べ、子どもの権利が大切にされていると思う人の割合は、大人は横ばい、子どもは上昇しています。（平成 25 年度：大人 49.1%、子ども 57.0%、平成 30 年度：大人 49.2%、子ども 63.8%）
- ・大切にされていない権利としては「いじめや虐待から守られること」「障がい、国籍、性別等による差別を受けないこと」「個性や違いを認められ、一人の人間として尊重されること」の 3 項目の回答が多く、「権利侵害からの救済」とともに「個々の権利の尊重」の必要性がうかがえます。

図 9 子どもの権利が大切にされていると思うか（単一回答）

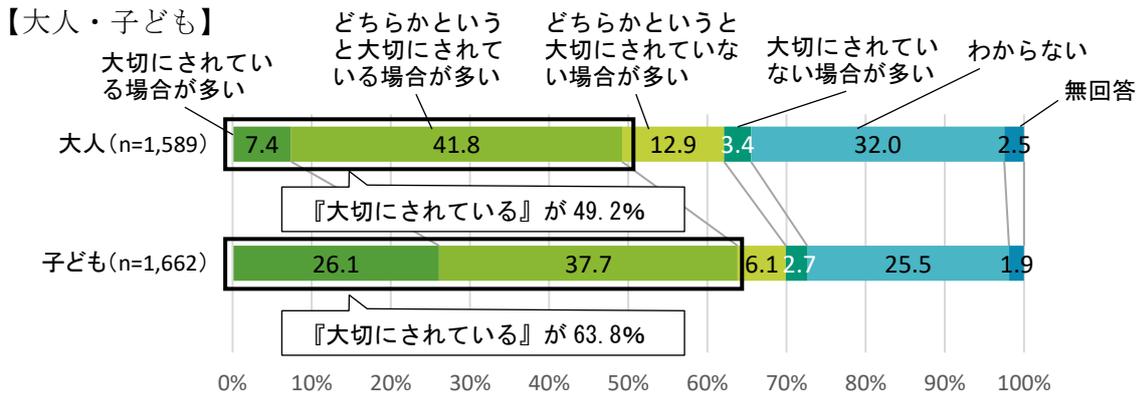
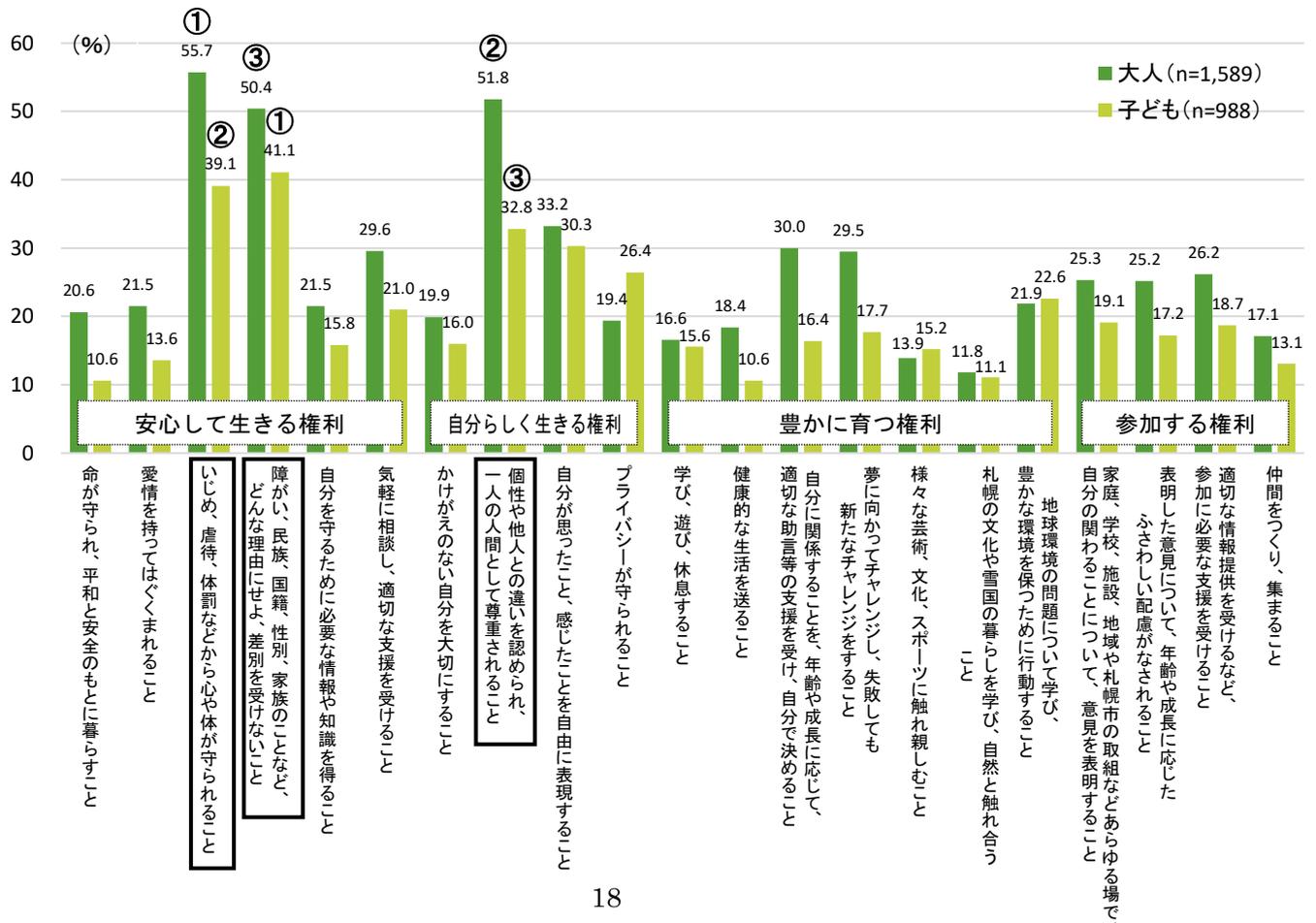


図 10 大切にされていないと思う権利（複数回答）

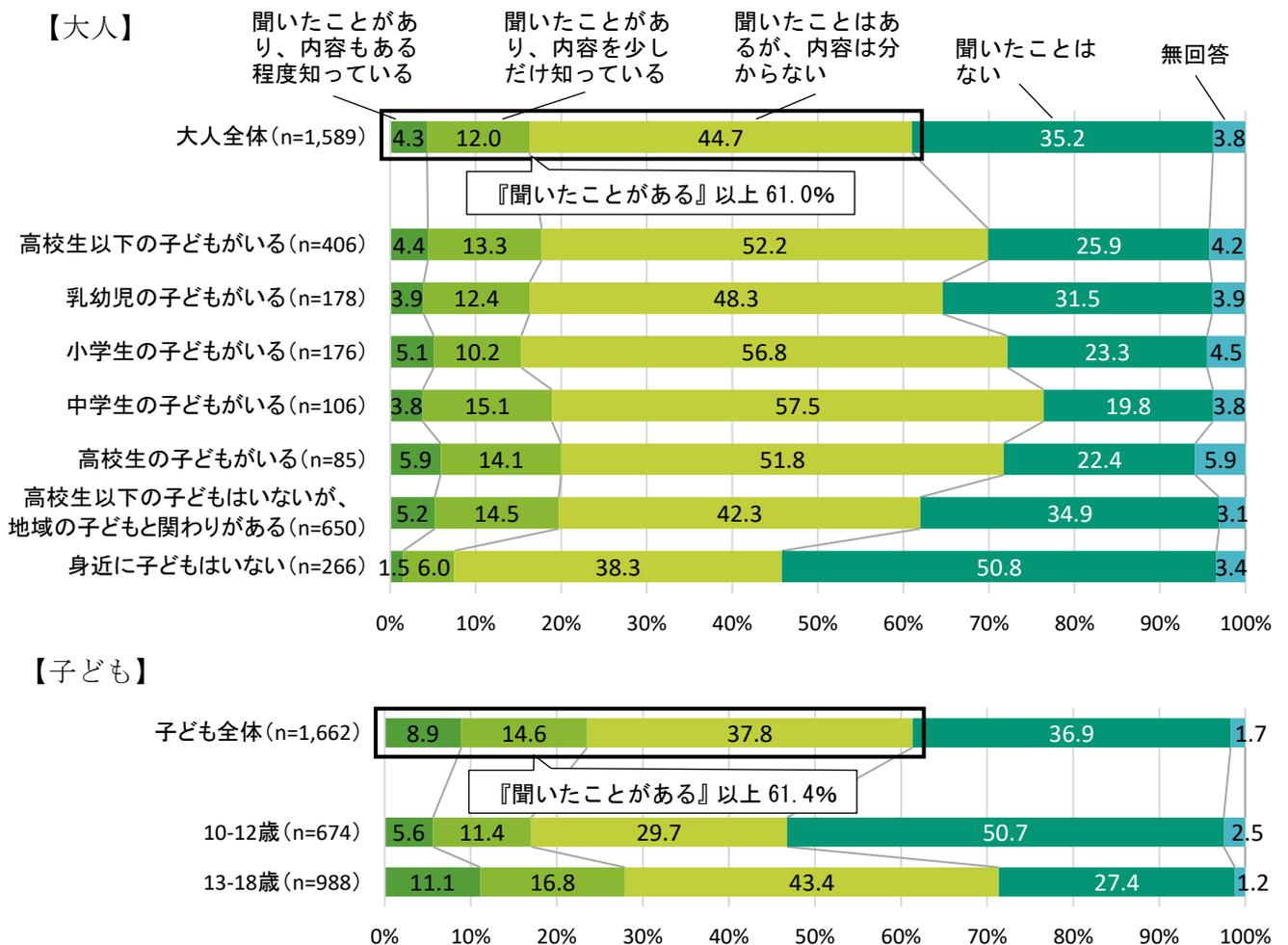
【大人・子ども (13-18 歳)】



■子どもの権利の普及・啓発

- ・平成 25 年度調査の結果に比べ、子どもの権利の認知度（「聞いたことがある」以上）は、大人・子どもともに上昇しています。（平成 25 年：大人 54.0%、子ども 40.2%、平成 30 年：大人 61.0%、子ども 61.4%）
- ・子どもは 10-12 歳より 13-18 歳の認知度が高く、大人は学齢期の子どもがいる保護者の認知度が高い中で、乳幼児の保護者の認知度は比較的低くなっています。
- ・このほか、子どもへは学校を通じた啓発効果が大きく、保護者は子どもを通じて学校から、子どもと関わりが少ない大人は新聞など報道から知る機会が多い傾向にあります。

図 11 子どもの権利の認知度（単一回答）

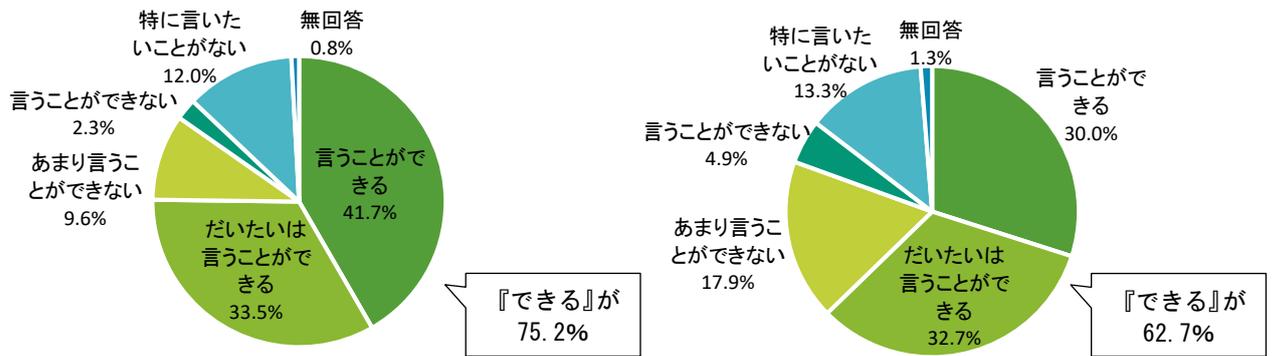


■子どもの参加・意見表明

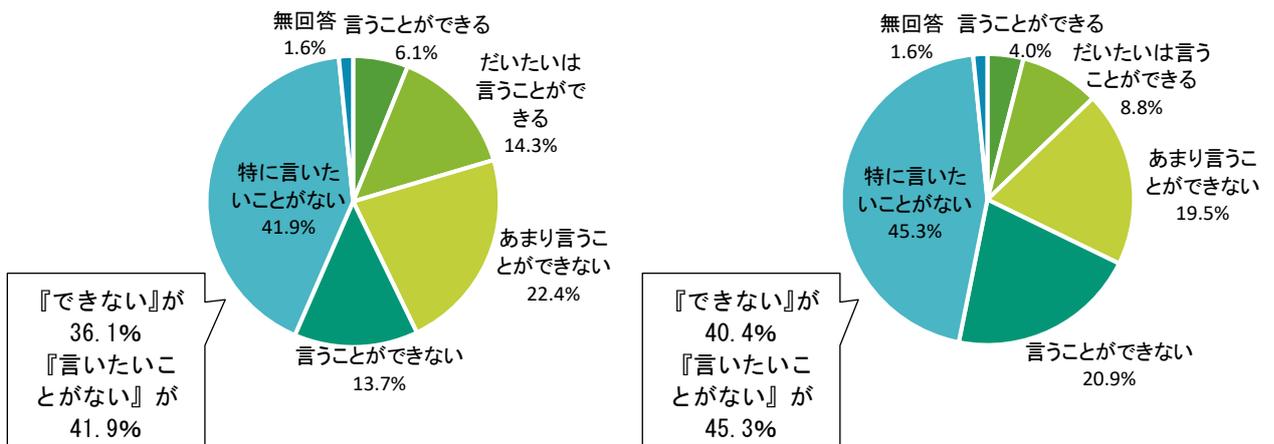
- ・家庭や学校における意見表明の機会是比较的あるものの、地域や札幌市政については、「言うことができない」や「特に言いたいことがない」の回答割合が高くなっています。

図 12 自分の考えや思いを言える機会 (子ども n=1,662) (単一回答)

【子ども】家庭における大事な物事やルール 【子ども】学校行事・イベントの企画や運営



【子ども】地域で行われている行事などの取組 【子ども】札幌市政(札幌市のまちづくり等)



■子どもの安心（友達関係）

- ・子どもが抱えやすい不安や悩みとしては、大人・子どもの回答ともに友達や勉強関係が多くなっています。
- ・子どもの相談相手、子どもを傷つけやすい人について、いずれも「友達」との回答が比較的多く、子どもにとっての友達の存在の大きさがうかがえます。

図 13 子どもの不安・悩み（複数回答）

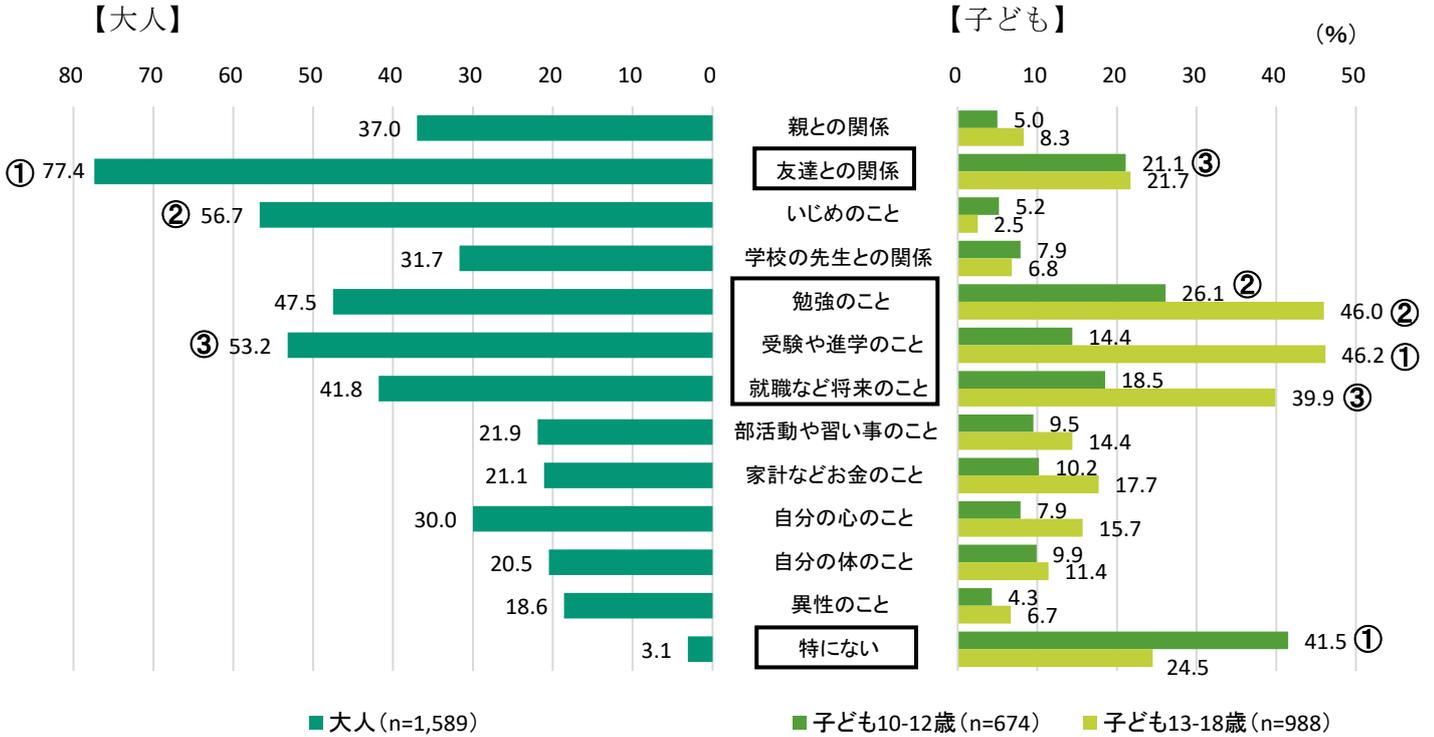


図 14 子どもの相談相手（複数回答）

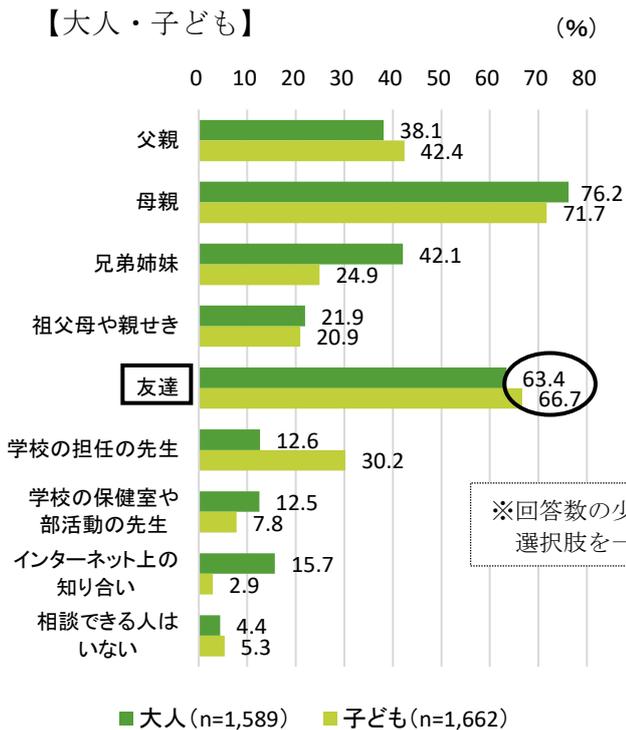
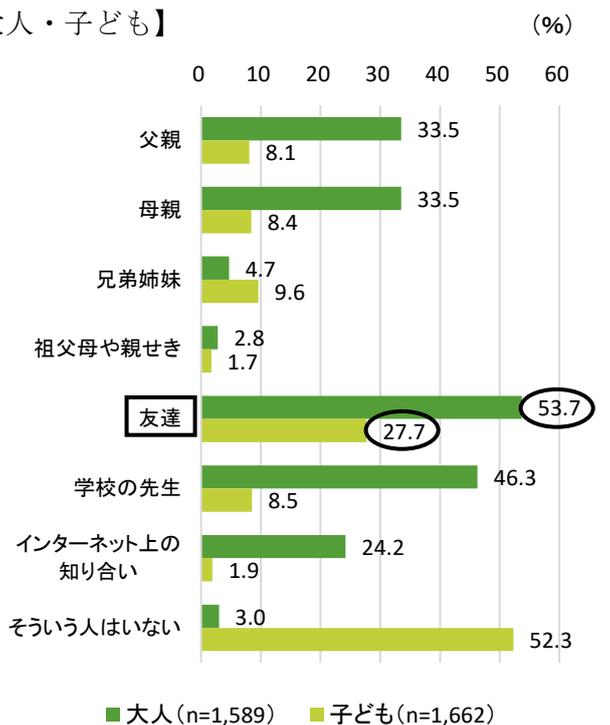


図 15 子どもを言葉や力で傷つけやすい人（複数回答）

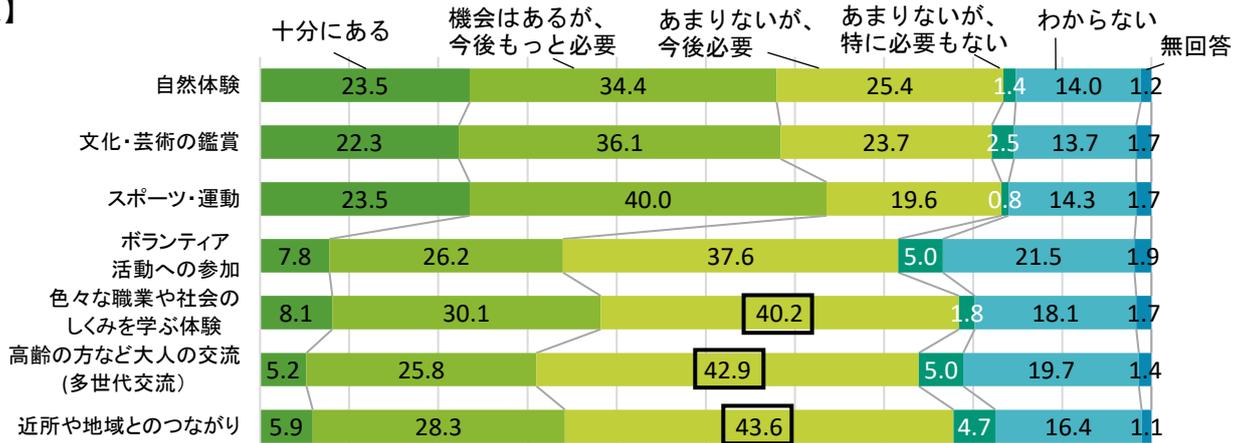


■子どもの体験機会、地域と子どもの関わり

- ・子どもの体験の機会に関して、自然・文化・スポーツ体験は比較的あるものの、社会体験や地域との交流があまりなく、今後必要との傾向が見られます。
- ・地域と子どもの関わりについて、困難を抱える子どもへの気づきや見守り、子どもの居場所、子どもの考えや意見を活かした取組があまりなく、今後必要との回答傾向が見られます。

図 16 子どもの体験機会 (大人 n=1,589、子ども n=1,662) (単一回答)

【大人】



【子ども】

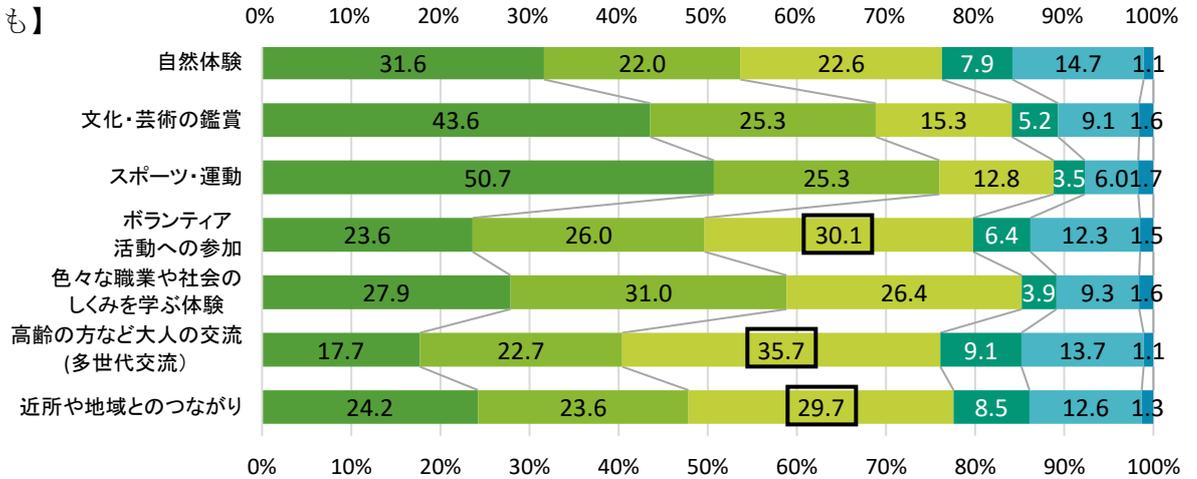
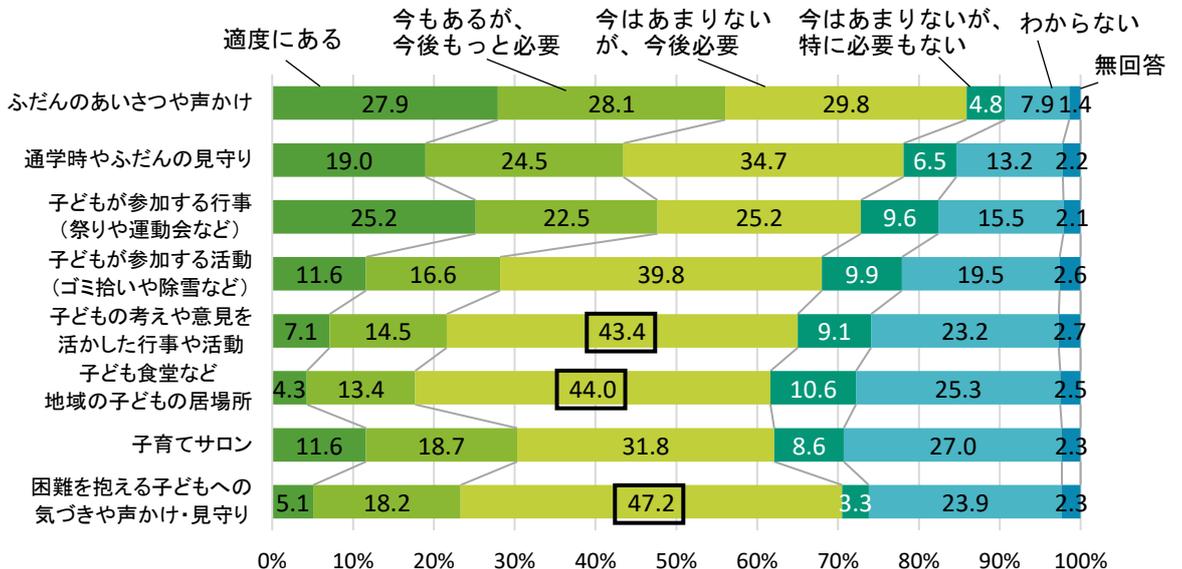


図 17 地域と子どもの関わり (大人 n=1,589) (単一回答)

【大人】



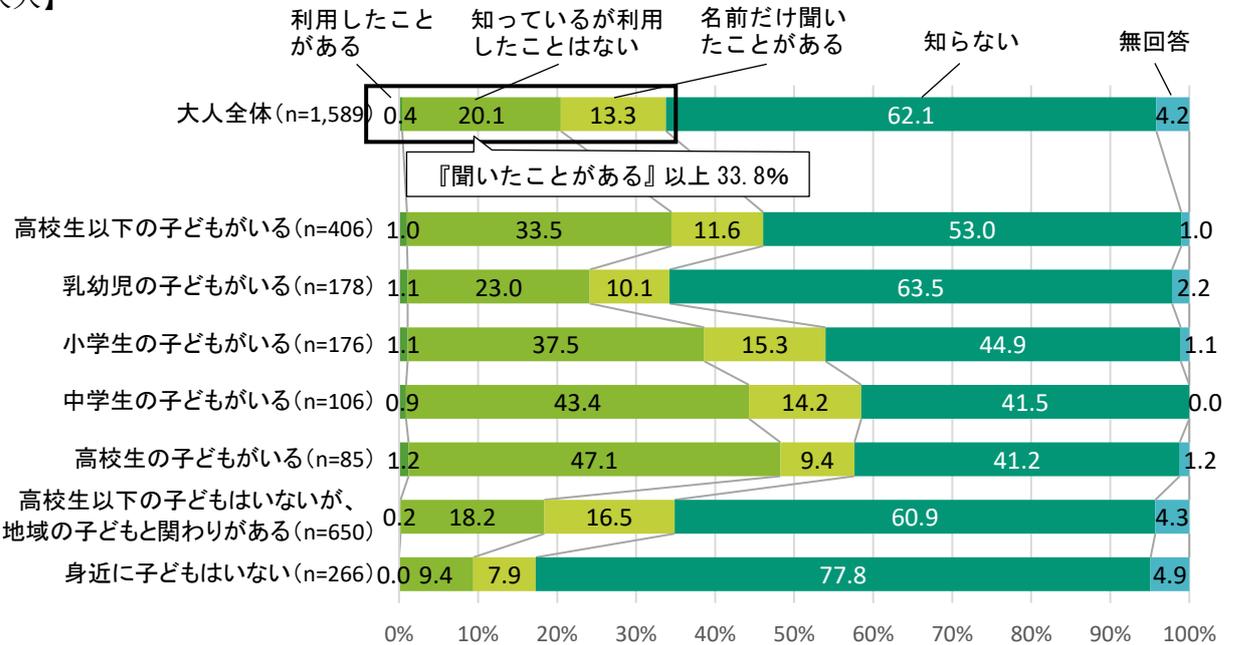
■子どもの権利侵害からの救済

(子どもアシストセンター)

- ・平成25年度調査の結果に比べ、子どもアシストセンターの認知度（「聞いたことがある」以上）は、大人・子どもともに低下しています。（平成25年：大人38.8%、子ども77.1%、平成30年：大人33.8%、子ども62.1%）
- ・子どもは10-12歳より13-18歳の認知度が高く、大人は学齢期の子どもがいる保護者の認知度が高くなっています。
- ・相談件数は近年減少傾向にあり、特にEメールでの相談が大きく減少しています。
- ・相談内容については、子どもからは友人関係や学習・進路に関して、大人からは子どもと教師との関係や不登校に関する相談が多く寄せられています。

図18 子どもアシストセンターの認知度（単一回答）

【大人】



【子ども】

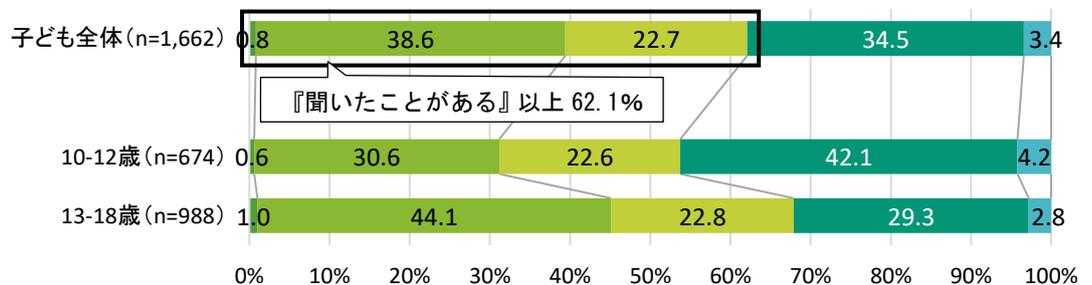


表 4 相談延べ件数の推移と相談方法

年 度	電 話	Eメール	面 談	その他	L I N E	合 計
H26	1,411 件	2,063 件	234 件	5 件		3,713 件
H27	1,860 件	1,922 件	283 件	9 件		4,074 件
H28	1,903 件	1,420 件	189 件	3 件		3,515 件
H29	1,620 件	1,485 件	188 件	6 件		3,299 件
H30	1,343 件	1,125 件	139 件	8 件	38 件	2,653 件

資料：札幌市子ども未来局

※ 平成 30 年度は、無料通信アプリ「LINE」での相談を期間限定で試行実施。

表 5 主な相談内容

平成 30 年度相談件数：延べ件数 2,653 件（実件数 943 件）

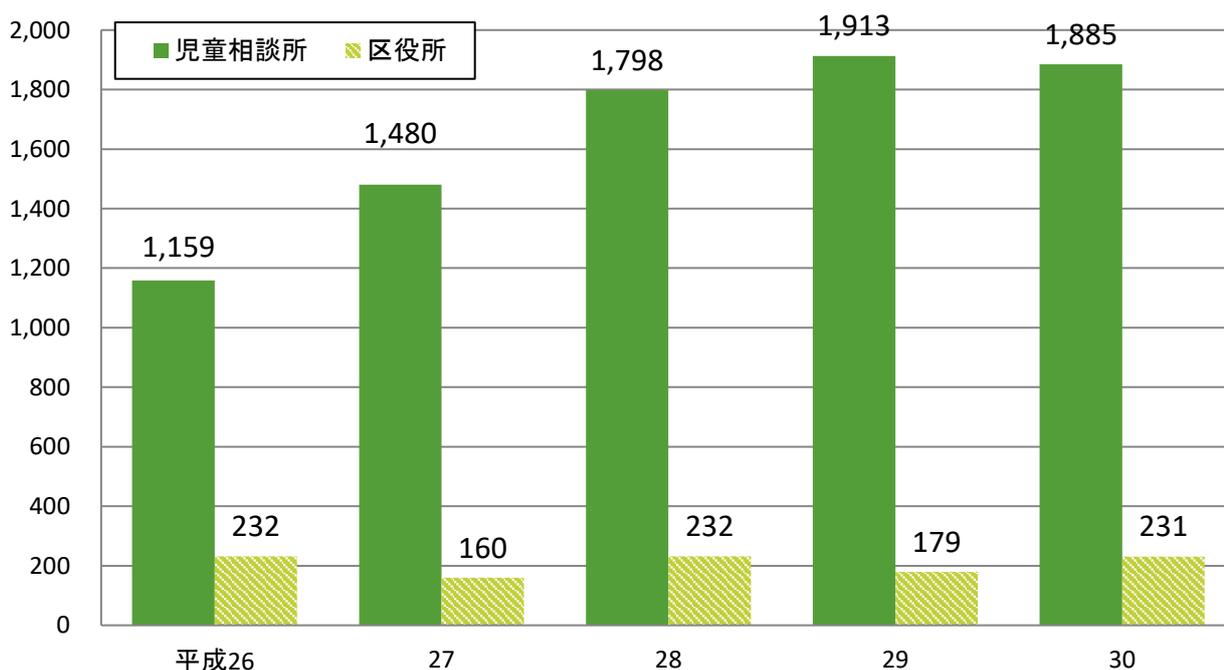
子どもからの相談 1,497 件		大人からの相談 1,156 件	
① 友人関係	252 件 (16.8%)	子どもと教師の関係	196 件 (17.0%)
② 学習・進路	198 件 (13.2%)	不登校	124 件 (10.7%)
③ 親子・兄弟関係	168 件 (11.2%)	養育・しつけ	110 件 (9.5%)
④ 精神不安	154 件 (10.3%)	親子・兄弟関係	82 件 (7.1%)
⑤ 子どもと教師の関係	59 件 (3.9%)	友人関係	65 件 (5.6%)

資料：札幌市子ども未来局

■児童虐待認定件数の推移（札幌市統計）

- ・児童虐待認定件数は、増加傾向が続いており、平成 30 年度の認定件数は、児童相談所で 1,885 件、区役所で 231 件となっています。

図19 児童虐待認定件数の推移
(件)



資料：札幌市子ども未来局

■ 「子どもに関する実態・意識調査」の結果から見えてきた課題

- 子どもの権利の認知度は上昇傾向にありますが、高校生以下の子どもがいる保護者の中でも、乳幼児の保護者の認知度は比較的低く、子どもの年齢や状況に応じた効果的な普及・啓発の取組を着実に進める必要があります。(図 11)
- 子どもの意見表明の機会が、地域や札幌市政において少ない傾向が見られ、様々な体験機会として地域の子どもの大人との関わりも求められている中、地域等での様々な子どもの主体的な参加の促進が必要です。(図 12、16、17)
- 子どもにとって、相談相手あるいは傷つけやすい人としても、友達の存在は大きく、子ども同士の理解や支え合いが大切であるとともに、子どもが抱える困難への大人の気づき・支援のために地域のつながりが求められています。(図 7、8、13、14、15、17)
- 子どもアシストセンターの認知度が低下傾向にある一方、「権利侵害からの救済」と「一人一人の権利の尊重」が必要とされており、相談窓口の周知や的確な対応など権利救済体制の強化が必要です。(図 10、18)

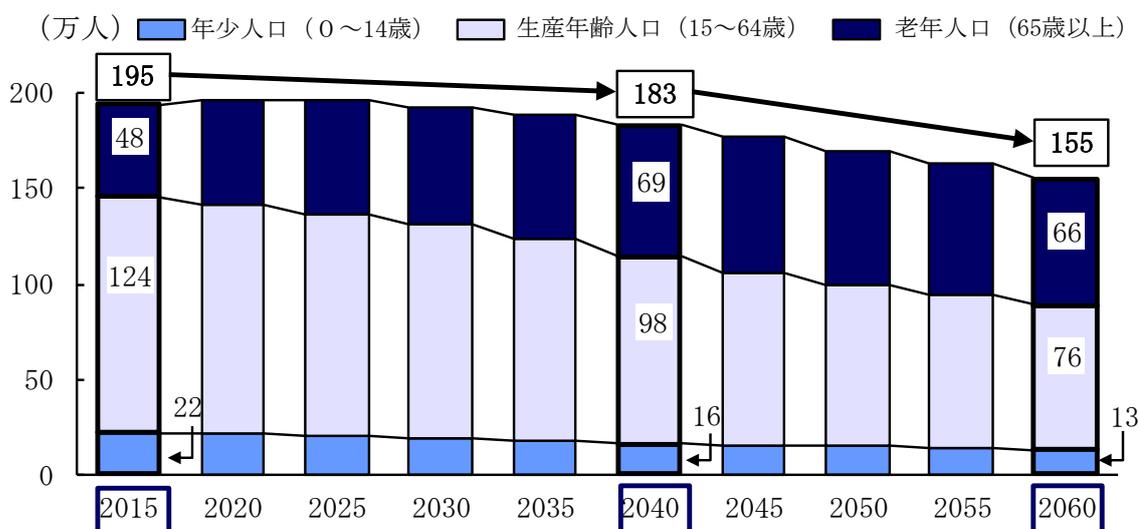
(2) 子育て家庭の現状

ア 子育て家庭を取り巻く社会状況

■札幌の人口推移

- ・札幌市の将来人口は、平成27年（2015年）の195万人から令和42年（2060年）には155万人と約40万人の減少が見込まれます。
- ・年齢別では、経済活動を主に支える生産年齢人口（15歳～64歳）は、令和42年（2060年）には76万人となり、平成27年の124万人から48万人減少し、年少人口（0～14歳）は、令和42年（2060年）には13万人となり、平成27年の22万人から9万人減少することになります。

図20 札幌市人口の将来見通し（年齢3区分別）（各年10月1日現在）



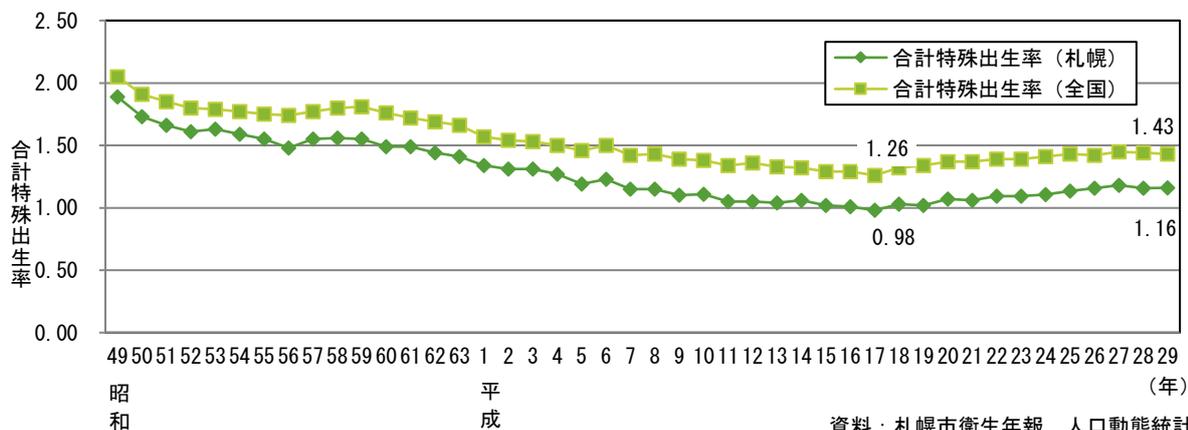
注：2015年の総数には年齢「不詳」を含む。

<資料> 総務省「国勢調査」、札幌市

■合計特殊出生率の推移

- ・札幌市の合計特殊出生率は昭和40年の1.93をピークに低下傾向にあり、平成17年には昭和40年以降最低の0.98を記録しました。
- ・以降、ほぼ横ばい又は傾向で推移しており、平成29年は1.16でした。

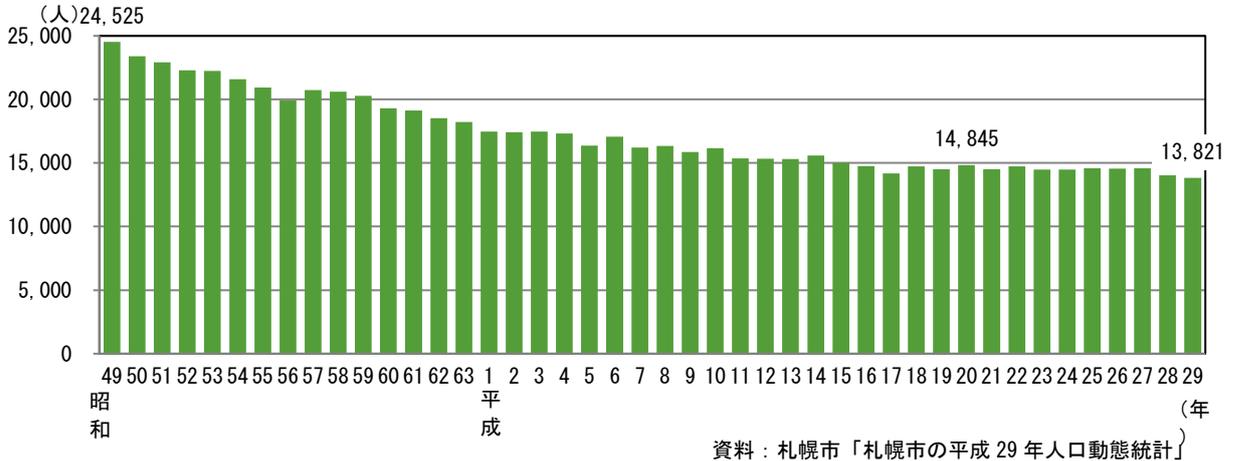
図21 合計特殊出生率の推移



■出生数

・札幌市における出生数は、昭和49年（第二次ベビーブーム期）の24,525人をピークにほぼ減少を続け、平成29年には13,821人になりました。10年前の平成20年の14,845人と比較すると、約1,000人減少しています。

図22 出生数の推移

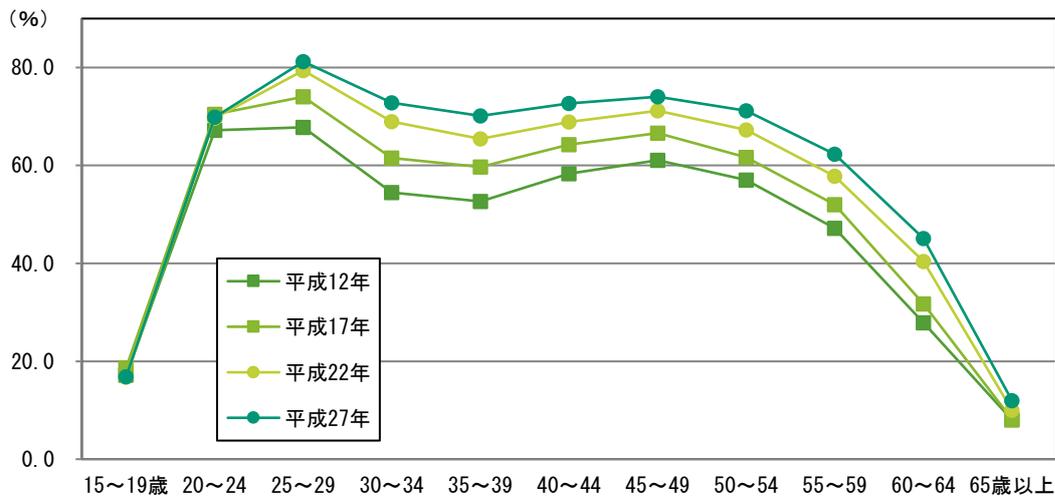


■女性の労働力率

・女性の労働力率（15歳以上の人口に対する労働力人口の割合）は、年齢別に見ると20～24歳で急増し、25～29歳でピークを迎え、30歳台で落ち込み、その後、45～49歳で次のピークを迎える「M字曲線」を表しています。これは、出産期に退職し、子育てが一段落した後には再就職するという傾向があるためです。

・一方、札幌市においてもこの「M字曲線」が見られますが、年次で比較すると、ほぼすべての年齢において働く女性の割合が増えている傾向にあることがわかります。

図23 女性の年齢別労働力率

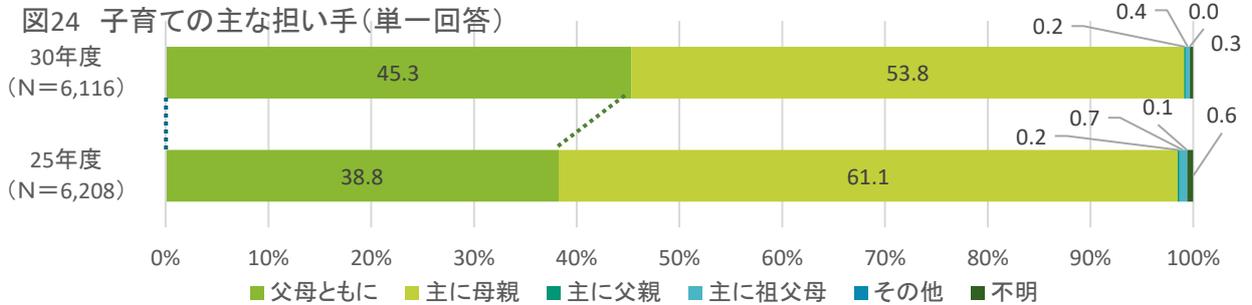


資料：国勢調査

イ 子育て家庭の現状（就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査を中心に）

■子育ての主な担い手

- ・子育ての担い手については、平成 25 年度調査の結果と比べて、「父母ともに」子育ての主な担い手だと回答する割合が増えており、父親の子育てに対する意識も変化してきています。



資料：札幌市「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」

■保護者の就労状況

- ・平成 25 年度調査の結果に比べ、母親がフルタイム、パート・アルバイトなどで就労（休業中も含む）している割合は大幅に増加しています。（平成 25 年：41.7%、平成 30 年：56.9%）
- ・一方、父親の就労状況については、「フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない」が 92.7%となっており、休業中も含めたフルタイム就労の割合は、母親に比べて父親が著しく高くなっています。（父親：93.0%、母親：34.5%）

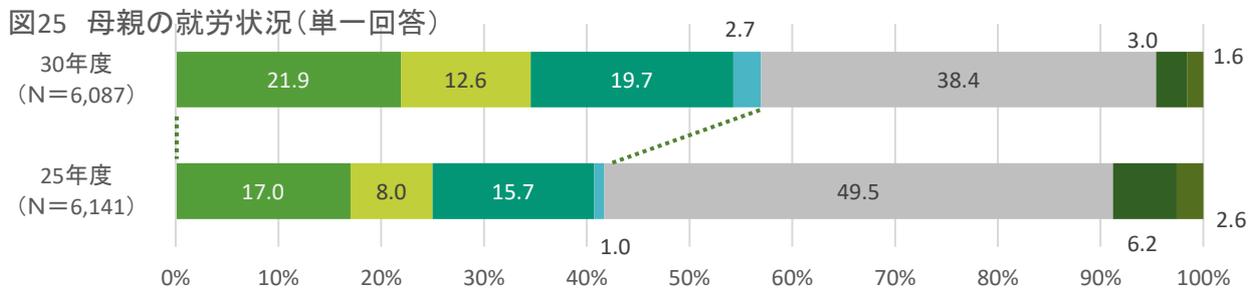
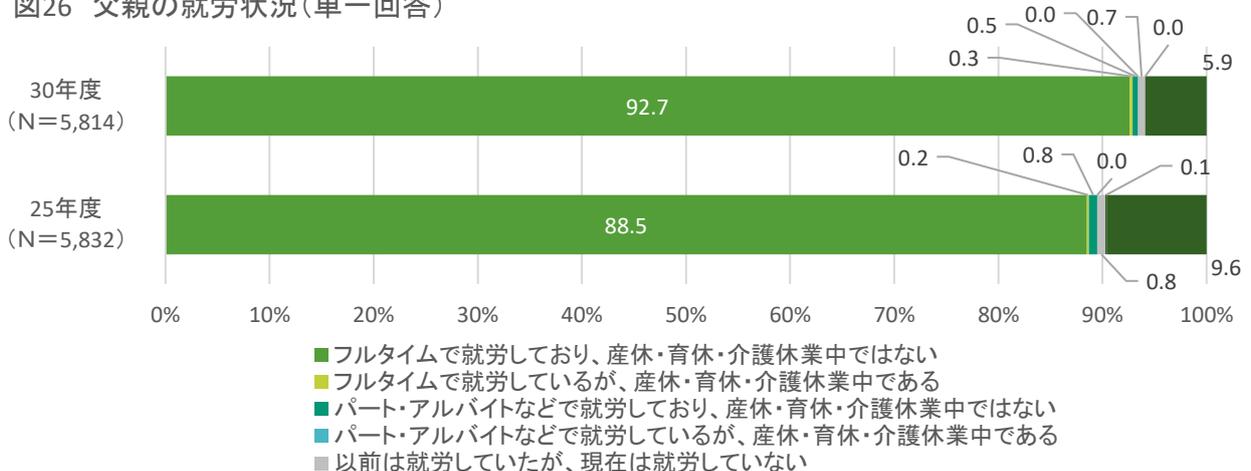


図26 父親の就労状況(単一回答)

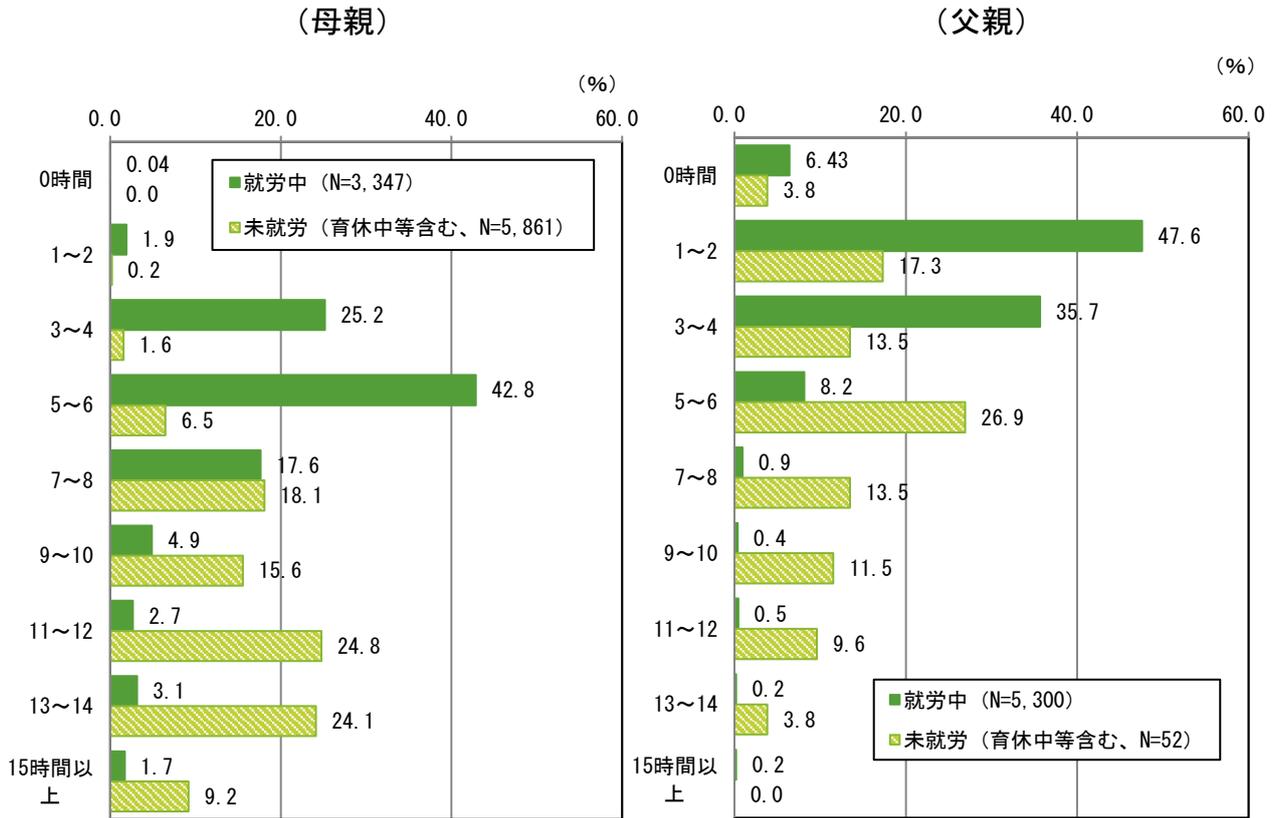


資料：札幌市「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」

■親が子どもと過ごす時間

- ・就労中の親が平日に子どもと過ごす時間については、母親が「5～6時間」が42.8%と最も多いのに対して、父親は「1～2時間」が47.6%と最も多くなっています。
- ・就労・未就労問わず、父母を比較すると、母親が子どもと過ごす時間が著しく多い結果となっています。

図 27 平日に子どもと過ごす時間（数値記述回答）

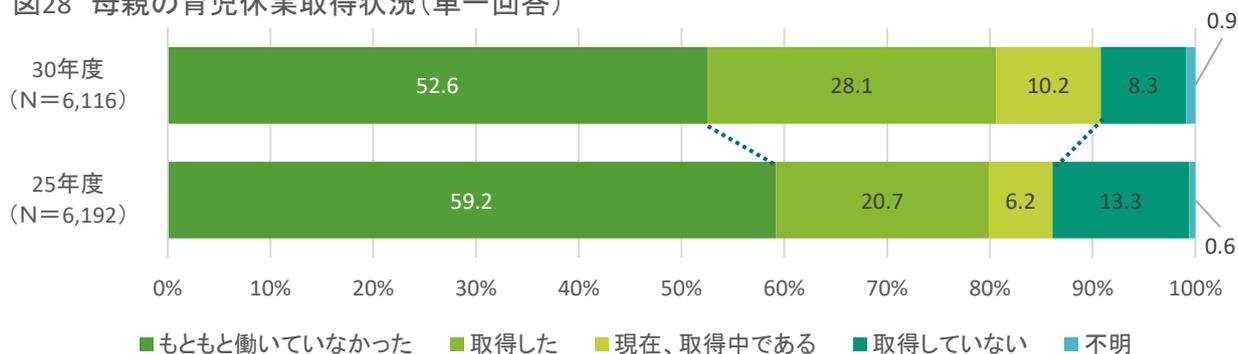


資料：札幌市「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」

■育児休業取得状況

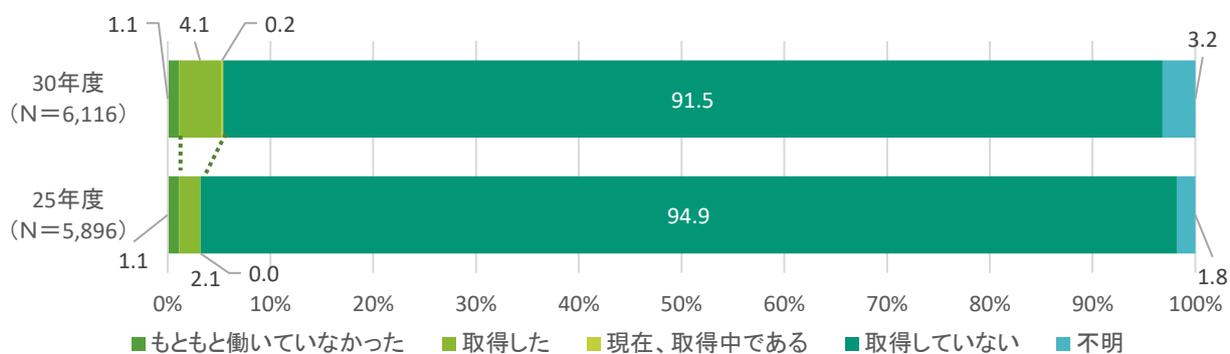
- ・母親の育児休業の取得状況は「もともと働いていなかった」が52.6%と最も多くなっています。
- ・一方、働く母親の増加に合わせて、平成25年度調査の結果に比べ、母親が「育児休業を取った、あるいは今取っている」は増加しています。(平成25年：26.9%、平成30年：38.3%)
- ・父親の育児休業の取得状況は、「取得していない」が91.5%で最も多く、平成25年調査の結果と比較しても、父親が「育児休業を取った、あるいは今取っている」は微増に留まっています。(平成25年：2.1%、平成30年：4.3%)

図28 母親の育児休業取得状況(単一回答)



資料：札幌市「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」

図29 父親の育児休業取得状況(単一回答)



資料：札幌市「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」

《保護者グループヒアリング①》

Q 働いている会社は子育てしやすいか、何が子育てしやすい/しにくいにつながっているか。

- ・子育て支援制度の有無よりも「同じくらいの子どもがいる家庭が多く、大変さがわかってもらえる。」「子育て世帯の人が職場や同僚にいないので理解してもらえない。制度があるが利用しにくい雰囲気がある。」など、職場・同僚に子育てへの理解があるかどうかの意見が多く出されました。

■子育ての楽しさと大変さ

- ・「子育てに楽しさと大変さ、どちらを感じる人が多いか」については、「楽しさの方が多い」、「どちらかといえば楽しさの方が多い」と答えた人は計 61.8%でした。
- ・一方、「どちらかといえば大変さの方が多い」、「大変さの方が多い」と答えた人は全体では計 9.5%であったのに対して、「ひとり親世帯（子+母/父親）」においては計 18.5%であり、全体と比較して多い状況です。
- ・「子どもをみてもらえる親族・知人の有無別」では、「子どもをみてもらえる人はいない」世帯のみが「楽しさと大変さが同じくらい」と答えた人が最も多いです。

図30 子育ての楽しさと大変さについて(単一回答)(世帯類型別)

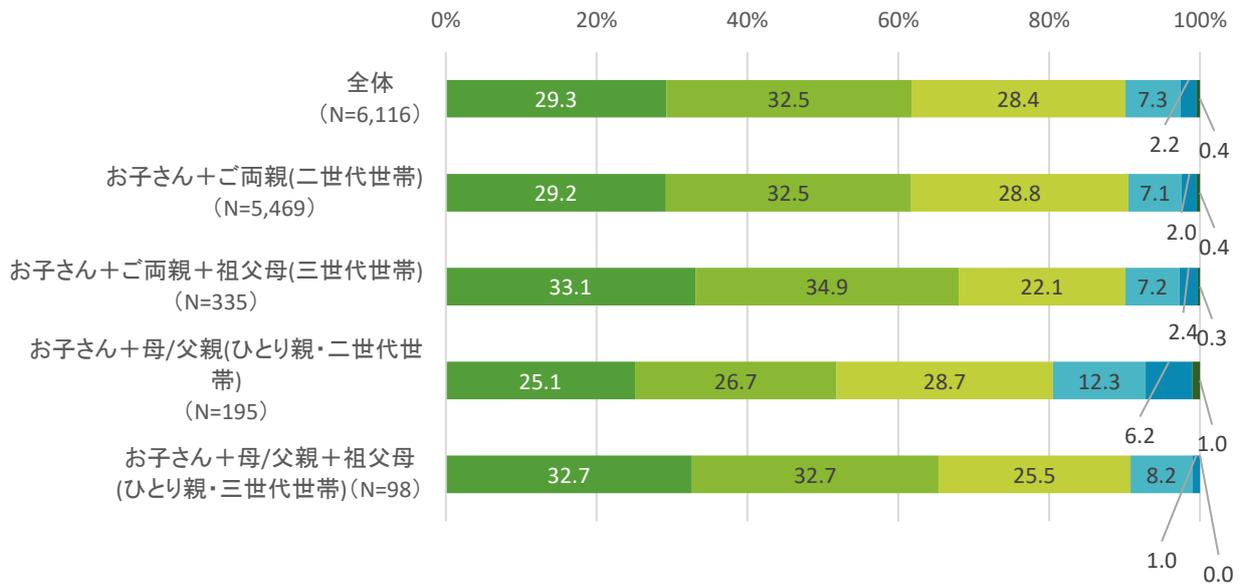
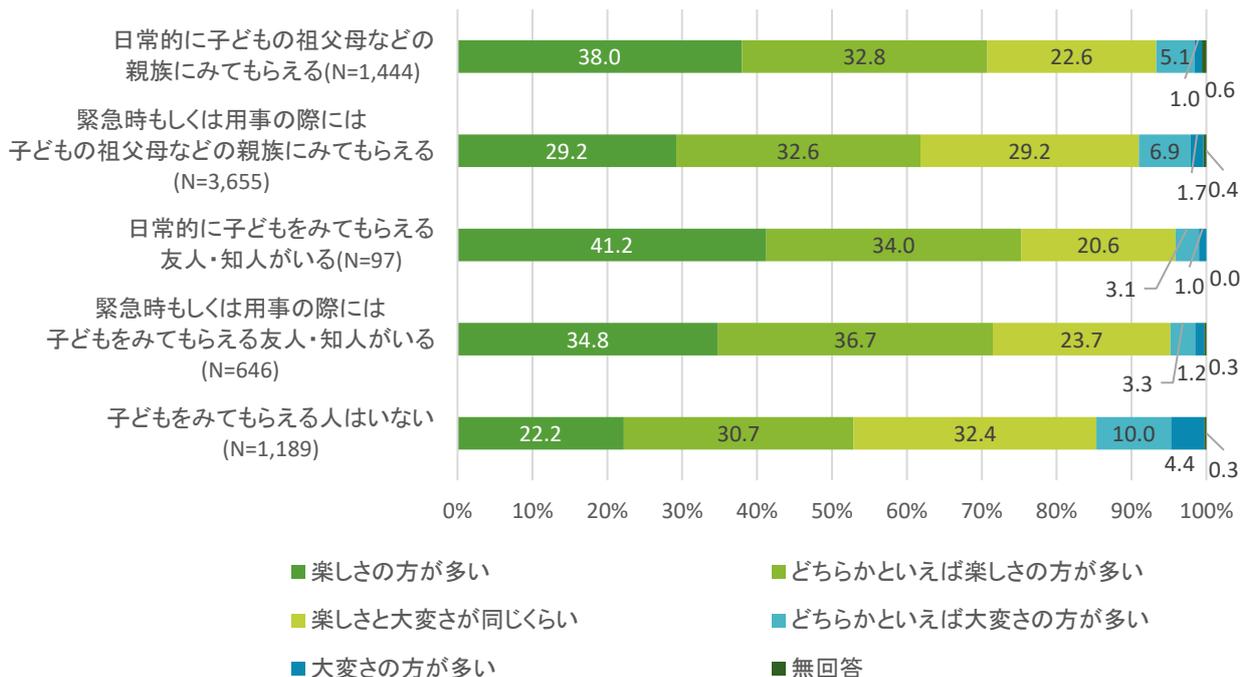


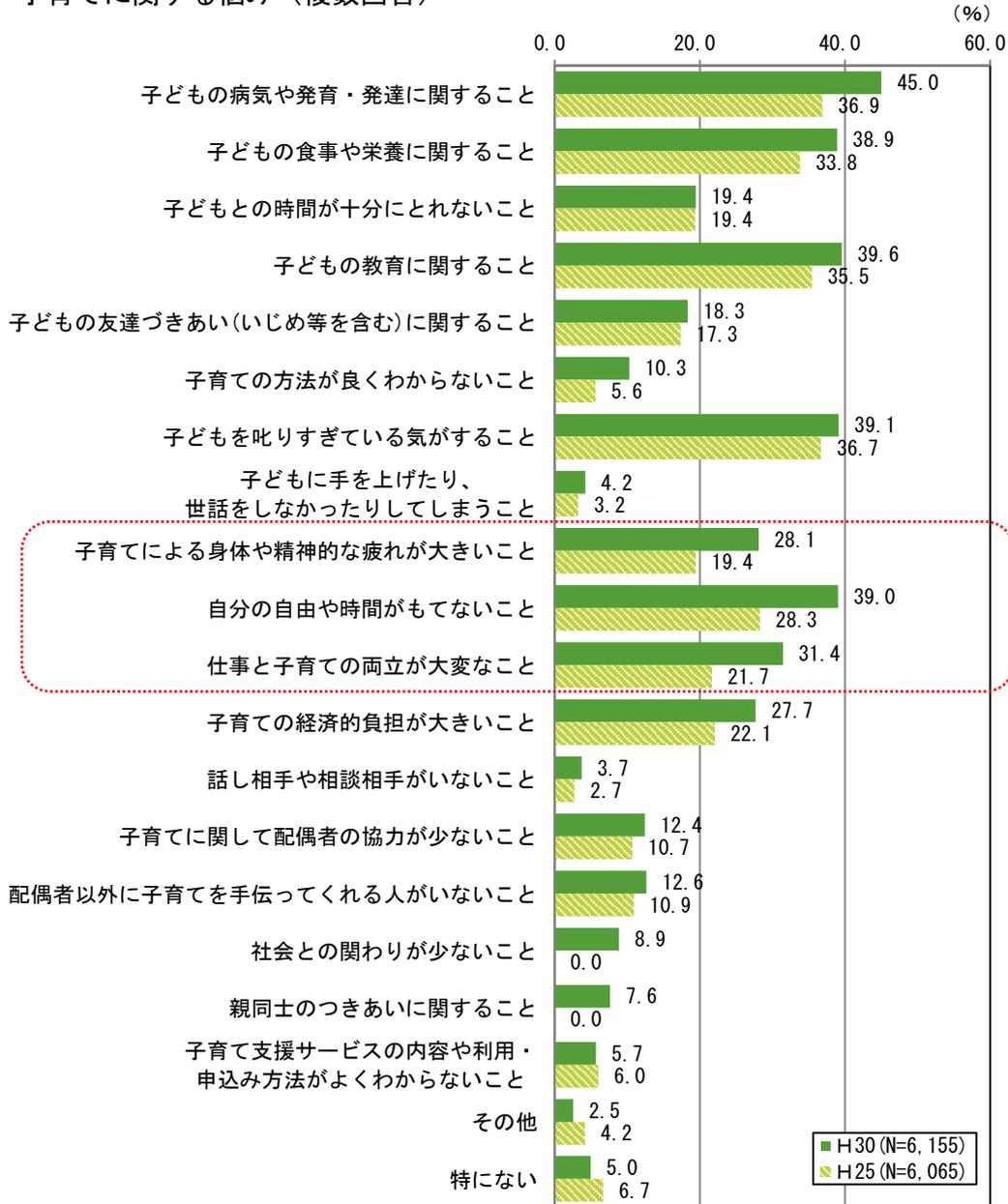
図31 子育ての楽しさと大変さについて(単一回答)
(子どもをみてもらえる親族等の有無別)



■子育てについて感じる悩み

- ・子育てをしていて感じる悩みについては、「子どもの病気や発育・発達に関すること」が45.0%と最も多いです。
- ・平成25年度調査の結果と比較すると、上位3項目は同じでしたが、「自分の自由な時間がもてないこと」（平成25年：28.3%⇒平成30年：39.0%）、「仕事と子育ての両立が大変なこと」（平成25年：21.7%⇒平成30年31.4%）、「子育てによる身体や精神的な疲れが大きいこと」（平成25年：19.4%⇒平成30年：28.1%）など「親自身の悩み」それぞれ約10ポイント増加しています。

図32 子育てに関する悩み（複数回答）



資料：札幌市「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」

《保護者グループヒアリング②》

Q 子育てをされていて大変なこと、困ったことは何か。その解消策は何か。

- ・「子どもが病気になった時」、「親自身・子どもが病院に行く時」が意見として多く出されました。解消策として、特に「病児保育」、「理由を問わず利用できる一時保育」、「ベビーシッター」などが挙げられました。特に「病児保育」については、「今も病児保育を受け入れる病院はあるが、定員が少なく、結局使えたことがない。」といった意見が挙げられました。
- ・「子どもに発達障がいがあるかもしれないと感じた時に、どこに・誰に相談して良いかわからず、第一歩を踏み出すまで時間がかかった。」といった意見があり、その解決策としては、相談場所を紹介するウェブサイト、何でも相談できるワンストップ的な相談窓口」が挙げられました。

《子育て支援者グループヒアリング①》

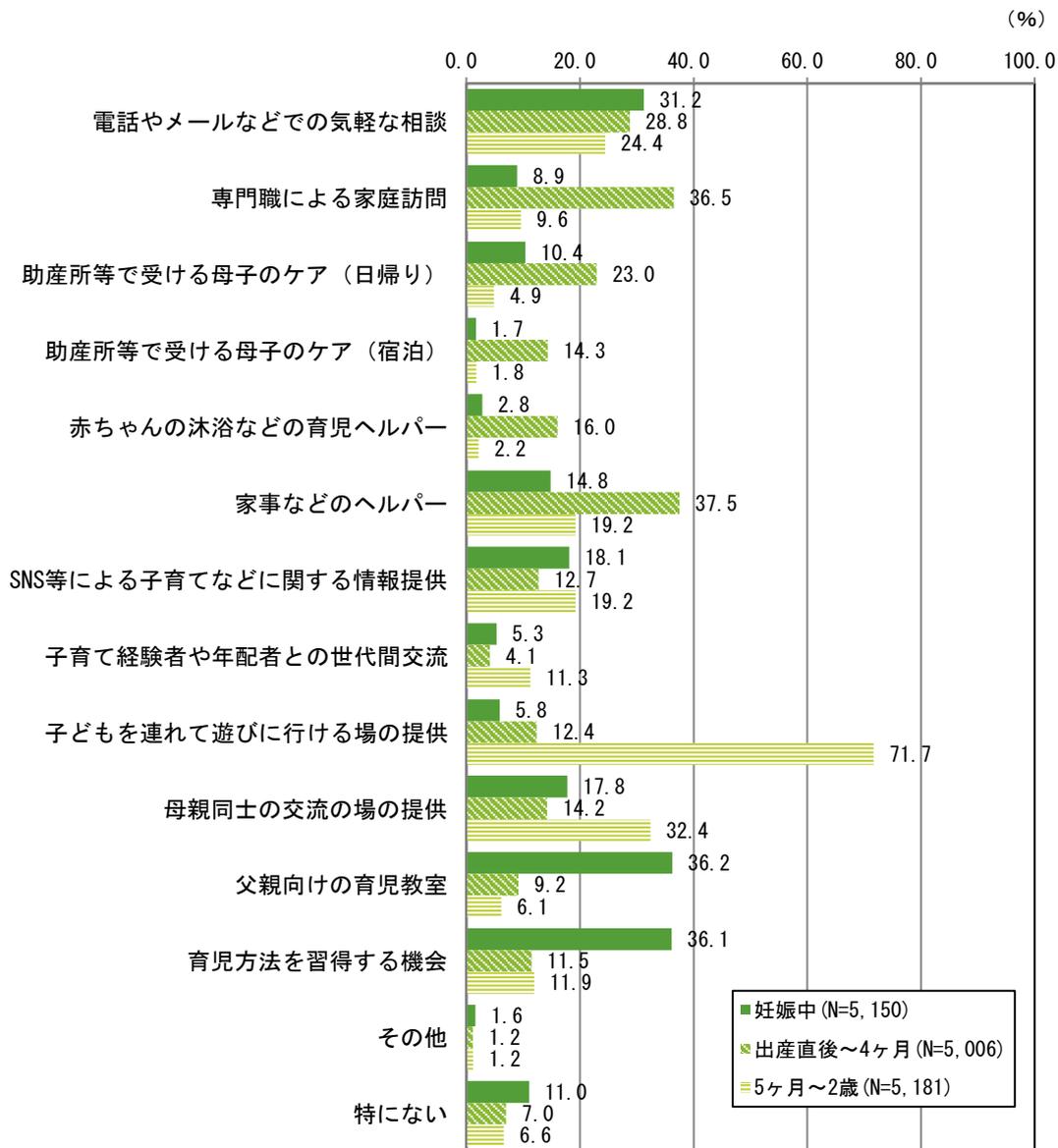
Q 子育て支援をされていて、特に問題・重要だと思う「悩み」は何か。

- ・「家庭ごとのかかわりの差。アウェイ育児と祖父母のいるホーム育児の格差。」、「家族に寄り添って気軽に相談に乗ってくれる人がない。」といった事がらが挙げられました。
- ・解決策として、「少しでも親の相談に乗れるよう個別に対応する。」、「悩みを吐き出せる（共有できる）場所を作る。」といった相談・悩みを聞く場・人の必要性が言及されました。

■妊娠中から出産後までに特に重要なサポート

- ・妊娠中に、特に重要だと思うサポートについては、「父親向けの育児教室」が36.2%と最も多くの回答があり、次いで、「育児方法を習得する機会」、「電話やメールなどでの気軽な相談」が続いています。
- ・出産後から4か月までに、「特に重要だと思うサポート」については、「家事などのヘルパー」が37.5%と最も多くの回答があり、次いで、「専門職による家庭訪問」、「電話やメールなどでの気軽な相談」が続いています。
- ・5か月から2歳までに、「特に重要だと思うサポート」については、「子どもを連れて遊びに行ける場の提供」が71.7%と最も多くの回答があり、次いで、「母親同士の交流の場の提供」、「電話やメールなどでの気軽な相談」が続いています。
- ・妊娠中から出産後まで、その時々状況に応じた切れ目のない支援が求められています。

図33 妊娠中から出産後までに特に重要なサポート（複数回答）

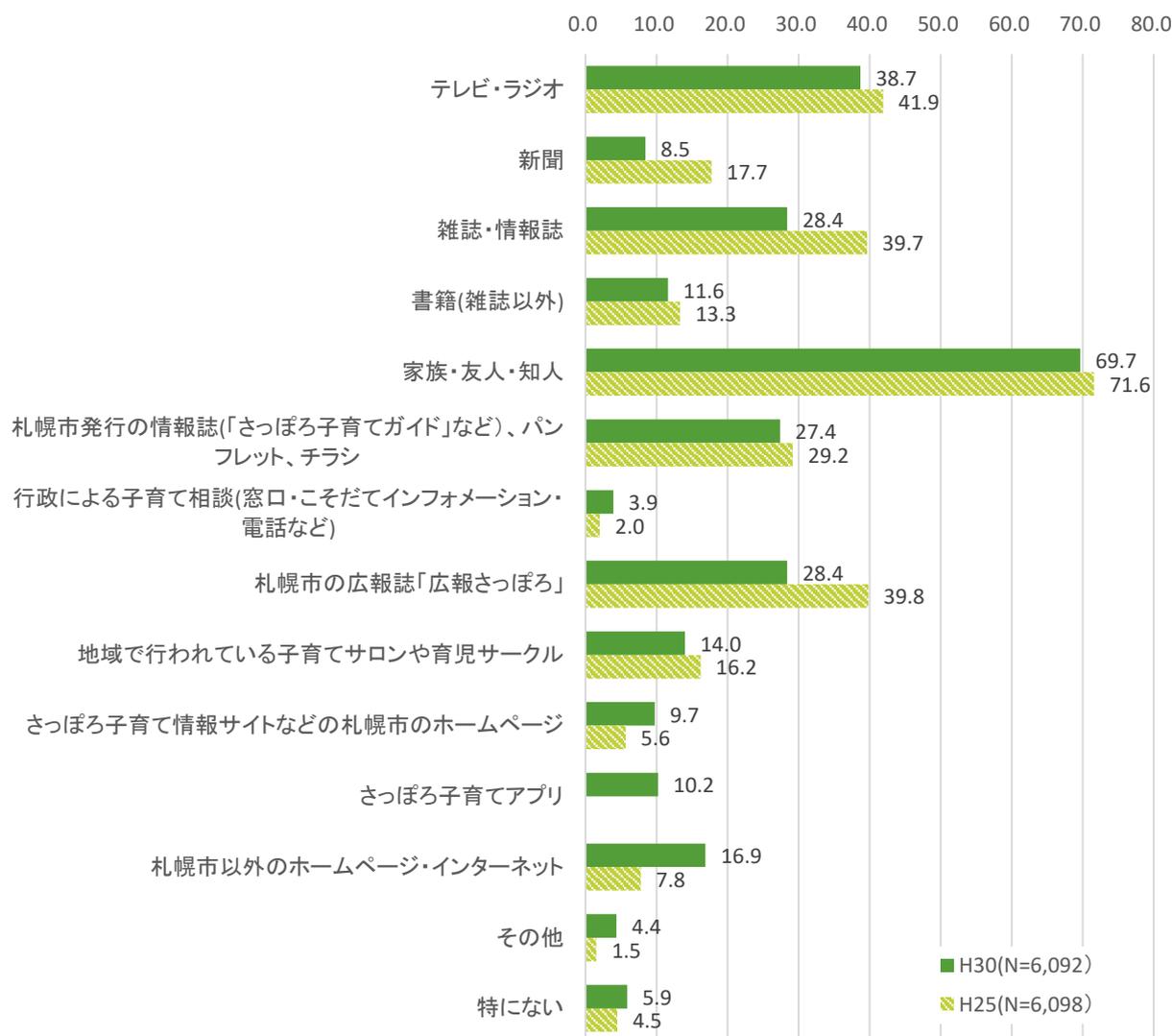


資料：札幌市「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」

■子育てに関する情報の入手先

- ・「子育てや子育て支援情報の入手先」については、「家族・友人・知人」が最も多く、次いで「テレビ・ラジオ」、「雑誌・情報誌」及び「広報さっぽろ」、「札幌市発行の情報誌（「さっぽろ子育てガイド」等）」が続いています。
- ・平成25年度調査の結果と比較すると、「テレビ・ラジオ」、「新聞」、「雑誌・情報誌」が減少する一方、「札幌市以外のホームページ・インターネット」（平成25年：7.8% ⇒平成30年：16.9%）が大きく増加したほか、新たに「さっぽろ子育てアプリ」が10.2%の回答があり、インターネット関係からの情報収集が増加しています。

図34 子育てや子育て支援情報の入手先(複数回答)

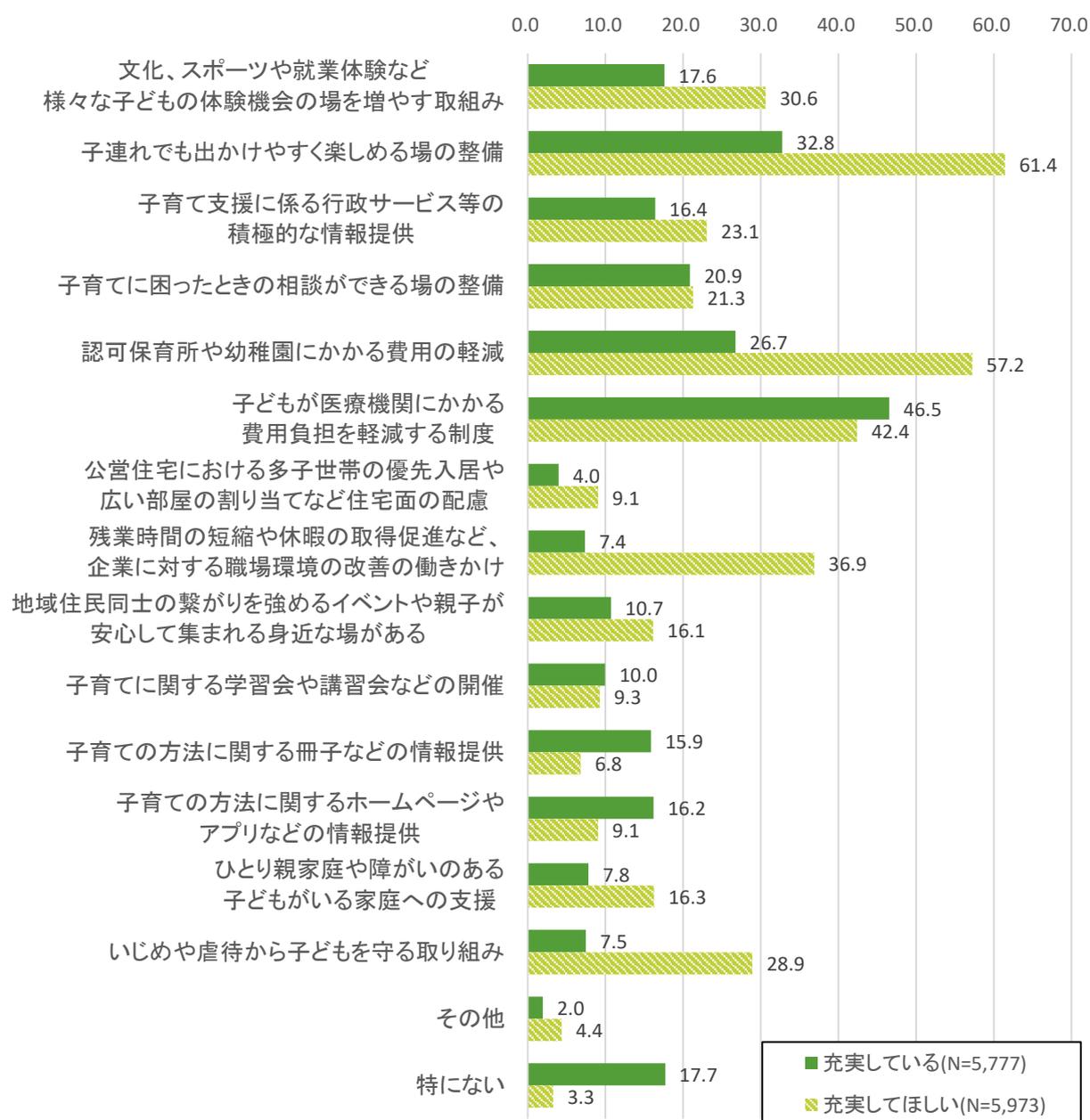


資料：札幌市「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」

■充実していると考える子育て支援策・今後充実してほしい子育て支援策

- ・「充実していると考える子育て支援策」は、「医療機関にかかる費用負担を軽減する制度」が46.5%と最も多くの回答がありました。
- ・「今後充実してほしい子育て支援策」は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場の整備」が61.4%と最も多くの回答があり、次いで、「認可保育所や幼稚園にかかる費用の軽減」、「子どもが医療機関にかかる費用負担を軽減する制度」、「企業に対する職場環境の改善の働きかけ」が続いており、「企業への働きかけ」は、満足度が低く、かつ、充実が求められる項目として挙げられます。

図35 充実していると考える子育て支援策・今後充実してほしい子育て支援策 (複数回答) (%)



資料：札幌市「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」

■ 「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査結果」から見えてきた課題

- 母親の就労割合が増加している中、父親の育児に対する意識が高まりつつも、実際には平日子どもと過ごせる時間が少ない現状にあるため、父親の育児参加を更に充実させていく必要があります。(図 24、25、27)
- 父親の育児休業取得のハードル、職場の子育てへの理解不足などが子育てのしにくさにつながっていることから、仕事と家庭の両立支援に向けた企業への働きかけが必要です。(図 28、29、保護者グループヒアリング①)
- 子育てに頼れる人がいないと回答する人が一定程度おり、子育てに対する親自身の悩みが増加していることから、子育てに孤立感を抱えている方や、ストレスを抱えている方への支援が必要です。(図 30、32)
- 子育てにおいて困ったこととして、子どもが病気時の対応を挙げる意見が多く、病児保育等のサービスの更なる拡充が必要です。(保護者グループヒアリング②)
- 子連れで楽しめる遊び場を求めるニーズが高く、子どもの健やかな育ちを支え、保護者のストレス軽減にもなりうる子どもの遊び場の充実が必要です。(図 33、35)
- インターネットによる情報に頼る実態が増加している中、悩みを抱える対象者に届く確実な情報提供の充実が必要です。(図 34)
- 保育所、医療費等の経済的支援を求める意見が多く、経済的支援について、国制度や市独自の制度を通して着実に実施していく必要があります。(図 35)
- 母親の就労割合の増加などから高まる保育ニーズを見据えた着実な取組が必要です。(図 25)

第3章 計画の推進体系

1 基本理念

前計画では、平成20年11月に制定、同21年4月に施行した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」をもとに、基本理念を「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」としています。

この権利条例の前文の冒頭には、「すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。」と記載しています。また、同じく同条例前文には、「大人は、子ども自身の成長・発達する力を認めるとともに、言葉や表情、しぐさから、気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。」とも記載しています。

権利条例の施行から10年が経過するなか、札幌市では、子どもの権利の尊重のもとで、いじめや虐待などで悩み苦しむ子どもを支えることはもとより、子どもを社会の一員として尊重し、札幌の将来を担う自立した社会性のある大人への成長を支援するとともに、子どもの育ちや子育ての環境をより一層充実させていく必要があります。

そこで、子どもに関わる全ての市民が、かけがえのない存在である子ども、更には子育てに不安を抱え、悩みながら子育てをしている家庭に思いを馳せ、社会全体でこれらを支えていくことを明らかにするため、本計画の基本理念は、前計画を引き継ぐこととします。

**子どもの権利を尊重し、
子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち**

2 基本的な視点

基本理念に基づき、本計画期間における子ども・子育て支援の「基本的な視点」についても、前計画を引き継ぎ、下記の4つの共通となる視点を掲げます。

《視点1 子どもの視点》

次代を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が、最大限に尊重されるよう、子どもの視点に立った取組を進めます。

《視点2 すべての子どもと子育て家庭を支える視点》

障がい、疾病、虐待、貧困など支援の必要な子どもや子育て家庭を含め、すべての子どもと子育て家庭を支える視点に立った取組を進めます。

《視点3 成長・発達段階に応じて長期的に支える視点》

次代を担う子どもたちが、健やかに育ち、自立した社会性のある大人へと成長できるよう、子どもの成長・発達段階に応じ、長期的に支える視点に立った取組を進めます。

《視点4 地域資源の活用により社会全体で連携して支える視点》

多様なニーズを抱えた子ども・子育て家庭に対し、地域の様々な社会資源を活用することで、支援が総合的につながる連携した取組を進めます。

◆Point◆ 視点4「地域資源の活用により社会全体で連携して支える視点」について

本計画では、「視点4」に、子ども・子育て家庭を社会全体で連携して支えるに当たって、地域の様々な社会資源を活用するという要素を新たに加えています。

子育ての悩み、子どもの貧困など様々な困りごとに対し、一つの機関だけでは対応が難しいケースでも、複数の地域資源を活用することで、重層的に子どもの支援が可能となる可能性があります。また、子どもの重大な権利侵害である児童虐待の問題では、地域社会からの孤立が要因となることも多く、子ども・子育て家庭を支えるべき様々な社会資源を活用し、支援の網の目からこぼれてしまわないよう十分な支援体制を構築することが必要です。

一方、個別の制度だけでは解決が困難な複雑な生活課題、福祉課題などについて、制度を横断し、地域を基盤とした支援体制の構築が必要であり、このことについては、市の附属機関においても多数の指摘をいただいています。

これらのことから、本計画では、「第4章 具体的な施策の展開」の主な箇所に、特に児童虐待の予防の観点、子ども・子育て家庭の困りごとといった観点から、重要なポイントとなる地域資源を掲載しています（子育て支援、学校・放課後・地域、虐待等の箇所に掲載）。行政、民間団体、そして市民が、身近な地域において、これらの多様な地域資源の活用を視野に入れた子ども・子育て支援を進めていくことを狙いとしています。

【附属機関（札幌市子ども・子育て会議）の主な意見】

- ・児童虐待の予防において、妊娠期や出産期など母親との信頼関係を築く機会が重要である。そのキーワードは、「地域」「人」であり、官民が連携し支援する体制づくりが急務である。
- ・プランに掲げる個別の取組だけではなく、子どもコーディネーター、スクールソーシャルワーカー、区役所など、地域（例えば中学校区）ごとで有機的な連携体制を構築することが必要である。
- ・頼れる人がいない方、ワンストップで子育ての悩みに対応して欲しいというニーズが多い。母子保健、保育、障がいといった分野ごとで分断されるのではなく、各区役所の保健センター（子育て世代包括支援センター）の機能の充実が必要である。 など

【地域資源の例】



3 子どもが考える未来のさっぽろ

子ども・子育てに関する施策を進めるためには、子どもの思いや考えを受け止め、子どもの視点に立って考えることが必要です。本計画の策定に当たっても、子どもにやさしいまちはどんなまちか、これからの札幌がどうあるべきか、子どもたち自身に考えてもらいました。今後、計画に基づき施策を実施する中でも、子どもや大人みんなで協力して、子どもにやさしい札幌のまちづくりを進めていきたいと考えています。

※子どもたちの話し合いの様子については参考資料 p. 〇をご覧ください。

子どもが考える子どもにやさしいまち

《個性を伸ばせる・チャレンジできるまち》

子ども一人一人が個性を伸ばすことができ、自分を好きになることが大切。自分を好きになることが自信につながり、新しいことにチャレンジできるようになる。学校や放課後、地域の色々な活動が子どもの成長につながっている。何かができるようになったとき、周囲に認められたときに成長を実感できるので、がんばったことを発表できる機会があったらいい。



《子どもの意見が尊重されるまち》

まちづくりなど子どもに関わることについては、子どもの意見を聞いてほしい。そのためには、大人が子どもの意見に耳を傾け、周りもやさしい雰囲気だと、子どもは安心して意見を言える。子どもも自分の意見をちゃんと言うことが大切。



《大人と子どもが交流できるまち》

色々な人と関わることで、子どもは成長できる。子どもが乳幼児の親子や高齢者と触れ合ったり、大学生に勉強を教えてもらったり、色々な交流ができる居場所が必要。大人と関わることで、家庭や学校以外でも人との接し方や社会性を身につけられる。地域の大人との交流は、子どもの毎日の安心にもつながる。

《安心して相談できるまち》

身近に、秘密が守られ安心して相談できる場所があるといい。相談すると気持ちが軽くなる。子どもも自分の考えを言葉にしたり、友達同士で相談に乗って助け合うことが大切。



さらに、子どもも大人も誰もが笑顔で暮らせるように…

《子育てにもやさしいまち》

子育ては、子どもの成長を感じて楽しいと思うけど、子どもが泣きやまなかったり大変な中で、子どもを大事にちゃんと見ていてすごいと思う。子育てしている大人にも元気であってほしい、大人にやさしく笑顔で接してもらおうと子どもは安心する。子育ての支援とともに、赤ちゃんが泣いていても迷惑そうにしないなど周囲の理解とサポートが大切。

《困ったときは助け合えるまち》

身近にいる外国籍や障がいを持っている子どもの中には、勉強や人との関わりに困難を抱えている子どもがいる。普段から特別扱いをするわけではなく、普通に接して、必要なときは声をかけたり手助けをしている。お互いに理解し、助け合い、認めることが必要。

4 基本目標

本計画では、第2章に掲げる前計画の進行状況、更には、子ども・子育て家庭が置かれた現状を考慮のうえ、基本理念「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」を実現するため、次の4つの基本目標を設定し、各施策を展開していきます。

《基本目標1 子どもの権利を大切にできる環境の充実》

札幌市の全ての子どもに関わる施策・事業の指針となる子どもの権利保障の推進を目指し、第3次子どもの権利推進計画の位置付けも含めています。本計画期間では、特に乳幼児期の子どもの持つ保護者等への広報・普及、権利侵害からの救済についての取組の拡充を目指します。

《基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実》

安心して出産・子育てができるよう、仕事と子育ての両立支援の拡充や、保育所等の施設整備・質の確保、市民ニーズの高い経済的ニーズや子育て支援の更なる充実を目指します。特に、子育て家庭へのニーズ調査の結果を踏まえ、父親の育児参加支援の拡充や、保育ニーズの拡大に伴う環境の充実に一層努めていきます。

《基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実》

次代を担う子どもや若者の成長を支える観点から、幼児・学校教育の推進、放課後の子どもたちの健やかな育ちの充実、地域での多様な体験機会の拡充を目指します。加えて、ひきこもりなどの困難を有する若者が社会的に自立できる環境の充実に努めます。

《基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実》

全ての子どもたちが安心して過ごせる環境の充実に向け、児童虐待への迅速かつ適切な対応や社会的養育の更なる充実を図るほか、障がい児、医療的ケアを要する子どもの支援の拡充を目指します。加えて、子どもの貧困対策計画、ひとり親自立促進計画に基づく取組を着実に実施するとともに、共生社会の実現に向け、少数の立場に置かれる子どもが受け入れられる、寛容性ある社会の構築を目指します。

5 成果指標

本計画の実施状況について、客観的な視点から点検・評価し、更なる施策や事業の充実につなげていく指針として、計画全体及び基本目標ごとに成果指標(アウトカム)を定めます。併せて、これらの成果指標の達成に向け、実際に、どのような資源を投入し、どのような活動を行ったかを表す活動指標(アウトプット)を複数設定します。

(1) 計画全体の指標

指標項目	現状値	目標値	考え方
自分のことが好きだと思う子どもの割合	67.4% (平成30年度)	80.0% (令和6年度)	前計画の目標値(令和元年度に75.0%)からの上積みを図る。
子どもを産み育てやすい環境だと思う人の割合	50.9% (平成30年度)	80.0% (令和6年度)	札幌市長期計画「まちづくり戦略ビジョン」の目標値(令和4年度に80.0%)と同一とする。

(2) 基本目標ごとの指標

基本目標	指標項目	現状値	目標値
基本目標 1 子どもの権利を大切に する環境の充実	【新規】子どもの権利についての 認知度	大人：61.0% 子ども：61.4% (平成 30 年度)	大人：75.0% 子ども：75.0% (令和 6 年度)
	子どもの権利が大切にされてい ると思う人の割合	大人：49.2% 子ども：63.8% (平成 30 年度)	大人：65.0% 子ども：70.0% (令和 6 年度)
	いじめなどの不安や悩みを身近 な人などに相談する子どもの割 合	小学校：93.5% 中学校：88.1% 高 校：87.9% (平成 30 年度)	小学校：96.0% 中学校：90.0% 高 校：90.0% (令和 5 年度)
基本目標 2 安心して子どもを生 み育てられる環境の 充実	仕事と生活の調和がとれてい ると思う人の割合	47.1% (平成 30 年度)	65.0% (令和 6 年度)
	希望に応じた保育サービスが利 用できた人の割合	67.3% (平成 30 年度)	80.0% (令和 6 年度)
	【新規】父親・母親がともに子育 てを担っている家庭の割合	45.3% (平成 30 年度)	60.0% (令和 6 年度)
基本目標 3 子どもと若者の成長 と自立を支える環境 の充実	難しいことでも、失敗を恐れな いで挑戦している子どもの割合	小 6：77.3% 中 3：71.4% 高 2：66.2% (平成 30 年度)	小 5：78.0% 中 2：72.0% 高 2：67.0% (令和 5 年度)
	【新規】近所や地域とのつなが りがある子どもの割合	47.8% (平成 30 年度)	60.0% (令和 6 年度)
	【新規】社会の一員として役割 を持っていると感じる若者（20 ～39 歳）の割合	49.8% (平成 28 年度)	60.0% (令和 6 年度)
基本目標 4 配慮を要する子ども と家庭を支える環境 の充実	障がいのある子どもにとって地 域で暮らしやすいまちである と思う保護者の割合	20.0% (平成 30 年度)	60.0% (令和 6 年度)
	【新規】子育てに楽しさよりも 大変さの方が多いと感じるひと り親（二世帯世帯）の割合	18.5% (平成 30 年度)	15.0% (令和 6 年度)

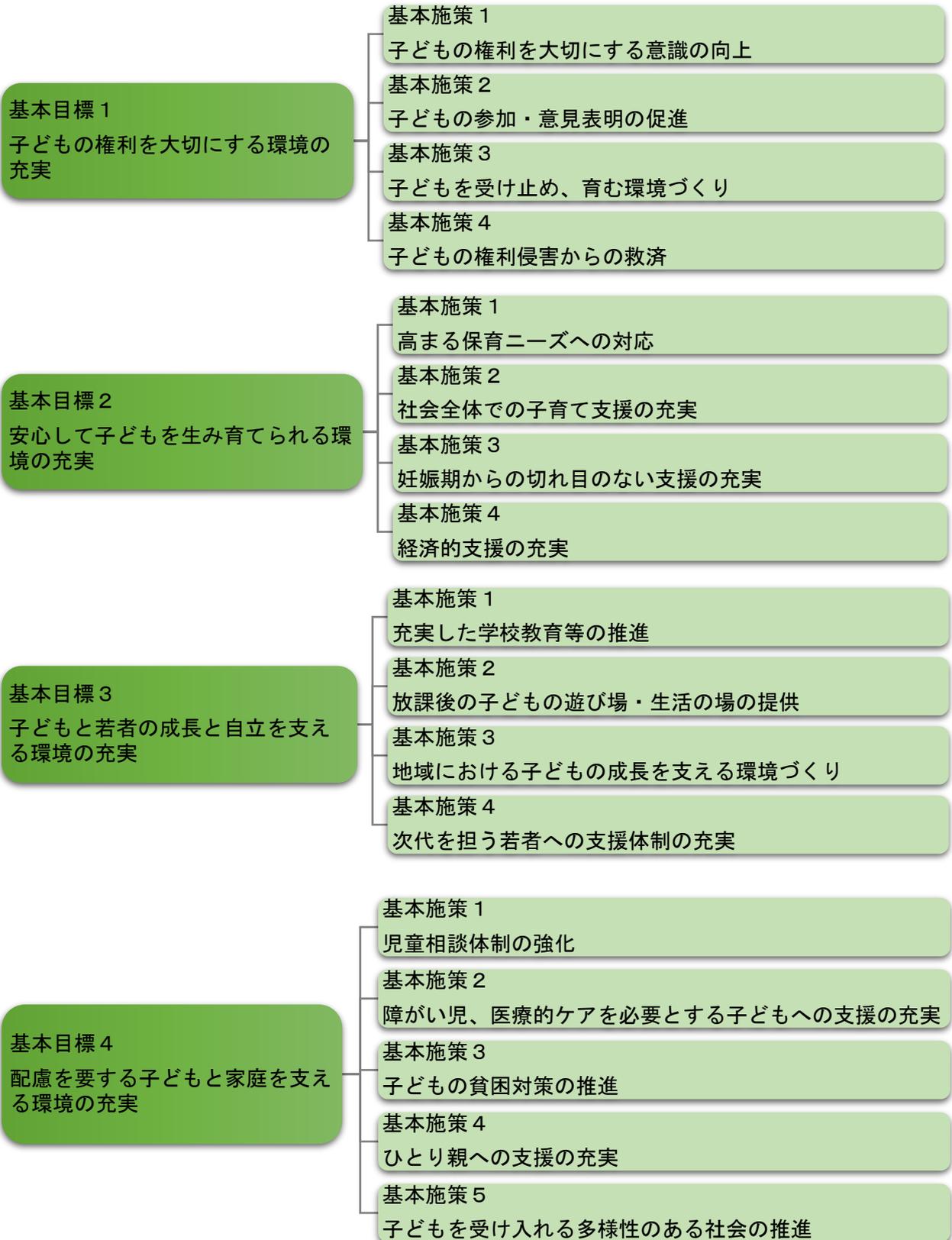
(3) 主要な活動指標

基本目標	指標項目	現状値	目標値
基本目標 1 子どもの権利を大切に する環境の充実	<p>次回子ども・子育て会議に てお示しいたします。</p>		
基本目標 2 安心して子どもを生 み育てられる環境の 充実			
基本目標 3 子どもと若者の成長 と自立を支える環境 の充実			
基本目標 4 配慮を要する子ども と家庭を支える環境 の充実			

第4章 具体的な施策の展開

1 計画体系

本計画の基本目標は前計画を引継ぎますが、前計画の実施状況や市民ニーズ調査の結果等を踏まえ、充実・拡大すべき事項を、新たに基本施策として位置付けます。



2 基本目標ごとの施策の展開

基本目標1 子どもの権利を大切にす環境の充実

<現状と課題>

札幌市では権利条例に基づき、子ども一人一人が安心して健やかに成長していく「子どもにやさしいまちづくり」を推進するため、子どもの権利の普及・啓発や、子どもの参加・意見表明の促進、子どもを受け止め育む環境づくり、子どもの権利侵害からの救済の取組を進めています。

子どもの権利について

子どもの権利は、子ども一人一人が生まれながらに持ち、自分らしく豊かに成長していくために欠かせない基本的な権利(基本的人権)です。その保障のために、子どもも大人と同じ一人の人間として尊重され、年齢などに応じた適切な配慮や支援が提供されることが求められます。

札幌市では、子どもの権利に関する条約や日本国憲法の理念に基づき、平成20年に「子どもの最善の利益を実現するための権利条例(子どもの権利条例)」を制定し、様々な子ども・子育て施策をもつ地方自治体として、市民とともに子どもの権利を大切に、保障を進めることを宣言しています。

<4つの権利> ※権利条例では子どもの権利を大きく4つに分けて説明しています。

- ・安心して生きる権利 …愛情を持って生まれ、いじめや虐待から守られること
- ・自分らしく生きる権利 …個性を尊重され、自由に思いや考えを表現すること
- ・豊かに育つ権利 …学び、遊び、休息し、様々な経験をして豊かに育つこと
- ・参加する権利 …自分に関わることに参加し、意見を表明すること

子どもの権利保障を進めるためには、子ども自身が「安心して生きる権利」や「参加する権利」を理解して、お互いの権利を尊重し実践することはもとより、子どもを育て、子どもとともに社会をつくる大人もまた、子どもの視点に立って考え、子どものために配慮し行動することが欠かせません。

その子どもたち自身が権利保障の状況をどのように受け止めているかを示す総合的な指標としての「子どもの自己肯定感」は、「自分のことが好き」など子どもの主観的な自己評価に基づくものですが、子ども自身の中で様々な意欲や達成経験、周囲への信頼感などとのつながりが見られ、これら相互の関連性を踏まえた全体的な向上を目指していくことが大切です。

また、大人の子どもへの関わり方については、子どもの主体性を尊重しながら、必要な声かけや手助けをする保護者の姿勢が多く見受けられる一方、多くの大人は、子どもに対して、不安や悩みを抱えこみやすく、周囲との関わりが希薄化した「見えにくい子ども」というイメージをもっています。家庭や学校、地域等における子どもと大人の様々な関わりを、子どもの健やかな成長のために必要な学びや経験、参加・意見表明、悩みや不安への気づき・支えの機会として、あらためて考えていくことが重要です。

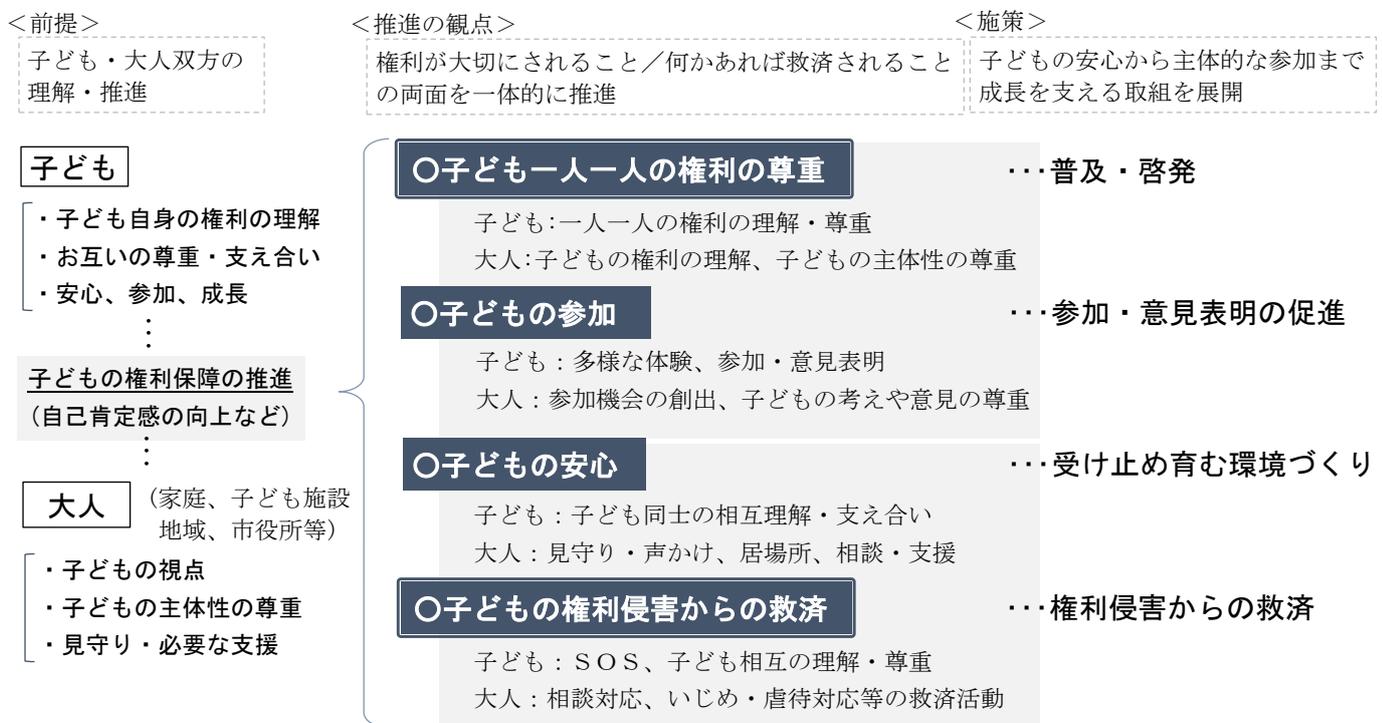
子どもの権利保障の現状について、実態・意識調査では、子どもが「いじめや虐待から守られること」「障がい、国籍、性別等による差別を受けないこと」「個性や違い

を認められ、一人の人間として尊重されること」の3つが「大切にされていない権利」として多く挙げられており、いじめ、虐待、差別などの「人権侵害からの救済」と「お互いの違いを認め、一人一人の権利を尊重する意識の向上」の両面を一体的に進めていくことが求められているといえます。

その上で誰もが、障がいや国籍、性別をはじめ、個々の多様性を認識した上でお互いを尊重するとともに、一人一人の成長や自立のために、適切な配慮や支援を行っていくという、子どもの権利にとどまらない基本的な人権理解の視点をもって、取組を進めることが重要と考えます。

権利条例の施行から10年を経過し、今後のより一層の子どもの権利保障のためには、上記の観点や現状を踏まえ、それぞれの取組を着実に進めていく必要があります。

子どもの権利推進のイメージ



(各施策についての現状と課題)

○子ども一人一人の権利の普及・啓発

子どもの権利の認知度は上昇傾向にあり、特に学齢期の子どもや保護者の認知度が比較的高い一方、乳幼児の保護者の認知度は低く、対象者の年齢や状況に応じた取組の工夫が求められています。毎年、新たに保護者になる方々も多くいる中で、子ども自身の理解向上とともに、着実な普及・啓発の取組を継続していくことが必要です。

○子どもの参加・意見表明の促進

子どもの様々な体験機会として、自然・文化・スポーツ体験以外に、地域における子どもと大人の関わりの機会が求められているほか、子どもの意見表明の機会が、特に地域や札幌市政に関して少ない傾向が見られ、子どもの主体的な参加を促進してい

く必要があります。

○子どもを受け止め育む環境づくり（子どもの安心）

友達関係で不安や悩みを抱えやすい子どもが多く見られる一方、相談相手としても、友達の存在は大きく、子ども同士の理解や支え合いは、子どもの権利保障に深く関わっています。

また、家庭や学校以外においても、子どもが安心して暮らし、様々な経験や参加をするとともに、子どもが抱える困難に大人が気づき、支援する場として、地域のつながりが求められています。

○子どもの権利侵害からの救済

子どもアシストセンターでは、子どものための相談窓口として、スマートフォン等の普及を受けた相談方法の見直しや効果的な広報の検討とともに、引き続き権利救済活動の充実を進めることが必要です。

児童虐待の認定件数が増加傾向にある中、いじめ防止等と併せて、重大な権利侵害への対応は喫緊の課題であり、早期発見・対応に向けた体制強化とともに、広く人権尊重の意識の向上を図ることが重要です。

基本施策 1 子どもの権利を大切にす意識の向上

＜施策の方向性＞

子ども一人一人の権利が尊重される子どもにやさしいまちを実現するためには、子ども自身が子どもの権利について理解し実践するとともに、家庭や学校、地域など様々な場で子どもに関わるすべての大人が子どもの権利を尊重し、子どものために考え行動することが必要です。

その普及のためには、子どもの年齢や子どもとの関わりに応じた広報等を、様々な働きかけを交え、地域や学校などとも連携しながら重層的・継続的に進めていくことが求められます。

そのため、学齢期の子どもや保護者に対しては、学校の教育活動等を通じて普及・啓発を図るとともに、広く市民の協力を得ながら、地域、子どもに関わる団体・施設等とも連携して広報活動を進めます。

特に、乳幼児の保護者に対しては、妊娠期からの様々な機会を捉え、幼稚園・保育所等との連携も図りながら、子育てのヒントや気づきにつながる効果的な啓発活動を進めていきます。

さらに、直接的な広報や啓発活動にとどまらず、子どもの参加や権利侵害からの救済活動など子どもの権利に関わる様々な取組の機会を、子どもの権利の大切さをあらためて考える実践的な理解の場としながら、普及・啓発を図っていきます。

<主な事業・取組>

■子どもの権利の普及・啓発

子どもの権利の普及に向け、「さっぽろ子どもの権利の日(11月20日)」事業のほか、広く市民や子どもに関わる施設職員、地域で子どもに関わる大人などを対象に、様々な工夫や働きかけを交えた効果的な広報等を進めます。

(想定事業)

- ・「さっぽろ子どもの権利の日」事業
- ・施設職員など子どもに関わる大人への普及啓発 等

■子どもの権利の理解促進(保護者)

乳幼児の保護者の子どもの権利への理解向上のため、妊娠期からの様々な機会を捉え、幼稚園・保育所との連携も図りながら普及・啓発を強化するとともに、学校の教育活動を通じて、学齢期の子どもへの保護者への普及・啓発を進めます。

(想定事業)

- ・乳幼児保護者等への普及啓発
- ・学齢期の子どもへの保護者への普及啓発 等

■子どもの権利の理解促進(子ども)

子どもの権利について子ども自身の理解の向上を図るために、子ども向けの広報紙の発行や出前講座等を実施するほか、他の人権課題に関わる意識啓発の取組と併せて、広く人権尊重の意識の向上を図ります。

(想定事業)

- ・子ども向け広報等の充実
- ・子ども出前講座の実施
- ・多文化共生推進事業(異文化理解の促進) 等

■子どもの権利を生かした学校教育の推進

授業をはじめとした学校教育全体の中で、子どもが自他の権利の尊重について学ぶとともに、子ども同士が支え合う活動に取り組むほか、人権に関わる学習活動の実践研究等を通して、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。

(想定事業)

- ・小・中学生向けパンフレットの活用
- ・子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進 等

基本施策2 子どもの参加・意見表明の促進

<施策の方向性>

子どもたちが大人とともにまちづくりに参加し、子どもの視点に立つてつくられたまちは、すべての人にやさしいまちとなります。家庭や子ども関連施設、地域、市政をはじめ、子どもに関わることについては、子どもが考えや意見を表明する機会がつけられ、適切な配慮をもって尊重されることが大切です。

こうした子どもの参加の促進のため、市政やまちづくりに関して、子ども同士の意見交換や発表の機会も交えながら、子どもが意見を提案する取組を展開するほか、学校の教育活動や子どもが関わる施設でも子どもの主体的な参加の取組を進めます。

さらに、子どもの参加が広く身近な取組となるよう、地域の子どもの参加する行事など様々な機会を捉えて、子どもによる提案や企画・運営の取組を働きかけるとともに、保護者をはじめ、子どもに関わる大人に対して子どもの参加の大切さを呼びかけ、理解の促進を図ります。

また、子どもの健やかな成長のためには、子どもが様々なことに意欲をもって主体的に参加し、多様な経験や人との関わりを通して自立性や社会性を身につけていくことも大切です。

自然や芸術・文化、スポーツ体験だけでなく、周囲の大人と子どもの関わりもまた、子どもの学びや経験、参加・意見表明、悩みや不安への気づき・支えの機会として、子どもの豊かな育ちに寄与すると考えられ、家庭や学校のみならず、地域とのつながりなど多様な人との関わりを促進します。

<主な事業・取組>

■市政やまちづくりへの子どもの参加の促進

子どもが市政やまちづくりについて考え、意見を表明する子どもの参加・意見表明の機会を様々なかたちで促進するとともに、子ども自身による情報発信を含む広報により、子どもの参加意識の向上や子どもの参加の取組の普及を進めます。

(想定事業)

- ・子どもの交流・参加の促進（子ども交流・まちづくりの提案発表の取組など）
- ・次世代の活動の担い手育成事業（子ども・若者のまちづくり参加体験など）等

■子どもが関わる施設や学校における子どもの参加の促進

子どもが関わる施設等での子どもの主体的な参加の取組として、児童会館やミニ児童会館の子ども運営委員会や学校の児童会・生徒会の活動を進めるとともに、取組事例の広報等を通して広く子どもの参加を促進します。

(想定事業)

- ・わたしたちの児童会館づくり事業（児童会館子ども運営委員会など）
- ・子ども関連施設における子どもの参加の促進（運営への参加・活動など）等

■地域における子どもの参加の促進

地域の子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、広く情報共有と活用の働きかけを行うことにより、子どもの参加のほか地域の大人と子どもの様々な関わりを促進するとともに、地域のまちづくり活動や子ども会など少年団体の活動を支援し、子どもの様々な体験活動の機会をつくります。

(想定事業)

- ・ 地域における子どもの参加の促進（地域の参加事例の集約・活用の取組など）
- ・ 少年団体活動促進事業
- ・ 未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業（地域のまちづくり支援など）等

基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり

<施策の方向性>

子どもが自分らしく伸び伸びと成長していくためには、年齢とともに変化する生活状況や人間関係に応じて、安心して暮らせる環境づくりが不可欠です。子どもの安心には、自分が大切にされているという受容感や困ったら相談できるという信頼感などとともに、周囲の大人や子どもとの関係性、居場所、相談先、必要な支援の提供など様々な要素が関係しています。

特に、子どもの生活の中で、友達の存在は大きいことから、相互理解やいじめ防止の観点も交えて、身近な子ども同士がお互いを理解・尊重し、支え合うための働きかけを進めます。

そのほか、子どもの安心や成長につながる場として、家庭や学校以外に、児童会館や地域における子どもの居場所づくりを進めるとともに、子どもの見守りや困難を抱える子どもへの気づき・支援の機会ともなるよう、町内会や青少年育成委員会、民生委員児童委員協議会と連携を図りながら、地域における子どもと大人の関わりを促進します。

また、具体的な子ども・子育てに関わる不安や悩みへの対応として、妊娠期から学齢期、若者期を通じて子ども自身や保護者からの様々な相談に応じるとともに、いじめや不登校などの解決に向けた支援、子どもの貧困対策など、子ども・子育ての安心のために必要な取組を進めていきます。

<主な事業・取組>

■子どもの安心と学びのための環境づくり

子どもが安心して暮らし、学ぶことのできる環境づくりを進めるため、学校における教育相談体制の充実、いじめや不登校などの解決に向けた支援のほか、多様な学びを支える環境の充実、若者の社会的自立の支援など子どもの年齢や状況に応じた様々な取組を行います。

(想定事業)

- ・子どもの権利救済活動の広報（子どもアシストセンター）
- ・学校教育相談体制の充実
- ・若者の社会的自立促進事業

等

■子どもが安心して暮らせる地域づくり

地域で子どもを見守り、困難を抱える子どもに気づき、支援につないでいく環境づくりを進めるため、町内会や青少年育成委員会、民生委員児童委員協議会とも連携を図りながら、地域の子どもの居場所づくりや青少年健全育成の取組を進めます。

(想定事業)

- ・地域の子どもの居場所づくりの促進
- ・少年健全育成事業（青少年育成委員会、少年育成指導員による見守り）

等

■安心して子育てできる環境づくり（困難への気づき・相談支援）

安心して子育てができる環境づくりを進めるため、特に乳幼児の保護者など、妊娠期から子どもの年齢や生活の状況に応じた相談・支援体制を強化し、子どもの貧困対策の観点も踏まえ、困難を抱えた子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげます。

(想定事業)

- ・子どものくらし支援コーディネート事業
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業
- ・乳幼児健診

等

基本施策4 子どもの権利侵害からの救済

<施策の方向性>

子ども一人一人の権利が大切にされることと権利が侵害されたときに救済されることは、子どもの権利保障のために表裏一体の関係にあるといえます。お互いの権利を尊重する意識の向上を進め、いじめや虐待などの権利侵害を予防するとともに、権利侵害に苦しむ子どもに対しては迅速な救済が図られなければなりません。

具体的な救済のために、子どもの権利救済機関である子どもアシストセンターでは、子どものための相談窓口として、スマートフォンの普及等を受けた相談方法の見直しを含め、気軽に相談しやすい体制づくりを進め、子ども一人一人に寄り添った救済活動を行います。

児童虐待の認定件数が増加傾向にある中、虐待の防止や早期発見・早期対応に向けて新たな児童相談体制強化プランを取りまとめ、計画的に体制を強化します。

また、権利侵害の防止に向け、学校や地域、関係機関との連携のもと、子ども・子育ての状況に応じた相談・支援を通して子どもや保護者等の様々な不安や負担を軽減するとともに、人権尊重の観点を踏まえた普及・啓発を進めます。

<主な事業・取組>

■子どもの権利侵害に関する相談・救済

子どもの権利侵害からの救済に向け、子どものための相談窓口として子どもアシストセンターの広報の強化や相談方法の見直しを進め、学校等における教育相談などと併せて、子どもに寄り添った救済活動を迅速かつ適切に行います。

(想定事業)

- ・子どもの権利侵害からの救済（子どもアシストセンター）
- ・スクールカウンセラー活用事業

等

■児童虐待への対応

児童虐待の早期発見と迅速かつ適切な対応のため、子ども安心ホットラインの運営や関係機関との連携の強化など児童相談体制の強化に取り組みます。

(想定事業)

- ・子ども安心ネットワーク強化事業
（子ども安心ホットライン、児童家庭支援センターとの連携）
- ・児童相談体制強化事業

等

■権利侵害等に対する意識の啓発

権利侵害を起こさない環境づくりのため、オレンジリボン地域協力員登録の推進など児童虐待防止の取組を進めるとともに、お互いの人権を尊重する意識の向上を図ります。

(想定事業)

- ・児童虐待防止対策支援事業（児童虐待防止のための普及・啓発）
- ・デートDV防止講座

等

■子育てに不安を抱える保護者等への支援

妊娠・出産時の不安軽減をはじめ、子ども・子育ての状況に応じた各種相談・支援を実施し、虐待予防の観点も踏まえ、子どもや保護者等の様々な不安や負担を軽減します。

(想定事業)

- ・初妊婦訪問事業・乳児全戸家庭訪問
- ・保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業

等

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

<現状と課題>

全国的に女性の就業率が増加しており、札幌市においても、就労する母親の増加などにより高まる保育ニーズに対応するため、平成27年度から令和元年度までに、保育定員を5,000人以上拡大するなど、待機児童の解消に努めてきました。引き続き保育定員の拡大を進めていく一方、保育を担う人材の確保も同時に進めなければなりません。また、保育の量を拡大していく中で、今後とも保育の質を担保し、安心して子どもを預けられる環境を整えていく必要があります。

働く母親が増加し、共働き世帯が増えていく中で、今後ますます父親が子育てに関わるのが重要です。ニーズ調査の結果、平成25年度の調査結果と比べて、子育ての主な担い手として「父母ともに」と回答する世帯が増加しており（p.28）、子育ての担い手としての父親の意識は高まっていますが、その一方で、平日に子どもと過ごす時間では母親に比べて圧倒的に少ないなど（p.29）、父親の育児への関わりは十分に進んでいるとは言えません。今よりも、父親の子育ての関わりを促進するためにも、育児しやすい職場環境の整備に向けて、会社への働きかけや、父親の意識をより高めるための取組が必要です。

また、子育ての悩みについては、平成25年度の調査結果と比べて、「子育てによる身体や精神的な疲れが大きいこと」、「仕事と子育ての両立が大変なこと」など親自身の悩みが増加しています（p.32）。平成30年度に実施した子育て世帯と子育て支援者を対象としたグループヒアリングにおいても、理由を問わず利用できる一時保育や、病児保育の拡充を求める声が多く挙げられており、保護者の多様な預かりニーズを受け止める体制の整備が求められています。

妊娠・出産期については、各区保健センターにおいて、母子健康手帳の交付や初妊婦訪問等の機会を通じ、支援が必要な妊産婦を早期に把握し、支援することが重要です。また、ニーズ調査の結果、ワンストップで子育ての悩みに対応して欲しいというニーズが高く、母子保健や保育、障がいといった分野ごとで分断されるのではなく、妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対して総合的に相談・支援を提供するワンストップ拠点である「子育て世代包括支援センター」の機能を充実させていく必要があります。

加えて、ニーズ調査の結果、悩みを抱える対象者に届く確実な情報提供（p.35）、経済的支援、そして子どもの健やかな育ちを支え、保護者のストレス軽減にもなりうる子連れで楽しめる場（p.36）の充実が保護者のニーズとして明らかになっています。

子育て家庭を取り巻く状況の変化により、就労の有無や状況にかかわらず高まっている子育ての負担や不安に対して、社会全体としてどのように受け止め、軽減していくかが課題となっています。

基本施策1 高まる保育ニーズへの対応

<施策の方向性>

未就学児童のいる世帯を対象としたニーズ調査の結果を踏まえ、第5章に掲げる教育・保育施設の需給計画に基づく施設整備や保育人材の確保、一時預かりや延長保育の充実など、高まる保育ニーズに対応した取組を確実に進めていきます。

併せて、幼児教育・保育の現場に勤務する職員が、誇りを持ち、安心して就業継続できる職場環境の整備にも取り組んでいきます。

<主な事業・取組>

■保育施設等の整備

待機児童対策として、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の整備や認可外保育施設からの認可保育所等への移行を促進するなど、保育ニーズに対応できる供給量を確保します。

(想定事業)

- ・私立保育所整備費等補助事業
 - ・認定こども園整備費補助事業
 - ・地域型保育改修等補助事業
 - ・認可外保育施設の認可化移行支援事業
- 等

■多様な保育サービスの提供

子育て家庭の多様な働き方を支援するため、休日保育、延長保育を継続して実施するほか、病後児デイサービス、幼稚園における一時預かりを実施する施設等を拡充します。

(想定事業)

- ・休日保育事業、延長保育事業
 - ・病後児デイサービス事業
 - ・子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業、緊急サポート事業）
 - ・一時預かり事業
- 等

■幼児教育・保育の質の確保

乳幼児期における子どもに関わる職員が安心して教育・保育に携わることができるよう、研修機会や指導監査等を通して教育・保育の質の向上に取り組むほか、保育人材の確保、長期の就労継続や復職への支援等に取り組めます。

(想定事業)

- ・教育・保育の質の向上（研修実施、処遇改善への要望）
 - ・認可外保育施設・企業型保育施設等への指導監査の実施
 - ・保育人材確保、復職・就労支援の取組
 - ・幼保小連携の推進
- 等

◆Point◆ 保育士の就業実態はどのようになっているでしょう？

近年、保育士の人材確保が難しい傾向があります。平成30年度に実施した札幌市保育士実態調査では、回答者のうち、現在保育士として働いていると回答した割合は49.0%であり、保育士資格保有者の多くが保育士としては働いていないという結果でした（図36参照）。また、保育士資格者の退職理由としては、「結婚」（37.9%）が最も多く、次いで「サービス残業や持帰りが多い」（34.7%）、「給与等が安い」（26.4%）という回答が続いています。（図37参照）。

今後も、保育定員の拡大を進めるに当たり、保育士の確保が課題となっていますが、保育士資格を保有しているにも関わらず、現在保育士として働いていないいわゆる潜在保育士の方の再就労、そして、保育士として働いている方の就労継続に対する支援が必要とされています。

図36 保育士資格保有者の就業状況

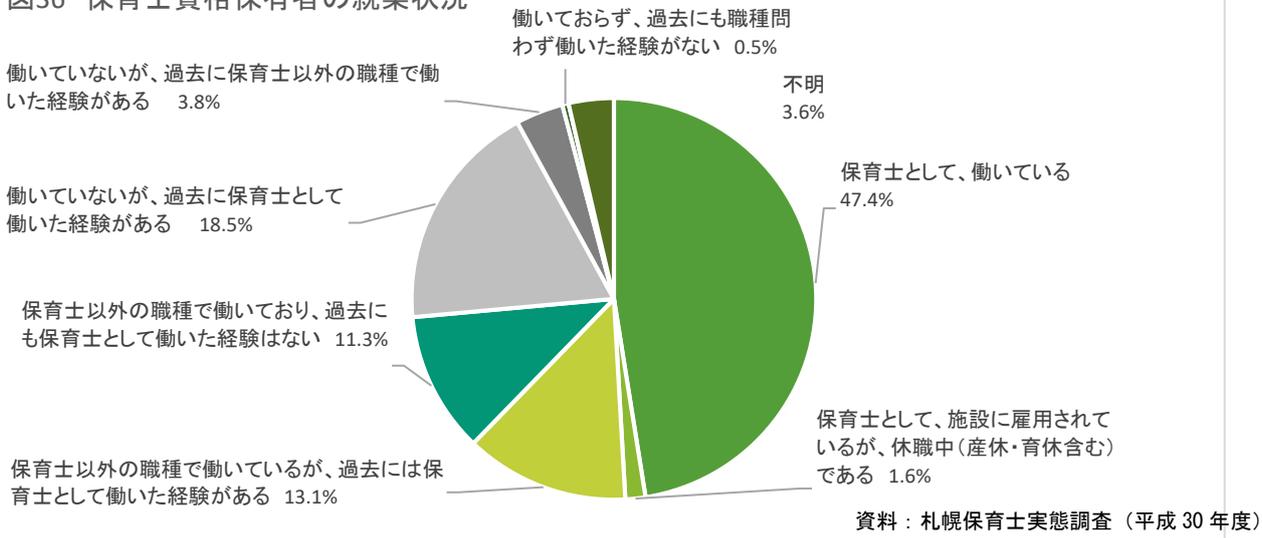
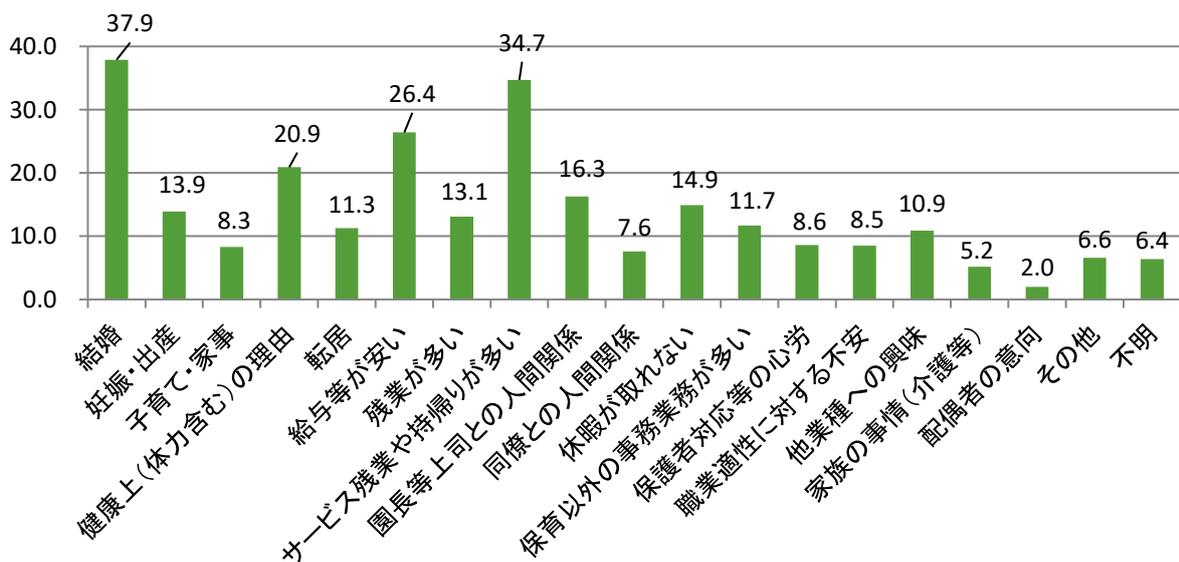


図37 保育士資格者の退職理由



基本施策2 社会全体での子育て支援の充実

＜施策の方向性＞

ニーズ調査の結果、子育てへの負担や不安を抱えている方や頼れる人がいないという方が一定数いるという現状にあって、子育てにおける心理的負担を軽減させる取組が必要です。

そのために、子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場である「子育てサロン」の取組を継続し、子育ての不安や悩みを相談できる場所としての機能強化を進めていくほか、子育て支援情報の効果的な発信に努めていきます。

また、夫婦で家事や育児を分担するような環境づくりのため、父親の積極的な育児参加を促す取組の推進や、仕事と子育ての両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた企業への働きかけなどを進めていきます。

★連携を検討すべき地域資源の例★

子育て支援の様々な場面において、保護者のストレスや悩みをいち早くキャッチし、地域資源を活用し、支援につなげることが可能となります。ここでは、活用可能な地域資源の一例を掲載します。



■子育て支援の更なる充実

地域での子育て支援の拡充を進めるほか、ニーズ調査の結果を踏まえ、父親の子育て参加、さっぽろ子育て情報サイトやアプリの機能拡充、育児不安の解消に向けた取組を進めます。

(想定事業)

- ・各区保育・子育て支援センター整備・運営事業
- ・地域子育て支援事業(情報発信)
- ・地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)
- ・父親による子育て推進事業

等

■ワーク・ライフ・バランスの推進

就労する女性が増加する中、男女とも働きながら子育てしやすい環境づくりに向けて、育児休業等の取得者が生じた場合の認証企業に対する助成メニューを行うほか、子育て中の女性など再就職に不安や悩みを持っている方の就職支援を継続して行います。

(想定事業)

- ・男女が共に活躍できる職場づくり応援事業（企業認証制度・アドバイザー派遣）
- ・育休等取得企業への補助事業
- ・女性社員の活躍応援事業（ロールモデルの作成）
- ・女性の多様な働き方支援窓口運営事業（ここシェルジュ SAPPORO）
- ・テレワーク・業務管理システム普及促進事業

等

基本施策3 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

＜施策の方向性＞

子どもを安心して生み、育てるためには、妊娠期から出産・育児までの切れ目のない支援が重要です。各区保健センターは、妊娠届出時の母子健康手帳の交付や乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診等で、母子と接し、子どもの成長や発達を確認できる身近な相談支援拠点と位置付けられることから、今後も保健、医療、福祉の連携を強化し、母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センター」としての機能を充実させていくことが必要です。

また、ニーズ調査の結果を踏まえ、妊娠期からの父親等を対象とした育児支援や、子育て期の悩みを抱える対象者に届く確実な情報提供に努めるなど、母子保健施策と子育て支援施策とを一体的に推進していきます。

さらに、将来子どもを産み育てる世代の思春期の子どもたちに対し、豊かな親性の醸成を図るため、正しい知識の普及啓発を進めます。

★連携を検討すべき地域資源の例★

虐待死の多くは乳児期（0歳児）であり、望まない妊娠や若年妊婦などリスクを抱えた妊娠の結果であることが多いため、リスクを有している妊婦を早期に把握し継続的に支援することが必要です。そのため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関や地域資源の連携が極めて重要になります。



■ 安心して妊娠・出産できる環境の整備

安心して子どもを生み育てることができるよう、また、児童虐待の発生予防につながるよう、妊娠期から出産・育児まで一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。

また、不妊に悩む夫婦への支援体制の充実を図ります。

(想定事業)

- ・ 妊婦一般健康診査
- ・ 妊婦支援相談事業（母子健康手帳交付時の面接）
- ・ 保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業
- ・ 初妊婦訪問事業
- ・ 産後ケア事業
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 不妊治療等支援事業
- ・ 産婦人科救急コーディネート事業

等

■ 健やかな子どもの成長・思春期の健康づくりへの支援

すべての子どもの健やかな成長を促します。

また、次世代を担う若い世代に正しい知識を普及し、豊かな親性の醸成に努めます。

(想定事業)

- ・ 新生児マススクリーニング事業
- ・ 乳幼児健康診査
- ・ 5歳児健康診査、発達相談
- ・ 思春期ヘルスケア事業
- ・ 若者の性の健康相談

等

基本施策4 経済的支援の充実

＜施策の方向性＞

ニーズ調査の結果、子育ての負担や不安を要因として、保育所や幼稚園にかかる費用や医療費の負担軽減といった経済的な支援の充実を求める声が多数寄せられています。令和元年10月からは、国による幼児教育・保育の無償化制度が始まったほか、市では医療費助成制度の拡充をはじめ、様々な経済的支援メニューがあることから、市民にこれらをパッケージで分かりやすく提示することで、ニーズに応えていきます。

■経済的支援のメニューの充実

国による幼児教育・保育の無償化の対象外となっている3歳未満の児童について、引き続き保育料軽減措置を実施するほか、市の取組として医療費助成の拡充や就学援助、奨学金の支給等を通して、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。

（想定事業）

- ・子ども医療費助成の拡充
- ・保育料軽減措置（3歳未満の第2子無料化を含む）
- ・児童手当、児童扶養手当の支給
- ・特別奨学金支給事業
- ・奨学金支給事業
- ・高等学校生徒通学交通費助成
- ・就学援助

等

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

＜現状と課題＞

子どもの豊かな成長にとって、普段の生活の中で、自分が受け止められ、安心して過ごすことができ、様々な活動をとおして人間関係を構築できる環境が大切です。しかし、近年、遊び場の減少、共働き世帯の増加、さらに地域における人間関係の希薄化など、社会環境の変化が、子どもの過ごす環境に大きな影響を与えています。札幌市では、このような社会環境の変化の中にあっても、学校教育や、学校以外での居場所、体験をとおして、子どもが多様な学びと交流の機会を持ち、健やかに成長していくことができるような取組を進めてきました。

学校教育では、「自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進」のため、子どもが主体的に学ぶことができるよう課題探究的な学習の推進や、子どもが自分の将来に希望を持ち、自分らしい生き方を実現できるような進路探究学習の充実を図ったほか、子ども同士の関わりの中で共に生きる喜びを実感できるような取組を推進しており、引き続きこれらの取組を実施していきます。

放課後の居場所では、全小学校区に児童会館又はミニ児童会館を整備し、児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるような環境を整えてきました。

一方、近年の共働き世帯の増加に伴い、児童会館への登録児童数が増加しており、施設の狭隘化、過密化という課題も生じています。平成30年度に実施した「未就学児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」においても、平成25年度に実施した調査結果から、特に低学年において、放課後児童クラブを利用したいという回答が増加（p.13）しており、今後ますます増加する利用ニーズに対応するため、今後も量、質ともに拡充を図っていく必要があります。

地域は、子どもにとって身近で大切な遊びや学びの生活の場ですが、安全に安心して過ごせる環境であることが重要です。札幌市では、子どもを不審者から守るための活動や、非行防止を含めた子どもの健全育成に関する取組などを、町内会や青少年育成委員、民生委員・児童委員、PTAなどの関係団体が中心となり実施しています。一方、「平成30年度札幌市子どもに関する実態・意識調査」において、自然・文化・スポーツ体験は比較的あるが、社会体験や地域の交流があまりなく、今後もっと必要との傾向が出ています。近年、現状の地域で子どもの安全・安心を確保する活動に加え、子ども食堂や学習支援など、地域において子どもが安心して過ごせる様々な居場所づくりの取組が広まってきています。これらの活動が一体となって、子ども達の成長を地域で見守ることができる取組を進めていく必要があります。

若者支援については、平成21年に「札幌市若者支援基本構想」を策定し、「社会的セーフティネットによる支援」「若者同士の交流、仲間づくりの支援」「社会参画に向けた支援」の3つの視点を柱として、翌22年4月には、「若者総合支援センター」及び「若者活動センター」からなる若者支援施設を設置するとともに、子ども・若者の支援に関

わる行政機関や民間団体等のネットワークである「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」を運営するなど、若者支援に向けた取組を進めてきました。

若者が社会を形成する主体として自立していくためには、今後も全ての若者に対して交流の促進や社会参加の機会を提供していく必要があります。一方で、平成30年度に実施した「市民の生活等に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」の調査結果から、ひきこもりの若者（15歳～39歳）は6,604人存在するとの推計もあることから、ひきこもりやニートなど社会的自立に困難を抱える若者に対しては切れ目のない伴走型の支援を行う環境を整えていく必要があります。

基本施策 1 充実した学校教育等の推進

＜施策の方向性＞

平成31年2月に策定した「札幌市教育振興基本計画〈改定版〉」では、札幌市の教育が目指す人間像「自立した札幌人」の実現に向け、自ら生きていく中で学びを主体的にとらえることができるよう、学校教育の段階から、連続した学びの体制を整備するとともに、子ども一人一人の心身の発達の段階と学校や地域の実態を踏まえ、札幌の自然や社会、文化等の豊かな環境を生かしながら、「学ぶ力-知-」、「豊かな心-徳-」、「健やかな体-体-」の調和のとれた「生きる力」を育てていくこととしています。

また、こうした学びの推進に当たっては、経済的理由や地理的・時間的条件にかかわらず、安心して様々な学びにつながるができるよう、学びの場と機会を保障することが必要不可欠であるとしています。

本計画においては、これら教育振興基本計画で示された施策のうち、就学前教育、義務教育、高等学校教育に係る対象者に関わる主な事業を掲載するものです。

★連携を検討すべき地域資源の例★

学校現場だけでは対応に苦慮する事例において、地域資源や関係機関とのネットワークを活用し、必要な支援につなげることが可能となります。ここでは、活用可能な地域資源の一例を掲載します。



■幼児期の教育の充実

幼稚園、認定こども園、保育所等の関係機関が連携し、幼児期の子どもに「健やかな体」、「豊かな心」、「学ぶ力」など、「生きる力」の基礎を育みます。

(想定事業)

- ・ 幼児教育の質的の向上を図るための研修の充実
 - ・ 市立幼稚園における実践研究の推進
 - ・ 幼保小連携の推進
- 等

■充実した学校教育の推進

義務教育段階での自ら学ぶ喜びを実感できる取組を推進するとともに、他者との関係性の中で共に生きる喜びを実感できる学習活動を推進します。加えて、学校と家庭、地域が連携して子どもの望ましい習慣づくりを推進します。

(想定事業)

- ・「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」推進事業
- ・課題探究的な学習モデル推進事業
- ・札幌らしい特色ある学校教育事業
- ・スクールカウンセラー活用事業
- ・相談支援パートナー事業

等

基本施策2 放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供

＜施策の方向性＞

子どもの健全な育成のためには、子どもが安心して生活や遊ぶことができる放課後の居場所づくりが重要となります。札幌市では、全ての小学校区に児童会館やミニ児童会館を整備し、放課後の子どもの居場所として放課後児童クラブを実施してきましたが、近年、就労世帯の増加に伴い、児童クラブのニーズが増大しており、児童会館の過密化解消や利便性の向上を図るほか、児童会館の機能の充実を図るために、学校を中心とした地域コミュニティ機能を持った新型児童会館の整備を進めていきます。また、すべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動スポーツ・文化活動等の機会を提供する放課後子供教室を、放課後児童クラブと併せて、児童会館、ミニ児童会館において実施しています。

なお、本基本施策は、国が示す「新・放課後子ども総合プラン」の自治体計画の位置付けを担っています。

★連携を検討すべき地域資源の例★

放課後の生活の場において、困りごとや悩みを抱える子ども・子育て家庭について、地域資源や関係機関とのネットワークを活用し、必要な支援につなげることが可能となります。ここでは、活用可能な地域資源の一例を掲載します。



■新・放課後子ども総合プランに基づく取組内容

国が示す、新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室との一体型の推進や学校施設の効果的な活用を図ります。

(プランに基づく取組内容) ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の年度ごとの目標整備量

特認校を除く1小学校区に1ヶ所、放課後児童クラブの整備を進め、すでに整備が完了している。今後は、小学校の改築に併せて小学校に併設する児童会館を整備し、同一の小学校内等で放課後児童クラブと放課後児童教室を実施する一体型の推進を図っていく。

表6 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の年度ごとの目標整備量 (箇所)

	放課後子供 教室分類	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童会館 (単館)	連携型	98	95	94	93	90
児童会館 (学校併設型)	一体型	10	14	15	18	21
ミニ児童会館		92	90	90	88	88
計		200	199	199	199	199

※供用開始年度で整備数を計上

・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会との連携

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所について、利用児童の増加等による過密化の解消策として、教育委員会と連携の上、小学校の余裕教室や放課後一時的に使用しない特別教室等の活用を図っている。また、併せて、新型児童会館の整備に当たっても、学校整備に係る情報を共有しながら整備計画を策定している。

(プランに基づく取組内容)

・特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

特別な配慮を要する児童については、クラブ入会時に有識者による障がい児受入れ会議を実施し、留意事項や対応策等を検討した上で、受け入れている。

・放課後児童クラブの開所時間

学校授業日は放課後から19時まで、土曜日・長期休業日は8時から19時まで開所する。

- ・放課後児童クラブの役割と育成支援内容の利用者や地域住民への周知

現在、小学校1～6年生の児童を受入れており、集団遊び等の中で異年齢児等との関わりを通じた社会性の習得ができます。また、各児童会館及びミニ児童会館ごとに子ども運営委員会を組織し、児童が児童会館やミニ児童会館の運営について主体的・積極的に関わり、参加できる仕組みづくりを通じて、子ども達が社会の一員として意見を表明できる機会を増やし、地域への愛着やまちづくりに対する関心を育むことが可能です。

上記取組内容については、利用者向けには、児童会館内での掲示や利用児童保護者向け説明会を実施するとともに、地域住民向けには、地域連絡会や児童会館等での運営内容等を説明し、意見交換を実施するなど、周知に努めている。

■放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供

児童会館の過密化の解消に取り組むほか、子どもや子育て家庭のニーズに対応し、地域コミュニティ機能の複合化を進めるため新型児童会館の整備を行います。

(想定事業)

- ・放課後児童クラブの充実
- ・児童会館整備事業
- ・民間児童育成会への支援事業
- ・児童会館・ミニ児童会館運営

等

基本施策3 地域における子どもの成長を支える環境づくり

<施策の方向性>

子どもの健やかな成長を支えるためには、社会全体で子どもを育むことが必要ですが、その中でも、子どもたちが安全・安心に暮らす居場所であり、大人と子どもが交流し、そして、子どもがスポーツ・文化活動などの多彩な活動を展開できる「地域」での多様な取組が必要です。

一方、子どもの実態・意識調査では、子どもが、多世代交流や地域体験の機会が少なく、交流が乏しいとの認識が大人・子どもとも多くなっていること、さらに、困難を抱える子どもへの気づきや声掛け・見守り、地域の子どもの居場所について、子ども自身は、「今あまりないが、今後必要」と答えていることから、これらの環境を整備することで、地域ぐるみで子どもを育て、また子ども自身が自らの成長を実現できる場として居場所づくりを進めていくことが必要です。

また、地域は多様な連携機関で子どもを見守り、成長を支援していく実践の場でもあります。これらの連携機関が一体的な支援を行うことで、子どもが抱える悩みや虐待等重篤な権利侵害を未然に防ぐことができるよう、地域単位での連携した取組を推進していきます。

★連携を検討すべき地域資源の例★

地域は、子どもの健やかな成長を育み、自主性・創造性・協調性を養う場として、また、子どもや子育て家庭の悩みや困りごとに対応する場として、重要な位置づけであり、様々な有用な資源が豊富に存在しています。ここでは、活用可能な地域資源の一例を掲載します。



■地域での子育て支援・虐待予防の推進

地域で子育て家庭を支え、子育てについての不安や負担の軽減を図る子育てサロンの取組を引き続き実施するほか、子育て家庭に優しい住宅環境の供給を進めます。さらに、地域で子どもを見守り、虐待予防を支える普及協力員（オレンジリボン地域協力員）の増員に努めます。

（想定事業）

- ・ 地域子育て支援拠点事業
 - ・ 子育てに適した住宅環境の供給
 - ・ 児童虐待防止対策支援事業（児童虐待防止のための普及・啓発）
- 等

■子どもの安全・安心を確保する地域づくり

地域における子どもの健全な育成に資するよう、地域における子どもの見守りのするほか、犯罪防止、災害時の対応等、子どもの安全・安心を確保するための地域ぐるみの活動を推進していきます。

（想定事業）

- ・ 少年健全育成事業（青少年育成委員、少年育成指導員による見守り）
 - ・ 犯罪の無い安全で安心なまちづくり推進（子ども110番）
 - ・ 安全で安心な公共空間整備促進（防犯カメラ）
 - ・ 安全教育の充実（防災教育の充実）
 - ・ 登下校時の安全管理（スクールガード活用）
- 等

■子どもの遊び場・生活の場づくり

子どもの安心や成長につながる場として、児童会館や子ども食堂などの地域の子どもの居場所づくりを進めるほか、子どもの生活の場となる安全・安心な公園、さらに、子どもが成長でき、かつ保護者自身のストレスの解消にもつながる遊び場等についての検討を進めます。

(想定事業)

- ・ 児童会館の地域交流の推進
- ・ 地域の子どもの居場所づくりの促進
- ・ 公園造成事業
- ・ 地域に応じた身近な公園整備事業
- ・ 地域と創る公園機能再編・再整備事業
- ・ 安全・安心な公園再整備事業

等

■多様な体験機会の場の充実

札幌の自然や文化などの特徴も生かしながら、子どもの自主性、創造性、協調性を育む重要な場として、子どもの健やかな成長を育む多様な体験機会を引き続き提供していきます。

(想定事業)

- ・ 少年国際交流事業
- ・ 子どもの体験活動の場・プレーパーク推進事業
- ・ 子ども読書チャレンジプロジェクト
- ・ 文化・スポーツ体験推進事業
- ・ サッポロサタデースクール事業、野外教育事業

等

基本施策4 次代を担う若者への支援体制の充実

＜施策の方向性＞

若者の社会的自立を総合的に支援するため、札幌市では、若者支援の中核施設である若者支援総合センターを中心に、教育機関や就労支援機関などと連携し、身近な地域における相談・支援や、少年期から高等学校卒業期、さらには、青年期を含め、連続した相談・支援を推進してきました。今後、ICT社会やグローバル化の進展など、若者を取り巻く環境が急速に変化する中、若者が豊かな人間性を育み、社会的に自立できるよう、引き続き「社会的セーフティネット」「若者同士の交流、仲間づくり」「社会参画」の3つの視点による支援体制を構築することが必要です。

また、ひきこもりをはじめとする困難を抱える若者ほど、社会・人との関わりが希薄になりがちであり、必要な支援に繋がっていない傾向が見られ、社会的な孤立に陥るリス

クを有することから、問題を複雑化・長期化させないためにも、早期に支援につなげるとともに、切れ目のない個々人に寄り添った継続的な支援を行う必要があります。

■若者の成長及び自立への支援

市内5ヶ所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行うほか、若者団体との交流機会の促進や、高校中退者を対象にした学力習得支援、職業体験の機会を提供します。

(想定事業)

- ・若者支援施設の運営
- ・中学校卒業生等進路支援事業
- ・社会体験機会創出事業
- ・若者の社会的自立促進事業

等

■ひきこもり・不登校等、困難を有する子ども・若者への支援

ひきこもり専門の相談窓口「ひきこもり地域支援センター」を運営するとともに、ひきこもりの本人や家族が互いに交流できる居場所機能を持つ支援拠点を設置し、個々に寄り添った支援を行います。加えて、不登校等の困難を有する子どもの学びや育ちを支えるため、相談支援パートナーにより支援や、フリースクールなど民間施設に対する支援を実施します。

(想定事業)

- ・ひきこもり対策推進事業
- ・子どもの学びの環境づくり補助事業（フリースクール）
- ・相談支援パートナー事業

等

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

<現状と課題>

基本目標4では、虐待のほか様々な理由で保護者のもとを離れて育つ子どもや障がいのある子どもなど、配慮を要する子どもたちが適切な支援を受けて自立していける環境を目指し、体制の充実を進めていきます。

児童虐待は子どもにとって最も重大な権利侵害であり、子ども達を虐待から守り、健やかな成長につなげるためには、子どもや保護者に関わる機関が連携して支援していくことが重要です。また、平成28年に改正された児童福祉法では、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実や子どもの家庭養育優先の原則が明記されました。これまでも、家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホームへの委託の推進や、児童養護施設の小規模化（定員減及び小規模ケア化）等を図ってきましたが、今後、この取組を一層推進する必要があります。

児童発達支援など、障がい児のための通所サービスを利用する子どもは増加傾向にあります。さらに、平成28年の児童福祉法改正により、地方公共団体は、人口呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るよう努めなければならないとされました。本市でも、医療的ケア児が250～300人ほどいるものと推計されており、今後も学校や保育所等において支援が必要な子どもが増えていくものと見込まれます。医療的ケア児を含む障がいのある子どもが、保育所や児童会館などにおいても必要な支援を受けながら、利用することができる体制づくりが課題となっています。

平成30年3月に策定した「札幌市子どもの貧困対策計画」では、困難を抱えていると考える世帯ほど、子どもや保護者自身の悩みについて相談する人がいない、子育てに関する制度やサービス、相談窓口を知らないなど、社会的孤立の傾向にあることに着目し、相談支援体制の充実・強化を特に推進するべき取組としています。

ひとり親家庭については、平成30年12月に実施した就学前児童を対象にしたニーズ調査において、子育てに楽しさよりも「どちらかといえば大変さの方が多い」、「大変さの方が多い」と答えた人が他の世帯よりも多い結果となりました。ひとり親家庭が生活をステップアップさせ、安心して子育てができるよう支援していく必要があります。

権利条例では、第5章第28条において、「子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないように、お互いの違いを認め、尊重し合う社会の形成に努めなければならない」ことを、市民の責務として定めています。児童虐待のほか様々な理由で保護者のもと

を離れて育つ子どもや障がいのある子ども、ひとり親家庭の子ども、経済的な課題を有する家庭の子どもはもちろん、どのような状況にある子どもでも、一人一人が社会に受け入れられ、自分の力を十分に発揮できることが必要です。本計画では、基本目標4のまとめである「基本施策5」として総括的な位置づけで、これら他の基本施策には属さない事業を盛り込むことで、多様性のある社会の構築に向けた取組を進めていくことを表します。

基本施策1 児童相談体制の強化

＜施策の方向性＞

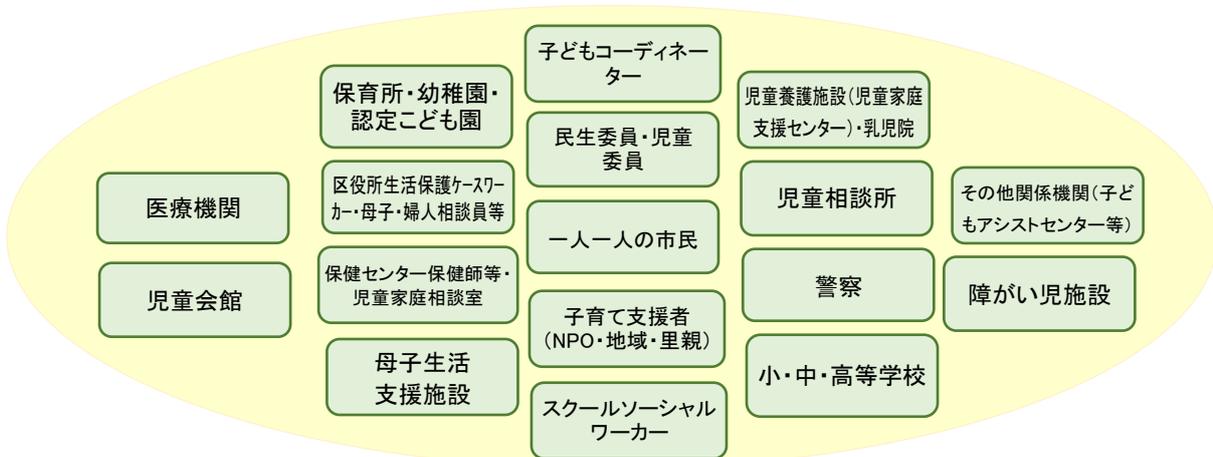
児童虐待認定件数は増加傾向にあり(p. 24 参照)、相談内容も複雑化・深刻化しており、重大事案も発生しています。児童虐待防止には、児童相談所と区役所、学校、保育所、児童家庭支援センター等の関係機関が連携していくことが重要であり、体制強化や連携強化が必要です。その中でも、地域の拠点でもある区役所には、保健センター内に、児童相談の担当職員を配置した「家庭児童相談室」が設置されています。家庭児童相談室は、区要保護児童対策地域協議会の事務局の役割を担っておりますが、更なる区の体制強化が必要です。

また、社会的養護が必要な子どもへの養育環境の充実として、里親等への委託を一層推進するため、里親のリクルート、研修、支援などを一貫して担う包括的な支援体制を構築するとともに、児童養護施設の小規模ケア化や、地域小規模児童養護施設等の整備を着実に進めます。

さらに、社会的養護のもとで育った子どもが施設退所後も安心して社会生活を送ることができるよう、自立に向けたきめ細かい支援の充実を図ります。

★連携を検討すべき地域資源の例★

児童虐待の未然防止、早期対応のためには、関係機関のネットワーク体制の構築はもとより、行政に携わる者、施設関係者、更には市民一人一人が意識をもって、子どもや保護者の声に耳を傾け、支援に結びつけることが必要です。ここでは、活用可能な地域資源の一例を掲載します。



■児童虐待防止対策体制の強化

札幌市児童相談体制強化プランに基づき、児童相談所及び児童家庭支援センターでの児童虐待防止に関する取組を推進するとともに、各区役所における子どもの福祉に関する身近な相談窓口である「家庭児童相談室」について、母子保健分野との連携を進め、支援機能を高めます。また、地域における児童虐待予防を担う協力員の養成を引き続き進めます。

(想定事業)

- ・子ども安心ネットワーク強化事業（子ども安心ホットライン、児童家庭支援センターとの連携）
- ・児童虐待防止対策支援事業（児童虐待防止のための普及・啓発） 等

■社会的養育の推進

改正された児童福祉法の理念のもと、里親の育成支援や施設における保護者支援機能の拡充、地域小規模児童養護施設の整備等を進め、保護者から離れて生活することを余儀なくされた子どもが里親や施設との信頼関係のもとで安心して生活し、健やかに成長できるよう支援していきます。また、子どもが施設を退所した後にしっかりと社会的自立を果たすことができるよう、関係機関が連携して継続的に支援を実施する体制の充実に図ります。

(想定事業)

- ・社会的養護体制整備事業、社会的養護自立支援事業
- ・里親制度促進事業
- ・乳児院等多機能化推進事業
- ・子育て短期支援事業
- ・養育支援員派遣事業 等

基本施策2 障がい児、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

<施策の方向性>

札幌市では、平成28年4月の障害者差別解消法施行を受けて、平成29年12月には、「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」、平成30年3月には、「札幌市手話言語条例」を施行したほか、平成30年3月には、共生社会の実現を基本理念とした「さっぽろ障がい者プラン2018」を策定し、障がいのある方々が、地域で安心して生活していくことができるよう、障がい者施策の充実を図ってきました。

障がいのある子どもの支援に当たっては、個々の障がいの程度や発達段階等の多様なニーズに応えられる支援、乳幼児期から学齢期を経て成人に至るまでの切れ目のない支援が求められます。また、保育園や幼稚園、学校、サービス提供事業所などの、子どもを取り巻く様々な機関が連携して、不安を抱えるご家族の心情に寄り添いながら支えることが必要となります。

本計画では、さっぽろ障がい者プラン2018の理念を踏まえつつ、乳幼児期から学齢期を通して、個々のニーズにきめ細かく対応できるよう、関係機関の連携のもと、様々な施策を展開していきます。

さらに、平成28年の児童福祉法改正を機に充実が求められている医療的ケアを要する子どもへの支援についても、様々な場で心身の状況に応じた適切な支援を提供できるよう、受入体制を整備していきます。

■乳幼児期・学校教育における支援体制の充実

発達に心配のある乳幼児の相談体制の支援を実施し、子どもの状態に応じた療育を実施するとともに、一人一人の教育的ニーズに合わせた教育の充実を図ります。

(想定事業)

- ・療育支援事業
- ・幼児教育相談
- ・障がい児保育の実施と障がい児巡回指導
- ・通級による指導
- ・学びのサポーター活用事業
- ・放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ
- ・市立高等支援学校における就労支援体制の充実

等

■障がいサービス提供体制の充実

発達に心配のある子どもが通って支援を受ける「児童発達支援」「放課後等デイサービス」を引き続き実施するとともに、これらの障がい福祉施策と、保育園や幼稚園、学校等の様々な関係機関の連携のもとで、多様なニーズに応じた支援を進めます。

(想定事業)

- ・児童発達支援、医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

等

■医療的ケアが必要となる子どもの受入れ環境の充実

医療的ケアが必要となる子どもが適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育など関係分野が連携し、受入れ体制を構築することで、保護者の負担軽減を図ります。

(想定事業)

- ・施設等への受入環境整備

等

基本施策3 子どもの貧困対策の推進

<施策の方向性>

「札幌市子どもの貧困対策計画」の策定（平成30年3月）にあたり、平成28年に実施した実態調査において、困難を抱えていると考えられる世帯ほど、子どもや保護者自身の悩みについて相談する人がいない、子育てに関する制度やサービス、相談窓口を知らないなど、社会的孤立の傾向にあることが確認されたことから、同計画において、困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組を、特に推進すべき施策として位置付けています。

具体的な子どもの貧困対策に関する諸事業については、同計画にて着実に推進していくこととし、本子ども未来プランでは、同計画に基づく代表的な事業について掲載します。

■子どもの貧困対策計画に基づく取組の推進

困りごとを抱えた子どもや家庭を早期に把握し、寄り添い型の支援を行う子どもコーディネーターを全市的に配置するとともに、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、「子ども食堂」など子どもの居場所づくりの活動を促進させる取組を行います。

(想定事業)

- ・子どものくらし支援コーディネート事業
- ・地域の子どもの居場所づくりの促進

等

基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実

<施策の方向性>

平成30年3月に策定した「ひとり親家庭等自立促進計画」では、「子育て・生活支援の充実」「就業支援の充実」「養育費の確保及び適切な面会交流の推進」「経済的支援の推進」「利用者目線に立った広報の展開」を基本目標に掲げています。

ひとり親家庭等の自立を促進するための事業・取組等については、同計画に基づいて着実に推進します。

(想定事業)

- ・ひとり親家庭自立支援給付金事業
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ・ひとり親家庭支援センター等運営事業
- ・ひとり親家庭学習支援ボランティア事業
- ・ひとり親家庭就業機会創出事業
- ・ひとり親家庭の目線に立った広報の展開

等

基本施策5 子どもを受け入れる多様性のある社会の推進

<施策の方向性>

基本目標4では、虐待、障がい、子どもの貧困、ひとり親など要配慮の子ども・子育て家庭への支援施策を展開してきましたが、ここでは、これらの括りに属さない、全ての子どもたち一人一人が社会に受け入れられ、自分の持てる力を十分発揮できるような、多様性のある社会の構築に向けた事業の推進を掲載します。

■子どもを受け入れる多様性を認め合う社会の推進

国籍や民族、性別等により差別を受けることがないように、多様性のある社会の構築を推進していきます。

(想定事業)

- ・多文化共生推進事業（異文化理解の促進）
- ・男女共同参画意識啓発事業（子どもへの男女共同参画の理解促進）
- ・人権教育の推進（民族、国籍、性、その他人権教育の推進）
- ・共生社会の実現に向けた権利理解の推進（個々の多様性の尊重に向けた理解促進）

等

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

1 教育・保育及び地域子育て支援事業に関する需給計画について

- 市町村は5ヵ年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定め、子ども・子育て支援施策を計画的に提供することとされています。
- 「子ども・子育て支援事業計画」では、「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」について、計画期間中の各年度における「量の見込み」（利用に関するニーズ量）と、「確保方策」（提供体制の確保の内容及びその実施時期）を定めることとされています。
- 札幌市では、この章を札幌市の子ども・子育て支援事業計画の「需給計画」と位置付けています。

2 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域として市町村が定める区域のことですが、札幌市においては原則として市内にある10の「行政区（中央区、北区、東区、白石区、厚別区、豊平区、清田区、南区、西区及び手稲区）」とし、一部の事業についてのみ「札幌市全域」とします。

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

(1) 教育・保育

事業名	概要	対象年齢
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	0歳～5歳
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育をする施設	3歳～5歳
認定こども園	保育所と幼稚園が一体となり、保育と幼児教育の両方を提供する施設	保育所部分 0歳～5歳 幼稚園部分 3歳～5歳
小規模保育事業	保育を必要とする乳幼児を保育所より少人数の単位で保育する事業	0歳～2歳
家庭的保育事業	保育を必要とする乳幼児を居宅等で保育する事業	
事業所内保育事業	保育を必要とする乳幼児を会社の事業所の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業	

(2) 地域子ども・子育て支援事業

子育て世帯の多様なニーズに対応し、地域子ども・子育て支援の充実を図るための事業であり、次の13事業が子ども・子育て支援法により位置付けられています。

	地域子ども・子育て支援事業	札幌市事業名
1	利用者支援に関する事業	・利用者支援事業 (各区こそだてインフォメーション、ちあふる、保育コーディネーター、保健センター)
2	時間外保育事業	・時間外保育事業
3	放課後児童健全育成事業	・放課後児童クラブ ・民間児童育成会
4	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	・子育て短期支援事業(ショートステイ)
5	地域子育て支援拠点事業	・地域子育て支援拠点事業(常設の子育てサロン)
6	一時預かり事業(幼稚園型)	・幼稚園や認定こども園での一時預かり事業
7	一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	・保育所での一時預かり ・さっぽろ子育てサポートセンター事業 ・札幌市こども緊急サポートネットワーク事業(病気以外・宿泊預かり)
8	病児保育事業、 子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	・病後児デイサービス事業 ・札幌市こども緊急サポートネットワーク事業(病児・病後児預かり)
9	乳児家庭全戸訪問事業	・乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問)
10	養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他による要保護児童等に対する支援に資する事業	・保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業 ・産後のメンタルヘルス支援対策 ・妊婦支援相談事業
11	妊婦に対して健康診査を実施する事業	・妊婦一般健康診査事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業(※1)	・実費徴収に係る補足給付事業(※2)
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(※1)	・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(※3)

※1 実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、量の見込み等を作成する事業の対象外となっています。

- ※2 低所得者世帯等の副食材料費（私学助成幼稚園のみ）及び生活保護世帯等に係る文房具等の購入・遠足等の行事参加費等（1～3号）に関して、保護者が支払うべき実費徴収額に係る費用の一部を補助するもの。
- ※3 新たに認可施設（事業）に参入する教育・保育施設等の事業者に対して、事業運営が軌道に乗るまでの間、事業運営上の相談・助言等を行うもの。

4 教育・保育の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）

(1) 「量の見込み」の基本的な考え方

「量の見込み」とは、特定の保育サービスがどれだけ必要とされているかに関する見込みのことですが、札幌市においては次の表の右欄に記載の考え方に基づき見込むこととします。

事業名等	量の見込みに当たっての考え方
<p>「教育・保育」とは、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育等で就学前の子どもに対し提供される保育サービスのことで以下のとおり区分されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号⇒満3歳以上で保育の必要なし。教育の利用を希望 ・ 2号（学校教育利用希望）⇒満3歳以上で保育の必要があり、教育の利用も希望 ・ 2号（学校教育利用希望以外）⇒満3歳以上で保育の必要があるが、教育の利用は積極的には希望しない ・ 3号⇒3歳未満で保育の必要あり 	<p>国の手引きによる。 なお、国の手引きにより推計される利用意向率は至近の利用意向率の向上幅を考慮し、今後も一定の率で変動するものとしします。</p>

※ この表にいう「国の手引き」とは、量の見込みを算出するために国が作成した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」を指します。

なお、国の手引きにおいては各年度における就学前児童数の推計数に、アンケート調査（札幌市では、平成30年12月～平成31年1月にかけて、市内の就学前児童15,000人を無作為抽出して実施した「札幌市子ども・子育て支援ニーズ調査」のことをいう。）により把握した利用意向率（現在は、保育所利用を希望していないが将来的に稼働して利用したいといった潜在的な利用意向を含む）を乗じることにより算出した数値を「量の見込み」とすることとされています。

(2) 提供体制（供給量）の「確保方策」の基本的な考え方

「提供体制（供給量）」とは、特定の保育サービスが施設・事業者により提供される見込みの量のことをいいますが、その確保に当たっては、就学前の子どもが減少していく見込みであることや既に事業を実施している事業者を活用することにより質の高い保育サービスを提供することができること等を踏まえ、以下の方法により供給量を確保していきます。

① 既存施設の活用

可能な限り既存施設・事業者を活用して供給量を確保します。

② 区間調整

各行政区においてニーズ量に対する供給量を確保することを基本とするが、居住区以外の施設を利用する児童が一定数いることを踏まえ、供給量>ニーズ量となっている行政区の供給量の一部について、それぞれの保育サービスの利用実態を考慮し適切な範囲において、ニーズ量>供給量となっている行政区に充当することとします。

目標年度

令和3年4月1日(※)時点における、札幌市全体の必要供給量を最大限確保します。また、増加する保育ニーズへの対応を加速し、ニーズ量>供給量となる行政区について、計画期間内の必要供給量を令和5年度までに確保します。

※ 「子育て安心プラン(平成29年6月公表)」及び国の手引きを踏まえたもの。

供給量確保の考え方

供給量の確保に当たっては、「供給量の確保の方策」のとおり、新規整備は最小限度に留まるよう既存の認可施設や事業者を最大限に活用して取組を進めるとともに、老朽化した施設を更新し、より安全で安心な教育・保育環境を確保していきます。また、国の基本指針に基づき企業主導型保育事業(定員のうち地域枠相当部分に限る。)や幼稚園等における一時預かり事業についても計画上の供給量として計上します。

供給量の確保の方策

教育・保育の供給量確保については、既存施設の活用を優先することを前提とし、原則として以下の方策により供給量を確保します。

なお、本計画期間内においては1号の供給量は不足しない見込みであることから、既存保育所等から認定こども園への移行によるものを除き、1号のみの供給量確保を目的とした整備は行いません。

- ・ 既存幼稚園・認可保育所から認定こども園への移行
- ・ 既存認定こども園・認可保育所の増・改築等による定員増
- ・ 既存幼稚園等における一時預かり事業(2号教育)
- ・ 既存認可外保育施設から認定こども園・認可保育所・地域型保育事業への移行
- ・ 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の新規整備
- ・ 企業主導型保育事業(地域枠)の活用

※ 認定こども園については、4類型のうち保育の質の確保等の観点から幼保連携型認定こども園を最優先とし、一貫した教育・保育の提供を保障するため、幼保連携型認定こども園の場合は原則として1～3号の定員を設けることとします。

また、既存の幼稚園及び認可保育所が認定こども園に移行することについては、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、原則として認可・認定することとします。そのために必要な範囲で需給調整の特例措置を講じることとし、需給計画に「認定こども園特例枠」として所要の上乗せ量を定めます。

※ 地域型保育事業については、卒園後の受け皿としての連携施設が確実に確保できるなど、卒園児が引き続き保育等を受ける環境が整っていると認められる場合に供給量の確保方策とします。

※ 地域型保育事業のうち小規模保育事業については、保育の質の確保（保育従事者に占める保育士の割合に関する基準）の観点からA型を確保方策とします。

※ 地域型保育事業のうち事業所内保育事業については、主に従業員の福利厚生のために設置するという事業の性格を踏まえ、地域枠の定員の適正な設定を含め個別に設置の判断を行います。

※ 地域型保育事業のうち居宅訪問型保育事業については、保育の質の確保（保育従事者と子どもが1対1で保育されるという事業の性質上、保育状況の客観的な把握・検証が困難であること）の観点等から今回の事業計画期間内においては実施しない（認可しない）こととします。

※ 地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）については原則として連携施設（保育内容の支援、代替保育の提供及び卒園後の受け皿となる施設をいう。）を確保する義務があることから、連携施設となる認定こども園、幼稚園及び認可保育所との連携が円滑に行えるように必要に応じて札幌市が適切な調整等を行うこととします。

※ 企業主導型保育事業（地域枠）については、地域枠利用者の勤務先と企業主導型保育事業者との提携により、その利用期間中において地域枠から従業員枠への変動が可能な制度であることを踏まえた上で、供給量を設定し、確保の方策とします。

供給量の確保に向けた環境整備

保育の供給量確保に当たり、保育現場の担い手となる保育士等の人材確保及び資質向上についての重要性を考慮し、行政、各団体、養成校等がそれぞれ主体的な取組を推進するとともに、取組の効果が最大化するよう3者が連携・協力して保育士確保に関する取組を進めるものとします（「第4章 基本目標2」参照）。

(3) 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」（全市）

■ 教育・保育に関する需給計画のポイント

ニーズ	需給計画のポイント
幼稚園等の教育を利用したいというニーズ (※1)	札幌市全域で見ると、計画最終年度である令和7年4月のニーズ量と計画初年度である令和2年度の供給量を比較すると、1号のニーズに2号のうち学校教育利用の希望が強いと考えられるニーズ量を加えても、(19,590人) < 供給量 (24,670人) と大幅な供給過多となっています。供給量が不足する区においても区間調整により既存の幼稚園等で必要な供給量を確保できることから、新たな幼稚園の整備は行わないこととしています。
保育所等の保育を利用したいというニーズ (※2)	札幌市全域で見ると、計画最終年度である令和7年4月のニーズ量と計画初年度である令和2年度の供給量を比較すると、3～5歳の区別の不足の合計は2,552人となっていることから、行政区ごとにニーズ量に対して必要な供給量を確保するため、「供給確保の方策」で記載した手法により、必要な供給量を確保することとしています。 また、3号に関しても、一部区において不足(439人)が生じていることから、幼稚園の認定こども園への移行や保育所等の増改築において新たに設定する3号の利用定員により確保を図るほか、小規模保育の新規整備等により、必要な供給量を確保することとしています。
ニーズ変化への対応	令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化や、国が「子育て安心プラン」において予測する将来的な女性就業率の上昇に伴う保育利用率の上昇や就学前児童数の変動、大規模開発等により、計画策定後に判明するニーズの変化には、「量の見込み」を適切に補正することにより対応することとします。

※1 詳細な需給計画の表における「3～5歳教育のみ(1号)」及び「3～5歳保育の必要性あり(2号)」のうち「学校教育利用希望強い」の「①量の見込み」欄に記載されている数値を合計したものが幼稚園等の教育を利用したいというニーズの量

※2 詳細な需給計画の表における「3～5歳保育の必要性あり（2号）」、「1・2歳保育の必要性あり（3号）」及び「0歳保育の必要性あり（3号）」の「①量の見込み」の欄に記載されている数値を合計したものが保育所等の保育を利用したいというニーズの量

■ 「量の見込み」及び「確保方策」（全市）

「量の見込み」及び「確保方策」の年度毎の数値は資料6-1及び資料6-2を御参照ください

「量の見込み」及び「確保方策」の年度
毎の数値は資料6-1 及び資料6-2を
御参照ください

5 地域子ども・子育て支援事業の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）

(1) 利用者支援事業

札幌市事業	・利用者支援事業	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	<p>・個別の子育て家庭のニーズを把握して適切な施設・事業等の利用を支援し、併せて関係機関等とネットワークの構築等を行う事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本型：各区こそだてインフォメーション 区保育・子育て支援センター（ちあふる） ●特定型：各区保育コーディネーター ●母子保健型：各区保健センター 		
量の見込み の考え方	<p>・実施主体は、施設や事業の紹介等を含む支援と位置付け、行政によるものとする。</p> <p>・子育て支援の中心的役割を担っている区役所の各類型別（窓口別）箇所数（こそだてインフォメーション、保育コーディネーター、保健センター）と区保育・子育て支援センター（ちあふる）とし、市内の見込み総量をニーズ量調査によらず10区×4か所＝40か所として算出した。</p>		
確保方策の 考え方	<p>・基本型・特定型の各区3箇所は下記内訳で供給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●区役所の窓口別箇所数 <ul style="list-style-type: none"> ①各区こそだてインフォメーション（基本型） ②各区保育コーディネーター（特定型） ③各区保健センター（母子保健型） ●区保育・子育て支援センター <ul style="list-style-type: none"> ④各区保育・子育て支援センター（ちあふる）（基本型） 		

（箇所）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	「量の見込み」及び「確保方策」の年度毎の数値は 資料6-1及び資料6-2を御参照ください				
②確保方策					
②—①					

（箇所）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	「量の見込み」及び「確保方策」の年度毎の数値は 資料6-1及び資料6-2を御参照ください				
確保方策					
②—①					

(2) 時間外保育事業

札幌市事業	・ 時間外保育事業	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・ 通常の保育時間の前後に延長して保育を実施する事業		
量の見込み の考え方	・ 全体の保育ニーズの変動に伴って本事業のニーズも変動することが考えられるため、保育ニーズの量の見込みに、平成 30 年度の時間外保育事業の利用率を乗じて算出。		
確保方策の 考え方	・ 時間外保育実施予定施設の定員数による。		

(人)

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①量の見込み	「量の見込み」及び「確保方策」の年度毎の数値は 資料6-1 及び資料6-2を御参照ください				
②確保方策					
②—①					

(3) 放課後児童健全育成事業

札幌市事業	・放課後児童クラブ ・民間児童育成会	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・放課後帰宅しても保護者が就労等により不在となる小学生に対して、適切な遊び場や生活の場を与える事業		
量の見込み の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生は国手引きによりニーズ調査の結果を用いる。 ・2年生から6年生は前年度の登録実績（1～5年生）に過去の学年による遞減率※1と登録数の増加率※2を乗じて見込みを算出 		
確保方策の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の児童数が多い場合などに、一部の施設に児童が集中する傾向があるため、ミニ児童会館の拡張、学校と併設した児童会館の再整備を進め、過密化の解消を図る。 ・全ての面積を供給量には加味していないが、現状としても、ミニ児童会館において、放課後の時間帯に学校で使用していない教室等を使用できるよう各学校と調整を行い、放課後等専用区画とするなどの方法で過密化解消に努めている。 		

(人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	<p style="text-align: center;">「量の見込み」及び「確保方策」の年度毎の数値は 資料6-1及び資料6-2を御参照ください</p>				
②確保方策					
②—①					

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

札幌市事業	・ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	教育・保育 提供区域	全市
事業概要	・ 保護者が病気等により一時的に養育ができなくなった場合に児童養護施設等で預かる事業		
量の見込み の考え方	・ ①児童人口が減少しているにも関わらず当該事業の利用実績が増加傾向になること、②利用理由の半数以上が育児不安・育児疲れであること、③養護相談対応件数が年々増加していることを踏まえ、国手引きをもとにニーズ調査から算出した結果に、過去3年の養護相談の伸び率を乗じて算出。		
確保方策の 考え方	・ 本事業を委託している市内児童養護施設及び乳児院から聴取した受入可能数合計7,185人日。これは本事業の受入対象である0歳～17歳の児童を対象としたものであるため、過去3年間の実績における5歳以下児童の利用割合（55.5%）を乗じて、計3,988人日と算出した。		

（人日）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	「量の見込み」及び「確保方策」の年度毎の数値は 資料6-1及び資料6-2を御参照ください				
②確保方策					
②—①					

(5) 地域子育て支援拠点事業

札幌市事業	・ 地域子育て支援拠点事業（常設の子育てサロン）	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・ 子育て家庭が身近な場所で気軽に集い、自由に交流や情報交換等ができる常設の子育てサロン		
量の見込み の考え方	・ 国手引きにより算出した量の見込みから、子ども・子育て支援新制度において3号認定を受ける児童（保育所等を利用するための地域子育て支援拠点事業を利用しないものと考えられる児童）に係る量の見込みを差し引いたものを見込む。		
確保方策の 考え方	・ 本事業は無料かつ、利用制限のない事業であることから、利用希望者全てを受け入れているため、平成31年4月1日現在の常設子育てサロンにおける利用可能人数に過去の開催実績を乗じて算出した52,265人回を供給（見込）量とする。		

（人回）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	「量の見込み」及び「確保方策」の年度毎の数値は 資料6-1及び資料6-2を御参照ください				
②確保方策					
②—①					

(6) 一時預かり事業（幼稚園型）

札幌市事業	・ 幼稚園や認定こども園での一時預かり事業	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・ 幼稚園・認定こども園（教育利用）の教育時間の前後や休業日に、保育を必要とする在園児で預かる事業。		
量の見込みの考え方	・ 「子ども・子育て支援新制度において2号認定による定期的な利用を希望する方」については、一時預かり事業ではなく、認定こども園（幼保連携型、幼稚園型）の利用も想定されるため、国手引きにより算出した量の見込みから、認定こども園（幼稚園から認定こども園に移行した施設のみ）の利用定員分を控除した。		
確保方策の考え方	・ 現在、幼稚園型の一時預かり事業を実施している施設における年間利用可能日数×定員として算出した。		

（人日）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	「量の見込み」及び「確保方策」の年度毎の数値は 資料6-1及び資料6-2を御参照ください				
②確保方策					
②—①					

(7) 一時預かり事業（幼稚園型を除く。）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く。）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

札幌市事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所での一時預かり ・ さっぽろ子育てサポートセンター事業（未就学児） ・ 札幌市こども緊急サポートネットワーク事業（病気以外・宿泊預かり） 	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 断続的・短期間就労や、傷病、冠婚葬祭、育児に伴う心理的・身体的な負担を解消する場合等に、保育所等において一時的に保育を実施する事業。 ・ 子どもの預かり等の援助を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）とにより会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支援する仕組み。 		
量の見込みの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子ども・子育て支援新制度において2号認定、3号認定を受ける児童」は、日中、教育・保育サービスを受けることから、一時預かり事業を利用する可能性が低いことを考慮し、国手引きにより算出した量の見込みから除外した。 		
確保方策の考え方	<p><一時預かり事業（幼稚園型除く）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入れ可能児童数により算出 <p><子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の子育て援助活動支援事業（子育てサポートセンター・こども緊急サポートネットワーク）の提供会員数の伸び率を踏まえ、提供会員数を推計。これに過去の未就学児の利用割合及び提供会員の年間活動件数の実績を踏まえて算出した、一人当たりの活動可能件数（子育てサポートセンター：年間51件、こども緊急サポートネットワーク：年間3件）を乗じ、24,741人日を供給（見込）量として算出。 		

（人日）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	<p>「量の見込み」及び「確保方策」の年度毎の数値は資料6-1及び資料6-2を御参照ください</p>				
②確保方策					
②—①					

(8) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

札幌市事業	<ul style="list-style-type: none"> ・病後児デイサービス事業 ・札幌市こども緊急サポートネットワーク事業（病児・病後児預かり） 	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・病後児を一時的に預かる事業 		
量の見込み の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・国手引きにより算出した量の見込みのうち、ニーズ調査にて「子どもを見てもらえる親族・知人がいない」と回答した方を対象として算定する。 		
確保方策の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育事業（病後児デイサービス）は施設数（令和2年度時点で6施設）×1日の利用定員数（4名）×開所日数（291日） ・過去の子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業（こども緊急サポートネットワーク））の提供会員数の伸び率を踏まえ、提供会員数を推計し、これに過去の病児・病後児預かりの実態を踏まえて算出した提供会員一人当たりの活動可能件数（週2日）を乗じ、29,198人日を供給（見込）量とする。 ・令和3年度まで供給量の不足が生じる見込みであることから、以下の考え方で供給量を確保する。 ・病後児デイサービスの施設数を拡充するほか、こども緊急サポートネットワークは、提供会員の増を目指し、更なる供給量の確保を図っていく。 		

（人日）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	「量の見込み」及び「確保方策」の年度毎の数値は 資料6-1及び資料6-2を御参照ください				
②確保方策					
②—①					

(9) 子育て援助活動支援事業（就学後）

札幌市事業	・ さっぽろ子育てサポートセンター事業（就学時）	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・ 子どもの預かり等の援助を受けたい人（依頼会員）と援助したい費人（提供会員）とにより会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支援する仕組み。		
量の見込みの考え方	・ 過去の利用会員数の伸び率を踏まえ、利用会員数を推計。国手引きにより算出したニーズ量の利用会員数に利用実績を乗じて算出した数値を量の見込み（ニーズ量）とした。		
確保方策の考え方	・ 過去の子育て援助活動支援事業（さっぽろ子育てサポートセンター）の提供会員数の伸び率を踏まえ、将来の提供会員数を推計。これに過去の提供会員一人当たりの年間活動件数（年間51件）の実態を踏まえて算出した活動可能件数を乗じて算出した13,447人日を供給（見込）量とする。		

(人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	「量の見込み」及び「確保方策」の年度毎の数値は資料6-1及び資料6-2を御参照ください				
②確保方策					
②—①					

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

札幌市事業	・ 乳幼児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・ 妊娠・出産・育児に関する正しい知識と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行う事業。		
量の見込みの考え方	・ 各年度における0歳児の推計人口をそのまま訪問人数＝量の見込みとした。		
確保方策の考え方	・ 量の見込みと同数（乳児家庭への訪問は、区保健センターの保健師及び母子保健訪問指導員が実施しているが、現状で全戸訪問のために必要な体制を確保しているため。）		

(人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	「量の見込み」及び「確保方策」の年度毎の数値は資料6-1及び資料6-2を御参照ください				
②確保方策					
②—①					

(11) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他による要保護児童等に対する支援に資する事業

札幌市事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業 ・産後のメンタルヘルス支援対策 ・妊婦支援相談事業 	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・育児不安の軽減及び育児支援が必要と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら、家庭訪問等による育児支援を行う事業等。 		
量の見込み の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の事業の実績及び伸び率と各年度の0歳推計人口により量の見込みを算出。 ①保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業による訪問件数を推計。 ②産後のメンタルヘルス支援対策で継続支援となる件数を推計。 ③妊婦支援相談事業で継続支援となる件数を推計。 		
確保方策の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・量の見込みと同数（養育支援訪問事業の支援については、区保健センターの保健師及び母子保健訪問指導員が実施しているが、現状で支援実施のために必要な体制を確保しているため。） 		

(人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	「量の見込み」及び「確保方策」の年度毎の数値は 資料6-1及び資料6-2を御参照ください				
②確保方策					
②—①					

(12) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

札幌市事業	・ 妊婦一般健康診査事業	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・ 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用の一部を助成する事業。		
量の見込み の考え方	以下の方法により量の見込みを算出。 ①将来推計妊娠届出数を算出。 ②過去の1回目の妊婦健診受信者数と同年の妊娠届出数の前年度割合を使用し、将来推計1回目の妊婦健診受診数を算出。 ③将来推計1回目の妊婦健診受診者数を妊婦数として、妊婦健診回数を算出(妊婦数×14)		
確保方策の 考え方	・ 量の見込みと同数(市内の産婦人科医療機関及び助産所に妊婦健診を委託しており、必要な健診体制を確保しているため。)		

(人回)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	「量の見込み」及び「確保方策」の年度毎の数値は 資料6-1及び資料6-2を御参照ください				
②確保方策					
②—①					

6 提供区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」

「量の見込み」及び「確保方策」の年度
毎の数値は資料6-1及び資料6-2を
御参照ください

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 附属機関等による点検・評価の実施

本計画の推進に当たっては、子どもの権利の重要性をすべての市民が共通の認識のもと、実践していくことが必要であることから、市民、NPO、地域団体など関係団体との連携を深めながら、施策の推進に当たります。

また、附属機関である「札幌市子ども・子育て会議」、及び、「札幌市子どもの権利委員会」に毎年度の実施状況を報告し、点検・評価を受けたうえで、次年度以降の施策や事業の改善に活かしていきます。その際には、特に、基本視点の4点目に定める「地域資源を活用した連携の視点」について、どの程度進展しているかの観点からも進行管理を行います。

実施状況の報告時には、第3章5に定める「成果指標」の実施状況のほか、第4章に定める各基本目標・施策ごとの取組状況、地域連携の視点、第5章に定める子ども・子育て支援事業計画の実施状況を中心に点検・評価を受け、その内容をホームページ上で公表します。

加えて、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」において、持続可能な世界を実現するための2030年までの国際目標に対する17のゴール(目標)には、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられており、これらは、本計画を実行していくうえでの指針ともなるべきものです。平成30年(2018年)に札幌市は「SDGs 未来都市」に選定されており、このSDGsの観点からの実施状況についても、必要に応じて、子ども・子育て会議の場などで報告していきます。

(2) 庁内での推進体制の確立

基本目標や基本施策ごとに縦割りの実施とならないよう、子ども・子育て支援施策に関する庁内の推進組織である「子どもの権利総合推進本部」にて、毎年度、実施状況の進捗管理を行うほか、日常的に、関係部局が組織横断的な取組を展開し、庁内が一体となって、本計画を推進していきます。

2 計画の見直し

本計画は、令和6年度(2024年度)までの中期的な方向性を定める計画ですが、今後の国の施策、市民の保育ニーズの拡大の可能性等を考慮すると、社会情勢が変化し、特に第5章に定める「子ども・子育て支援事業計画」を中心に、見直しが必要となるケースが生じると考えられます。

その場合は、適切に市民ニーズ等を把握したうえで、見直し内容について札幌市子ども・子育て会議の審議を経て、市民意見等を把握したうえで改定を行うこととします。

第7章 参考資料

- 1 計画の策定体制
- 2 計画の策定経過
- 3 附属機関開催概要（札幌市子ども・子育て会議、札幌市子どもの権利委員会）
- 4 ニーズ調査結果（就学前児童対象ニーズ調査・子ども実態・意識調査）
- 5 ワークショップ結果（市民ワークショップ・子ども未来委員会）
- 6 パブリックコメント実施結果（実施概要・主要な意見・市の考え方）